

# 外国の警備業に関する 調査研究報告書

平成 29 年（2017 年）5 月

公益財団法人 日工組社会安全研究財団



## まえがき

ロンドンオリンピックを引き継いだリオデジャネイロオリンピックは、無事に終了した。次は、東京オリンピックである。

オリンピックが成功するための最大の鍵は、大会の安全を担う警備体制がきちんと機能することにある。先の2つのオリンピックは無事終了したが、その警備は当初の計画どおりには進行しなかった。国家の総力を挙げて取り組むという関係者の強い意志が、にわかには浮上した警備力の不足を克服し、最終的な成功をもたらした。

ロンドンとリオデジャネイロで共通した危機は、オリンピック組織委員会等と警備に係る契約を締結した警備業者が予定どおりの警備要員を提供できなかったことに端を発する。

ロンドンの場合は、世界最大の警備業者が予定した人数の警備員を配置できないことが大会直前に判明した。リオデジャネイロの場合は、3,600人を調達する予定だった警備業者が大会直前に破産した。

これらの警備力の不足は、イギリス・ブラジル両国の軍隊及び警察の緊急動員によって補充された。

東京オリンピックは、前2者に比較し、警備を実施する上での条件が大きく異なる。前2者は、オリンピックの開催会場がコンパクトな区域にまとめられ、選手村との交通が単線的な道路によって結ばれるなどの特徴がある。東京オリンピックの開催される状況は、これと異なって区域が広範囲であり、道路状況も複雑である。また、警備力を補完する体制も異なる。

本調査研究は、東京オリンピック警備の参考に資することを目的として、ロンドンオリンピック等における警備において民間警備力がどのようにかかわったかを調査したものである。関係方面において一読していただければ幸いである。

本調査研究の企画等に当たって、警察庁交通局交通企画課理事官（前警察庁生活安全局生活安全企画課理事官）の平野雄介氏及び後任の警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐の坂本俊介氏に的確な助言等をいただいた。厚く感謝したい。また、調査を委託した株式会社サンビームの担当者には、限られた時間の中で、現地調査を初めとする所要の調査を誠実に履行していただいたことを書き添える。

2017年5月  
公益財団法人日工組社会安全研究財団  
専務理事 上田正文



# 目 次

第1章 調査研究概要	1
1.1 調査研究の目的	1
1.2 調査研究対象国	1
1.3 調査研究方法	1
第2章 警備業に係る法制	3
2.1 法律制定・改廃状況	3
2.2 警備業の営業の要件	13
2.3 警備員の権限・役割	20
2.4 警備員の護身用具・武器の状況	23
2.5 警備員に対する教育訓練の状況	26
2.6 警備業務における犬の使用	34
2.7 警備業者に対する公的機関による各種支援等に係る規定	36
2.8 警備員の労務環境（労災、労働時間等）に係る規定	39
2.9 警備業に適用される消費者保護規定	41
2.10 発注者との関係に係る法制の状況	42
2.11 法制度のまとめ	43
第3章 警備業に係る経済的状況	49
3.1 警備業者数、警備員数、市場規模、業界団体の状況等	49
3.2 警備員の平均賃金	58
3.3 警備員の労務環境	60
3.4 警備員の需給状況	62
3.5 警備業者の行っている具体的な活動	64
3.6 警備業務に係る契約の内容・種類	67
3.7 警備業務実施に当たっての発注者との関係	70
3.8 何らかの事故発生時の責任分担範囲や下請構造の有無等	71
3.9 警備業界の課題・展望	72
3.10 警備業研究の状況（テーマ・論点）	73
3.11 警察や政府機関等との関係	75
3.12 社会における警備業の地位	78
第4章 オリンピックを始めとした大規模警備における警備業	81
4.1 大規模警備における警備業務の請負方法	81
4.2 複数の警備業者の協働に係る法制の状況	83
4.3 複数の警備業者間の指揮関係・連絡調整方法	84
4.4 大規模警備実施時の一時的な警備員の大量動員に係る人員の募集方法	85
4.5 警察や政府機関等との連携方法	87
4.6 ロンドン2012大会やワールドカップ等警備を終えた中での反省・教訓事項	92
第5章 まとめと今後の課題	97
5.1 法制度	97
5.2 経済的状況	97
5.3 オリンピックを始めとした大規模警備における警備業	98
5.4 今後の課題	98
主要参考文献	100



# 第1章 調査研究概要

## 1.1 調査研究の目的

我が国の警備業は、昭和 47 年の警備業法の制定時から見ると、その規模が飛躍的に拡大しており、平成 27 年末時点では、売上高で約 3 兆 4 千億円、警備員数では約 54 万人を数えるまでに至っている。また、平成 32 年に開催される 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の警備においても重要な役割を担うことが予想されており、政府でも「世界一安全な日本」創造戦略（平成 25 年 12 月閣議決定）において、「警備業法の適切な運用を通じて、生活安全産業として警備業の質の向上を図る」こととしているところである。

他方で、こうした発展の中で、例えば、警備料金の下落や発注者等からの不当な取扱い、人手不足、労災の増加、多数の社会保険未加入の存在、警備員の処遇の低さといった様々な課題が挙げられている。東京 2020 大会を巡っても、多数の警備員の動員が見込まれており、少なくとも複数の警備業者による協働が必要と考えられているところ、警備業法や労働者派遣法との関係の中で、警備業者間相互の協働の在り方等が論点として挙げられているところである。

こうした課題に対し、警備業界の健全な発展や、来る東京 2020 大会の成功等に向けて必要な施策を検討していくためには、その前提として様々な実態調査等を進めていくことが必要である。そこで、本調査研究は、ロンドン 2012 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「ロンドン 2012 大会」という。）の開催地であったイギリスや比較的最近 FIFA ワールドカップを開催した経験があつて我が国の法制と親和性が高いドイツといった外国の警備業に係る規制や活用状況、大規模警備に係る状況を把握し、今後の警備業に係る施策の検討に活かすことを目的として実施したものである。

## 1.2 調査研究対象国

イギリス、ドイツ、アメリカ及びフランスとした。

ただし、アメリカについては、国としての状況のほか、警備業者や警備員が多い州としてニューヨーク州、カリフォルニア州及びワシントン DC<sup>1</sup>を調査研究対象とした。

## 1.3 調査研究方法

主として文献調査により実施した。

なお、ロンドン 2012 大会の開催地であったイギリスや比較的最近ワールドカップを開催した経験があつて我が国の法制と親和性が高いドイツの両国については、文献調査に加えて現地調査を実施した。

### ■為替レートについて

市場状況等において諸外国の物価等を円換算する際は、2017 年 2 月 1 日のレート（電信売相場 T T S と電信買相場 T T B の 1/2）を用いた。

同日における調査対象各国のレートは以下のとおりである。

ユーロ€（ドイツ、フランス）	122.01 円
ポンド£（イギリス）	142.24 円
米ドル\$（アメリカ）	113.08 円

出典：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングHP

<sup>1</sup> ワシントン DC は連邦直轄地区であり、厳密には州ではないが、本調査においては、便宜的に他の 2 州と同様に「州」として扱うものとした。



## 第2章 警備業に係る法制

### 2.1 法律制定・改廃状況

業としての警備業の成立は、アレン・ピンカートンが1850年にアメリカ・シカゴで設立したピンカートン探偵社、若しくは1857年のピンカートン護衛パトロール社の設立をもってその嚆矢とされることが多いが、警備業に係る法の制定は、必ずしも各国における警備業の成立時期とは一致しない。

我が国では、1964年の東京オリンピック（第18回大会）前後に警備業が成立し、警備業に対する社会的要請の増大に伴って警備業が多方面に進出した一方、悪質な業者、警備員による不祥事も多発するようになり、警備業に対する法的規制についての世論も高まるに至ったことから、1972年に警備業法が制定された。

図2-1に、本調査の対象国・州における警備業法制定年を示す。

前述のとおり、アメリカでは1850年代に警備業が成立しているが、法整備は遅く、ワシントンDCが1974年と我が国の警備業法制定と同時期であるほかは、ニューヨーク州、カリフォルニア州とも1990年代に入って法整備がなされた。

対照的に法整備が早かったのはドイツである。「ドイツの警備業の歴史と現状」<sup>2</sup>によると、ドイツの警備業は、19世紀末にアメリカの警備業の実情を視察し、その知見に基づきザロモンとヤーコブという商人が1901年に「ハノーバー警備・施錠インスティテュート」を設立したのが最初とされている。1914～1918年の第一次大戦後、ドイツはそれまでのドイツ帝国が倒れ、ワイマール共和国に移行した（1919年）が、敗戦後の経済的混乱に加え、インフレの加速、世界的な不況、共産党と国家社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）間の武装闘争、ストライキの多発等により、警備業への社会的要請が増大した。個人営業に近い形の弱小の警備業者が乱立し、法律的な歯止めを必要とする事態になったため、1927年に営業法第34条aとして警備業に関する認可制度が始まった。

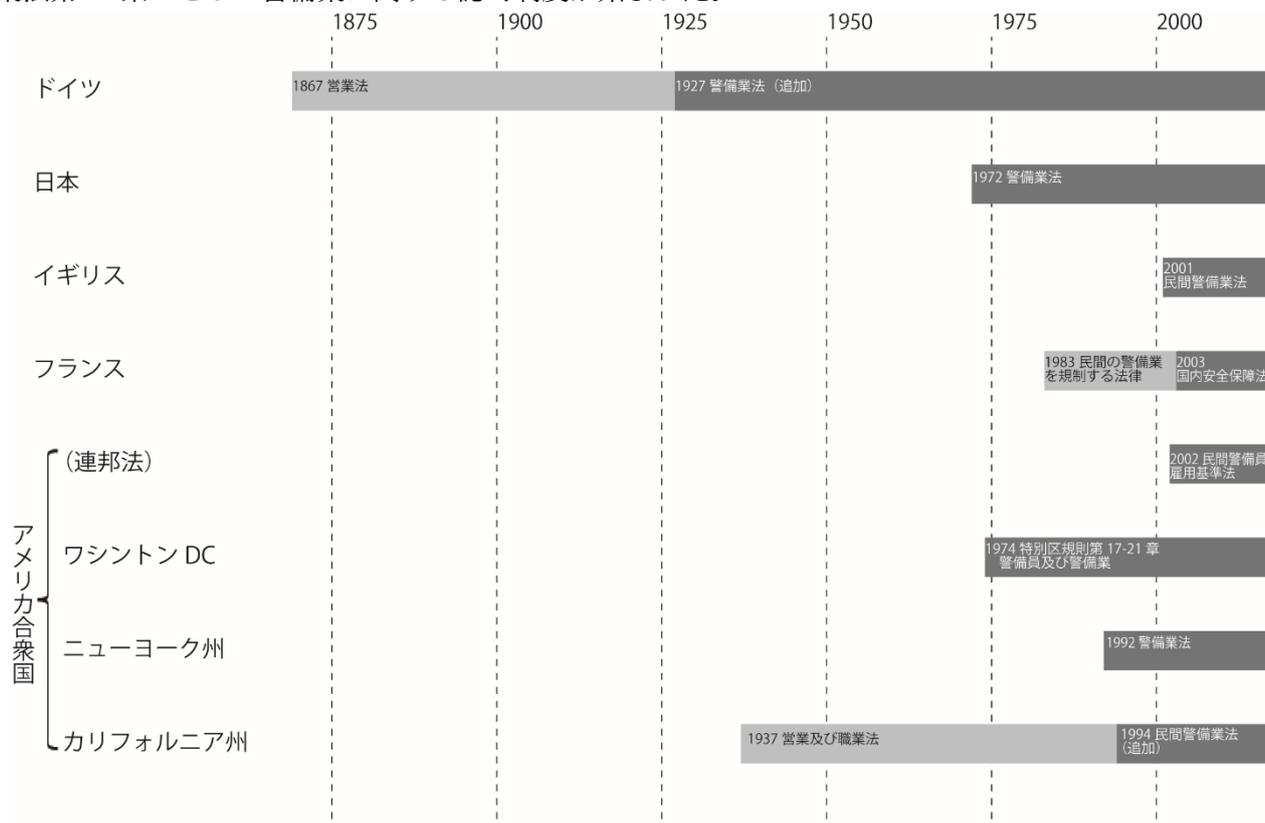


図 2-1 調査対象各国・州における警備業法制定年

<sup>2</sup> 宮澤浩一（「安全・安心な社会の実現に向けて」全国警備業協会、2010 所収）

フランスでは1983年に民間の警備業を規制する法律が制定されていたが、2003年に同法は廃止され、警備業に関する規定は、治安の回復を目指し、軽犯罪の厳罰化や街娼の取締り等を目的とした「国内安全保障法」に取り込まれる形となった。

なお、以下に示すとおり各国法の正式名称はまちまちであるが、本報告書では、以降、特に断りのない限り、警備業の規制、登録等に関する法律又は警備業に係る規定（章、条項等）を、各国共通で便宜的に「警備業法」と記載した。また、黎明期の警備業が探偵業を兼ねていたことから、フランスのように警備業法の中に探偵業に係る規定を含む国もあったが、我が国における警備業法及び警備業制度との比較対照という観点から、探偵業に係る部分については省略した。

## (1) イギリス

警備業法の制定は2001年と新しく、法制定から15年余を経過しているが、現在に至るまで改正はなされていない。

イギリスにおける警備業法の制定経緯は我が国と似ている。すなわち、警備員として稼働する者の中に重大な犯罪歴のある者がいたことや、職業的犯罪者によって経営されている警備業者があることなどが明らかとなったこと、加えて、警備業の社会的評価を高めたい業界団体の働き掛けにより、警備業法が制定された。

英国警備業協会（British Security Industry Association。以下「BSIA」という。）によると、2010年頃に、ブラウン内閣から、警備業に関する法規制を廃し、業界内における自主規制に移行する方針が打ち出されたことがあり、その後のキャメロン内閣、続く現メイ内閣はその方針を更に拡大し、様々な法規制を撤廃する方向に進んだという。イギリス内の諸産業がこうした規制緩和・廃止を歓迎する中、法規制により業界から不適格者を排除し、社会的地位を向上させてきた警備業界はこれに反対する働き掛けを続け、規制廃止の方針を撤回させたとのことであった。

警備業法の条構成は以下のとおりである。警備業者及び警備員を管理監督するための警備業委員会（Security Industry Authority。以下「SIA」という。）の設置に係る事項、職務内容、権限等がその主な内容となっている。

なお、警備業法は内務省の所管となっており、内務大臣に責任を負う警備業の監督機関として SIA が設置されている。

### 警備業委員会

第1条 警備業委員会

第2条 国務大臣による指示等

### 許可要件

第3条 許可なしでは禁止される行為

第4条 許可要件の免除

第5条 許可なしによる警備業営業違反

第6条 許可なしによる車両の固定違反

### 委員会の許可付与業務

第7条 許可付与の基準

第8条 許可を要する行為に従事するための許可

第9条 許可要件

第10条 許可の取消並びに変更

第11条 許可申請に関する訴願

第12条 許可証の登録

第13条 地方委員会における許可の付与

## 認定請負企業

第 14 条 認定請負企業の登録簿

第 15 条 認定の承諾協定

第 16 条 認定を使用する権利

第 17 条 認定要件の詐称

第 18 条 認定に関する訴願

## 立入り、調査及び情報

第 19 条 立入り及び調査の権限

第 20 条 立入り権限行使のための手引き

第 21 条 犯罪記録の照会

第 22 条 不正な情報

## 補足

第 23 条 監督者等の刑事責任

第 24 条 命令及び規則

第 25 条 解釈

第 26 条 法の略称、施行期日及び法の適用範囲

## (2) ドイツ

警備業法の制定は、第一次大戦と第二次大戦の狭間であるヴァイマル共和政時代の 1927 年である。ドイツの警備業法は単独の法律ではなく、プロイセン王国時代の 1869 年に制定された営業法の第 34 条 a として規定されている。

法制定が古いこともあって何度か改正が行われている。また、EU 法の制定に合わせた法改正も行われてきた。

最新の法改正は、2016 年 11 月 4 日に行われた。これは、近年、シリア難民を始めとする難民受入施設における警備の需要が増加したことなどを受けたものである。この改正法は 2016 年 12 月 1 日より（一部は 2017 年 1 月 1 日より）施行されている。

ドイツはアメリカと同じく連邦制を採用しているが、憲法に相当するボン基本法（1949 年発効、2006 年最終改正）に規定されるとおり、州（ラント）の立法権は「基本法が連邦に立法権限を付与していない限り」において可能とされている。警備業に関しては、同法第 74 条 11 に示される競合的立法の対象分野に含まれているが、現在まで州（ラント）による独自立法はなく、各州とも連邦法に基づく規制を行っている。

なお、ボン基本法第 83 条の規定により、連邦法の施行は、特別な定めがない限り州（ラント）が行うものとされていることから、連邦法である警備業法に基づく実務は、各州（ラント）の経済担当省庁が担っている。

なお、警備業や警備員の登録等の申請受理は、州・郡・市の当局が行っている。

警備業法は、この 1 条のみで構成されている。2016 年の法改正以前、同条には「警備業」（Bewachungsgewerbe）という見出しが付されていたが、同年の改正により、「警備業；法規命令制定権」（Bewachungsgewerbe ;Verordnungsermächtigung）に改められた。

## ボン基本法

### 7 連邦立法

第70条〔連邦とラントの立法〕①ラントは、この基本法が連邦に立法権限を付与していない限りで、立法を行う権利を有する。

②連邦とラントの管轄の境界は、専属的立法と競合的立法に関するこの基本法の諸規定に従って、画定される。

第71条〔専属的立法〕連邦の専属的立法の分野においてラントが立法権限を有するのは、連邦法律においてこれを明文で授権される場合であり、かつその場合に限られる。

第72条〔競合的立法〕①競合的立法の分野においてラントが立法権限を有するのは、連邦が法律によってその立法管轄を利用しようとしなない場合であり、又その場合に限られる。

②連邦が、第74条第1項の第4号、第7号、第11号、第13号、第15号、第19a号、第20号、第22号、第25号及び第26号の分野において立法を行う権利を有しているのは、連邦領土内での均質な生活関係の創出のため、又は国家全体の利益のための法的統一若しくは経済的統一の維持のために、連邦法律による定めが必要とされている場合であり、かつその場合に限られる。

<略>

第73条〔専属的立法の対象〕①連邦は、次の分野について、専属的立法権を有する。

<中略>

9 営業上の権利保護、著作権及び出版権

9 a ラントの境界を超える危険が存在する場合、一のラント警察官庁の管轄が認められていない場合、又はラントの最上級庁が要請している場合における、連邦刑事警察による国際テロリズムの危険の予防

10 次に掲げる事項に関する連邦とラントの協働、並びに、連邦刑事警察庁の設立及び国際的な犯罪予防

ア 刑事警察

イ 自由で民主的な基本秩序、連邦又はラントの存立及び安全の保障（憲法保障）

ウ 暴力の行使によって、又は暴力の行使を目的とする準備行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的利益を脅かす、連邦領土内での企てに対抗するための保障

11 連邦目的のための統計

12 武器法及び爆発物法

<略>

第74条〔競合的立法の対象〕①競合的立法は、次の分野に及ぶ。

<中略>

11 経済法（鉱業、工業、エネルギー管理、手工業、営業、商業、銀行・証券取引所制度、私法上の保険制度）、ただし、閉店<sup>3</sup>、飲食店、室内ゲームセンター、興行、見本市、展覧会及び市場に関する法を除く

<中略>

### 8 連邦法律の施行及び連邦行政

第83条〔ラントによる連邦法律の施行〕ラントは、この基本法が、ほかに特別の定めをおかず、又は認めていない限りにおいて、連邦法律を固有事務として施行する。

出典：新版世界憲法集（高橋和之編、岩波書店、2007）

## (3) フランス

フランスでは、1983年に警備員によるホームレス殺害事件が起き、国による警備業に対する規制が求められたことから、同年、「民間の警備業を規制する法律」が制定されたが、2003年に同法は廃止され、警備業に係る規定は、「国内安全保障法」（通称、サルコジ法）の一部（第6編 民間警備活動）に組み込まれることとなった。

同法第6編 民間警備活動の構成は、以下のとおりであり、警備業の要件、活動内容、警備員の資格証交付要件等が規定されている。

フランスの警備業の特徴の一つとして、警備員の服装に関し、「警備員はその職務の実行に当たり、特別の服装をしなければならない。この服装は、公共サービスの服装、とりわけ国家警察、憲兵隊、税関そして市警察の服装との一切の混乱を引き起こしてはならない。」（L613-4条）として、制服の着用を義務付けていることが挙げられる。

なお、警備業法の所管省庁は内務省である。

### 第1章 監視及び警護、現金輸送、身辺保護及び船舶保護の民間警備活動

#### 第1節 総則

#### 第2節 実施要件

##### 第1款 総則

##### 第2款 個人事業者、経営者、法人代表者の承認

##### 第3款 個人事業者及び法人に対する許可

<sup>3</sup> 「閉店法」（Ladenschlusgesetz、1956）を指す。

- 第4款 被雇用者の活動許可
  - 第1項 資格証の交付
  - 第2項 職業教育への参加認可
  - 第3項 活動の暫定認可
- 第5款 共通条項
- 第3節 活動形態
  - 第1款 監視及び警護業務
    - 第1項 任務
    - 第2項 服装
    - 第3項 武器の保持
    - 第4項 動産及び不動産の遠隔監視業務
    - 第5項 警備犬業務
  - 第2款 現金輸送業務
    - 第1項 服装並びに武器の保持
    - 第2項 現金を輸送する企業の施設並びに輸送の警備
  - 第3款 身辺警備業務
  - 第4款 監視カメラ業務
- 第4節 不動産賃貸人に対する警備業務
  - 第1款 任務
  - 第2款 採用
  - 第3款 服装及び資格証
  - 第4款 武器の保持
- 第5節 輸送会社における社内安全業務
- 第6節 船舶警備業務
  - 第1款 証明書
  - 第2款 資格証
  - 第3款 特別訓練方法
  - 第4款 船上検査
- 第7節 罰則
  - 第1款 実施要件
    - 第1項 総則
    - 第2項 個人事業者、経営者、法人代表者の承認
    - 第3項 個人事業者及び法人に付与される活動許可
    - 第4項 被雇用者の資格証
    - 第5項 内部保安業務
  - 第2款 訓練方法
    - 第1項 監視及び警護任務
    - 第2項 現金輸送業務
    - 第3項 船舶警備業務
  - 第3款 内部保安業務
  - 第4款 行政監査
  - 第5款 共通条項
- 第2章 民間探偵業（略）
- 第2章－2 民間警備業の研修
  - 第1節 総則

- 第2節 実施要件
- 第3節 罰則
- 第3章 民間警備業活動全国協議会
  - 第1節 総則
  - 第2節 民間警備業活動全国協議会の任務及び役職員
    - 第1款 任務
    - 第2款 役職員
  - 第3節 認定・審査委員会
  - 第4節 審査
    - 第1款 審査の実施
    - 第2款 懲戒処分
  - 第5節 最終規定
- 第4章：フランスの海外県に関連する条項（略）

#### (4) アメリカ

ドイツが全土で連邦法を採用しているのに対し、アメリカの連邦法は、警備員の雇用に関して犯罪歴の事前調査等を定めた「2002年民間警備員雇用基準法」が存在するのみで、警備業の要件等を規定する連邦法は存在せず、各州が独自の警備業法を制定している。

これは、合衆国憲法修正第10条「この憲法により、合衆国に委任されず、又は州が行使することが禁じられていない権限は、各州又は人民に留保される。」(1791年制定)に基づくものである。

#### ア 連邦法

2002年に前述の「2002年民間警備員雇用基準法」が制定された。

この法律は、警備員を雇用する際に実施すべき連邦レベルの素性調査システムについて規定したものである。ただし、同システムの導入は、州が本システムの採用を拒否する法を制定することにより、拒むことができるとされている。

同法の構成は以下のとおりであるが、実質的な調査内容は、第4条 素性調査（バックグラウンド調査）に全て集約されている。

- 第1条 略称
- 第2条 所見
- 第3条 定義
- 第4条 素性調査（バックグラウンド調査）
  - (a) 一般規定
  - (b) 規則
  - (c) 刑事罰
  - (d) 利用者手数料
  - (e) 州の脱退(State Opt Out)
  - (f) 州基準及び雇用者に提供される情報

## イ ニューヨーク州

ニューヨーク州では、1992年に「一般営業法 (General business law)」第7-A章に警備業法が設けられた。

警備業法としては、同法の第89条-eから第89条-wまでが充てられており、警備員雇用時の要件、訓練要件、罰則等が定められている。

- 第89条-e 法律の略称
- 第89条-f 定義
- 第89条-g 警備員の雇用
- 第89条-h 登録証の要件
- 第89条-i 調査
- 第89条-j 警備員登録簿
- 第89条-k 登録証の発行と拒否
- 第89条-l 登録証の停止、取消及び再発行
- 第89条-m 登録証の更新
- 第89条-n 訓練要件
- 第89条-o 規則及び規制
- 第89条-p 違反及び罰則
- 第89条-q 可分性(separability)
- 第89条-r 専占 (preemption)
- 第89条-s 報告(reporting)
- 第89条-w 適用範囲

## ウ カリフォルニア州

カリフォルニア州における警備業法は、1937年に制定された「営業及び職業法」に、第3編第11.5章「民間警備業法」として1994年に追加される形で成立した。

州消費者庁警備・探偵業局小史によると、同州における警備業の規制は、1915年の探偵業に関する免許制度設立に始まり、1943年には私立探偵法の中に民間巡回監視員の項が追加された。

警備業法の構成は以下のとおりである（一部款、条の連番に欠番が見られるが、原文において「削除」等の記載がないまま欠番となっている。）。

- 第1款 一般規定
  - 第600条 {削除}
  - 第600.1条 定義
  - 第601条 試験申請
    - 第601.1条 試験時間及び会場
    - 第601.2条 再試験
    - 第601.3条 申請の放棄
    - 第601.4条 免許証交付手続期間
    - 第601.5条 社内警備員(Proprietary Private Security Officer)<sup>4</sup>の申請基準
    - 第601.6条 無許可人の召喚
    - 第601.7条 無許可人の召喚要因
    - 第601.8条 無許可人の召喚様式
    - 第601.9条 無許可人に対する排除命令の遵守
    - 第601.10条 無許可人の召喚に対する異議申立て

<sup>4</sup> 企業内の警備に従事するため、自社に雇用されている警備員のこと。

- 第 602 条 実質的な関係性<sup>5</sup>に関する基準
  - 第 602.1 条 資格回復の評価基準
- 第 1.5 款 一般規定
  - 第 603 条 1.5 款の範囲
    - 第 603.1 条 実質的な関係性に関する基準 {削除}
  - 第 604 条 追加の定義
  - 第 605 条 試験の範囲
    - 第 605.1 条 試験の時間及び場所 {削除}
    - 第 605.2 条 再試験 {削除}
    - 第 605.3 条 申請の放棄 {削除}
  - 第 606 条 住所の申請
  - 第 607 条 被雇用者の記録
    - 第 607.4 条 許可証の譲渡
    - 第 607.5 条 所有権の変更
  - 第 608 条 虚偽又は誤解を招く供述 {削除}
    - 第 608.3 条 警備・調査業務事務所発行の身分証明書 (ID カード)
  - 第 609 条 試験の時間及び場所 {削除}
- 第 2 款 懲戒規定に関するガイドライン
- 第 3 款 私立探偵、民間警備業及び警報会社管理者についての一般規定
  - 第 620 条 資格及び経験
  - 第 621 条 広告
    - 第 621.2 条 不正行為又は詐欺
  - 第 622 条 支店証明書
  - 第 623 条 申請者の法執行調査
- 第 4 款 私立探偵
- 第 6 款 民間警備業、警報会社管理者、警備員、巡回人、警報係員(設置者/応答者)
  - 第 625 条 定義
    - 第 625.1 条 登録の申請
  - 第 626 条 雇用の停止
  - 第 627 条 登録の失効及び更新
  - 第 628 条 逮捕権力行使のための訓練
    - 第 628.5 条 不法な活動 {削除}
  - 第 629 条 警報会社管理者の資格及び経験
  - 第 630 条 警報会社管理者による虚偽又は誤解を生む供述
- 第 7 款 銃火器及び他の危険武器
  - 第 631 条 銃火器又は模造銃火器の携帯又は使用の要件
    - 第 631.1 条 銃火器の携帯又は使用の許容
  - 第 632 条 銃火器資格証
  - 第 633 条 二年ごとの銃火器資格証更新
  - 第 634 条 銃火器の記録
  - 第 635 条 銃火器訓練講習
  - 第 636 条 講習の承認

<sup>5</sup> 「実質的な関係性」(Substantial Relationship) とは、カリフォルニア州法においてしばしば用いられる語で、警備員免許の不承認、一時停止若しくは取消処分を行う際、免許保有者の犯罪や行為が警備員としての不適格性と「実質的な関係性」を有するものとみなされる。

- 第 637 条 停止又は撤回
  - 第 637.1 条 定義
- 第 8 款 手数料
  - 第 638 条 錠前師手数料
  - 第 639 条 私立探偵手数料
  - 第 640 条 民間警備業手数料
  - 第 641 条 警報会社管理者及び係員手数料
  - 第 642 条 担保回復手数料
    - 第 642.5 条 社内警備員手数料
- 第 9 款 警備員の技能訓練講習
  - 第 643 条 警備員の技能訓練研修
  - 第 645 条 社内警備員の技能訓練研修

## エ ワシントン DC

ワシントン DC — 正式にはコロンビア特別区 (District of Columbia) — は、合衆国憲法の規定により連邦議会が排他的立法権を有している<sup>6</sup>ため、長らく自治権がなく、住民に関しては 1961 年の憲法修正第 23 条成立まで、大統領選挙人選任権さえもなかった。

1973 年にコロンビア特別区自治法が成立し、これにより公選による市長及び議会が設けられ、他の州に準じた立法がなされるようになった。

DC は 1974 年に「コロンビア特別区規則 (District of Columbia Municipal Regulations) を制定し、この第 17-21 章に、警備業法が設けられた。

警備業法の構成は以下のとおりであり、警備員の適性要件、警備業の許可等が定められている。また、フランスの警備業法と同様に、活動内容の如何によらず制服の着用を義務付けていることも特徴といえよう。

- 第 2100 条 一般規定
- 第 2101 条 警備業又は雇用者の義務
- 第 2102 条 適性要件(一般)
- 第 2103 条 適性要件(健康)
- 第 2104 条 適性要件(刑事有罪判決)
- 第 2105 条 適性要件(刑事犯罪歴)
- 第 2106 条 写真及び指紋
- 第 2107 条 申請者の調査
- 第 2108 条 試験及び訓練
- 第 2109 条 暫定証明書
- 第 2110 条 広告及び展示
- 第 2111 条 身分証明書 (ID カード) 及び被雇用者リスト
- 第 2112 条 制服
- 第 2113 条 バッジ、パッチ及び紋章 (Badges, Patches, and Emblems)
- 第 2114 条 証明書の更新
- 第 2115 条 {削除}
- 第 2116 条 {削除}

<sup>6</sup> 合衆国憲法第 1 条第 8 節 [合衆国議会の権限] ⑩ 特定の州が割譲し、合衆国議会がそれをうけることにより合衆国政府の所在地となる地区 (10 マイル平方を超えてはならない) に対して、あらゆる事項に関する専属的な立法権を行使すること。(後略)

第 2117 条	{削除}
第 2118 条	{削除}
第 2119 条	{削除}
第 2120 条	証明書の拒否、停止及び取消
第 2121 条	通知業務
第 2122 条	聴取
第 2123 条	不服申立て
第 2124 条	警備業許可証
第 2125 条	警備業許可証の発行、更新及び表示
第 2126 条	警備業許可証の拒否、停止及び取消
第 2127 条	警備業保証金及び賠償責任保険
第 2199 条	定義

## 2.2 警備業の営業の要件

### (1) イギリス

警備業法上、警備業を営む者に対する営業の許可等の要件はない。

警備員個人に対しては、SIA が発行するライセンス（以下「SIA ライセンス」という。）の取得が必須となっており、これを取得しないままに警備業に就くと、違法とみなされる。

つまり、イギリスにおいて警備業を営む場合、法人としての許認可は不要であるが、被雇用者たる個々の警備員については、SIA ライセンスを取得していなければならない。

SIA ライセンスは、その取得を申請した個人に関する警備員としての適性について、犯罪歴、身元、イギリスにおける労働許可の有無及び基礎トレーニングの修了状況といった SIA が定める基準を踏まえ、認められれば発行される。

なお、任意の資格認定制度として、SIA において所定の評価基準を満たした警備業者を認定する、認定請負企業スキーム（Approved Contractors Scheme : ACS）を設けている。国の機関による認定であることから、認定された警備業者はビジネス拡大等が期待できるという。

### (2) ドイツ

警備業の許可等については、地元州の担当当局（商工会議所若しくは秩序局）が担っている。

警備業を営もうとする者は、①企業としての信頼性を満たしていること、②資産を有すること、③専門知識試験に合格していること、の3つの要件を満たしていなければならない。これら要件の詳細は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 【ドイツ】警備業の許可要件

企業としての信頼性を満たしていること。	申請者が業務遂行にふさわしい人物であるかに関し、以下の各項を満たしていることを連邦登録局の謄本等に基づき当局が判断する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・法律で禁止されている団体に所属していないこと。</li><li>・過去 10 年間に、違憲と判決されている政党に所属していなかったこと。</li><li>・犯罪歴の有無。特に、傷害、窃盗等特定の罪については、犯罪歴があってはならない。</li></ul>
資産を有すること。	向こう 6 か月間に渡って事業を継続するために必要な資金が確保されていること。
専門知識試験に合格していること。	商工会議所が実施する専門知識試験に合格していること。

警備員個人に関しては、商工会議所が実施する 40 時間の研修教育を修了していることが必要であるが、次に掲げる業務に従事する者は、これに加えて、商工会議所による専門知識試験に合格していなければならない。

- ・公共交通のパトロール警備
- ・万引き防止のための店内の警備
- ・商業ディスコの出入口警備

さらに、2016 年の法改正により、次の者についても、新たに専門知識試験の合格が必要となった。

- ・難民施設警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者
- ・大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者
- ・起業家、法人代表者（前掲）

ヘッセン州経済省より、警備業許可申請書及び許可書の標準様式案<sup>7</sup>を受けたので、その内容を以下の図 2-2、図 2-3 に示す。

	宛先	様式 1
1	営業法第34条 a に基づき免許を申請する。	
2	<b>個人及び企業の情報</b>	
	(人的会社(例: 合名会社)の場合は、それぞれの執行社員について個別の許可申請書を作成しなければならない。法人の場合は、第3項から第26項までの情報については代理人ごとに作成する必要がある、また、第37項から第40項については必要な書類を添付しなければならない。)	
3	姓 (必要に応じ旧姓)	
4	名	
5	生年月日	出生地 (市町村/郡/州)
6	住所 (通り名、部屋番号、郵便番号、市町村、電話番号、FAX番号、電子メール)	
7		
8	国籍	必要に応じ、就業に必要な滞在許可の有効期限及び許可付与官庁
9	過去3年間の滞在 期間	滞在地 (通り名、部屋番号、郵便番号、市町村)
10		
11	有限会社の代表者として、または合名会社若しくは合資会社の無限責任社員として、または過去3年間に おいて単一企業の所有者である。	
12	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	企業の商号及び企業所在地
13		
14		
15	法人名	
16	商業または同業組合登録への登記	
17	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	登録官庁及び登記番号
18	係属手続き 刑事訴訟手続き係属 (司法官庁、文書番号)	
19		
20		
21	営業活動に関する違反に係る過料係属 (裁判所、文書番号)	
22		
23		
24	営業法第35条に基づく営業活動禁止係属若しくは営業許可取り下げ又は取り消しに係る手続き係属	

図 2-2 警備業申請標準様式 (1/2)

<sup>7</sup> 2016年11月の法改正に伴い連邦政府が作成した様式の雛型。実際の様式は、この内容を踏まえて各州の担当部局が作成するが、州が調整できるのはデザインレベルであり、内容に関しては全国共通である。

**営業情報**

25	企業所在地（通り名、部屋番号、郵便番号、市町村）	
26	経営責任者の住所氏名	
27	営業所（支店）所在地（予定を含む）	
28		
29		
30		
31	以下の営業内容について許可を申請する。 制限のない、包括的な警備業	
32	<input type="checkbox"/> 警備活動	
33	<input type="checkbox"/>	
34		
35		

**必要添付書類**

36	証明書（当局へ提出） <input type="checkbox"/> 提出（管轄登記所へ）	<input type="checkbox"/> 当局への提出を求められている
37	中央営業登録所からの情報 <input type="checkbox"/> 提出（本／支店所在地の担当当局へ）	<input type="checkbox"/> 添付
38	商業組合または同業組合からの情報 <input type="checkbox"/> 提出予定	<input type="checkbox"/> 添付
39	工業会及び商工会議所の能力証明若しくは警備業規則第5条第1項に基づく資格証明若しくは同第17条第1項に基づく従前の警備業証明 <input type="checkbox"/> 提出予定	<input type="checkbox"/> 添付
40	執行裁判所による債務記録抄本（執行ポータルサイト） <input type="checkbox"/> 提出予定	<input type="checkbox"/> 添付
41	債務登記に基づく破産裁判情報 <input type="checkbox"/> 提出予定	<input type="checkbox"/> 添付
42	保険証明 <input type="checkbox"/> 提出予定	<input type="checkbox"/> 添付
43	上記申告事項の正当性をこれを以て約束する。 年月日	署名

**図 2-2 警備業申請標準様式（2 / 2）**

1 営業法第34条 a に基づき免許を許可する。

2  Mr  Ms

3  商号

4	姓（必要に応じ旧姓）
5	名
6	住所（通り名、部屋番号、郵便番号、市町村、電話番号、FAX番号、電子メール）
7	これを以て以下に示す業を営む許可を与える。
8	制限のない、包括的な警備業
9	<input type="checkbox"/> 警備活動
10	<input type="checkbox"/>
10	条件
10	<input type="checkbox"/>
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	手数料の額
19	経費
19	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 手形
20	国際標準銀行口座番号（IBANコード）
21	金融機関（支店、所在地）
22	法的救済指示
23	
24	
25	
26	
27	年月日   署名

図 2-3 警備業許可標準様式（1/2）

注意事項：

1. 警備業界においては、警備業規則の改正動向に注意を払わなければならない。
2. 警備業規則第9条の規定により、申請者は満18歳以上で、警備業規則第3条第2項第1文に定める警備員訓練を修了し、かつ専門知識試験に合格しているか、同第5条に定める他の要件を満たしているか、第17条第1項第1文の証明が必要である。証明は、同第5条cに定める商工会議所による試験に合格することにより保護される。また、営業法第34条aに規定する事項の証明として、警備業規則第6条に定める証明書の提出が必要である。  
申請者は、前述の文書を認定当局に送付しなければならない。これは、警備業規則第5条第2項、第3項を参照し、必要な変更を加えた上で作成する。担当当局は、警備業の資格を取り消した者の氏名、法定代理人、代表者名を、その処分が決定した日から翌年3月31日まで告示する。
3. 警備業者若しくはその警備員が銃火器を使用する際は、警備業規則第13条第2項の規定に基づき遅滞なく関係当局に通知するとともに、同第10条第1項に従い所管警察署へ以下の事項を届け出る。
  - a) 代表者の氏名及び住所
  - b) 証明書取得年月日及び取得場所
  - c) 必要に応じ、適用される警備員の氏名及び住所
  - d) 銃火器を使用する日時及び場所
  - e) 銃火器使用に関与するあらゆる関係者に対する使用手順説明及び使用者の照合方法
4. 営業法第14条に基づき、営業開始を、所管市町村の担当部局に報告しなければならない。

**図 2-3 警備業許可標準様式 (2 / 2)**

### (3) フランス

警備業に関する規定が国内安全保障法に移行されたことを契機に、警備業の承認及び警備員の活動許可に関する規定が大幅に強化された。

警備業を営む者は、個人、法人を問わず、次の要件を満たさなければならない（法 612-7 条）。

- ・フランス国籍若しくは EU 加盟国又はヨーロッパ経済協定加盟国欧州経済領域参加国の所属民であること。
- ・前科（犯罪歴）がないこと。
- ・国外退去命令、国外追放命令を受けていないこと。
- ・商法に基づく規制対象となっていないこと。
- ・法律に定める警備業の活動と両立し得ない活動を行っていないこと。
- ・探偵代理行為を行っていないこと。
- ・警備業に従事する際及びその一環として犬を使用する際に職能が証明できること。

また、警備員の欠格要件については以下のとおりであり、これに該当する場合は警備員として雇用する（される）こと及び警備員の免許を付与することができない（法 612-20 条）。

- ・前科（犯罪歴）があること。
- ・過去に治安を乱す行為に関与した記録があること。
- ・国外退去命令、国外追放命令を受けていること。
- ・フランス国内での就労許可を有さない外国人であること。
- ・警備業に従事する際及びその一環として犬を使用する際に職能が証明できないこと。

### (4) アメリカ

#### ア 連邦法

「2002 年民間警備員雇用基準法」では、警備員として雇用される際の指紋及び経歴の提出並びに州認証事務所等での犯歴のチェックといった素性調査システムについて定めている。

ただし、前節に記したように、本システムを採用するか否かは各州の判断に委ねられているため、連邦全体としてこれが義務付けられているわけではない。

#### イ ニューヨーク州

警備業法では、警備業を営む者に対しては、有効な登録証を持つ警備員を雇用することなど、警備員の雇用に関する要件を規定しており、営業許可等に係る欠格要件は設けられていない。

警備員の登録要件は次のとおりである。

- ・所定の申請書を提出していること。
- ・申請者が、州の刑事司法サービス局が規定する最低 8 時間の事前義務訓練を修了していること。
- ・申請者が 18 歳以上であり、合衆国市民又はグリーンカード（永住者カード）を有する合衆国在留外国人であること。
- ・重大な犯罪歴、又は警備員としての業務履行に支障となる犯罪歴がないこと。
- ・良心と適性とを有すること。
- ・精神病又は精神障害のため、制限行為能力者として裁判所の審判を受けていないこと。
- ・不適性又は不良行為により刑務所又は警察機関から解雇された経歴を有さないこと。
- ・身体的又は精神的障害や、アルコール、薬物依存がないこと。
- ・所定の手数料を納付していること。

#### ウ カリフォルニア州

警備業法において、警備業を営む場合、その代表者（管理者）は、警備員としての有償勤務経験

が2,000時間以上あることが求められる。

警備員となるためには、州政府が定める所定の訓練を修了していなければならない。

## エ ワシントン DC

警備業を営む場合、ワシントン DC 区長への届出が必要であるが、個々の警備員が警備員としての要件を満たしていること以上に必要とされる要件はない。

警備員の要件として、次に掲げる事項を定めている。

- ・ 18歳以上であり、合衆国市民又はグリーンカード（永住者カード）を有する合衆国在留外国人であること。
- ・ 英語による読み、書き及び会話ができること。
- ・ 現在、薬物又はアルコール中毒でないこと。
- ・ 精神衰弱又は障害にさらされていないこと。
- ・ 重大な心臓病、てんかん又は厳しい状況下で精神的支配の実質的な喪失を引き起こす精神欠陥にさらされていないこと。

## 2.3 警備員の権限・役割

### (1) イギリス

SIA ライセンスを取得することにより、従事することができる警備業務は以下のとおりである。

- ・施設警備
- ・現金、貴重品輸送警備
- ・対人警備
- ・ドア・スーパーバイザー
- ・公共空間における CCTV 監視
- ・鍵の所持（別ライセンス）
- ・車両の固定（別ライセンス、北アイルランドのみ）

このうち、ドア・スーパーバイザーは、北米で言う Bouncer（用心棒）に似ている。ディスコ、ナイトクラブ等の深夜営業を行う飲食店はもとより、イギリスではアルコールを提供する飲食店では必ずアルコール販売ライセンスを取得しなければならないが、こうした飲食店では、ドア・スーパーバイザーの配置が義務付けられている。ドア・スーパーバイザーは、他の警備業務と異なる別ライセンスの取得が必要であり、逆にドア・スーパーバイザーのライセンスを所持していれば、他の警備業務に就くことも可能なことから、BSIA によると、イギリスの警備業界においては、一般警備員より上位の資格とみることもあるとのことであった。

ロンドン 2012 大会における警備業の問題については4.6 等において詳述するが、同大会における警備員確保の失敗の一因として、ほとんどの競技会場においてアルコール類を販売することから、会場警備に従事する全ての警備員はドア・スーパーバイザーのライセンスの取得を条件とされたことが挙げられる。結果として、大会期日までにドア・スーパーバイザーのライセンスの発給が十分になされず、必要な数の警備員を確保することができなかった。

イギリスの警備員は、警備対象施設への入場を拒否できる権限（入場条件）を有しているほか、警察との間で犯人護送等に係る契約を締結することがあり、輸送中に犯人が逃走した場合は、警備員に身柄を拘束する権限が委譲されるほか、留置場の受付や犯罪現場の警備（現場保存）等の業務を行う例がある。

また、一定の要件を満たす警備業者を警察が認定する「コミュニティの安全認定システム（Community Safety Accreditation Scheme）」があり、当該認定を受けると、警察から警備業者へ逮捕の権限、罰金を科す権限、道路閉鎖の権限が付与されるという。当該認定は警察ごとに行われ、地域によって認定取得料金が異なるものの、一般的にコストが高いため、BSIA によると、当該認定を取得する警備業者は多くはないとのことであった。

### (2) ドイツ

ドイツにおける警備員の役割は、法律上では「警備業者及びその従業員は、警備業務の履行に際し、第三者に対し、何人も正当防衛、緊急事態若しくは自救行為を行う場合、その都度の契約上委託者から付託される自救権及び法律に基づく委託の場合に付与される権限を、自己の責任においてのみ行使できる。（営業法第 34 条 a 第 5 項）」とされており、比較的シンプルである。

しかしながら、警備業務の内容は多岐にわたっており、連邦警備業協会（Bundesverband der Sicherheitswirtschaft. 以下「BDSW」という。）によると、111 種類に区分することが可能とのことである。

原則として、一般人以上の権限はないが、例外として、空港、原子力発電所、軍事施設の出入管理に従事する警備員には、身体検査や身分確認を実施する権限が付与される。

### (3) フランス

フランスにおける警備業務の内容は、法により次のように定義されている。ただし、「これらの行為が行政により実施されない限りにおいて」という但し書きが付されている。

第1号：人若しくは電子システムによる監視又は動産・不動産の警備並びに対象となる不動産内若しくは公共の車両内にいる人々の安全を目的とした業務の提供

第2号：10万€（約1,235万円）以上の宝石、総額5,335€（約65.9万円）未満の現金（leur montant est inférieur à 5,335 euros）、又は貴金属を運搬及び監視し、同時に引渡物の取扱いを保障する行為（現金取り扱いについては郵便局、金融機関で雇用されるものを除く。）

第3号：人々の身体の保護

第4号：船主の要求に基づき、フランス国旗を掲げる艦船をテロ行為の脅威から保護する行為

### (4) アメリカ

#### ア 連邦法

連邦法における警備員の定義は、次のとおりである。

- ・正規又は非正規で、独立する契約者又は被雇用者として、武器の所持等の有無を問わず、制服又は私服で警備業務を行い、その主要な任務が警備業務を行うことである個人を指す。
- ・ただし、以下に掲げる者は含まない。
  - ・州の警察権力を有する公共警察
  - ・その主たる任務が内部会計監査又は与信調査である被雇用者
  - ・軍事業務任務を受けている個人
  - ・技術者又は監視人として電子警備システム会社で働く被雇用者
  - ・任務が主として囚人の安全な移動に関する被雇用者

#### イ ニューヨーク州

ニューヨーク州では、警備員の役割を次のように定めている。

- ・損害、窃盗又は他の不法行為からの個人及び(又は)財産の保護
- ・不法占有又は侵入、窃盗、公共物の破壊、私有物の悪用、放火又は財産への権利侵害等を含む違法行為の予防、観察、発見及び(又は)報告
- ・路上巡回
- ・警報装置への応答対応（機器の設置若しくはアフターサービスを除く）及び/又は警備対象とする敷地における不法占有、強盗、不法侵入、窃盗、抜き荷及びその他の損害からの警報装置による保護若しくは探知

#### ウ カリフォルニア州

カリフォルニア州警備業・探偵業局では、警備員の役割を次のように定めている。

- ・人又は財産の保護
- ・製品 (goods)、品物 (wares)、商品 (merchandise)、金銭 (money)、債券 (bonds)、株券 (stocks)、手形 (notes)、証書 (documents)、書類 (papers) その他のあらゆる財産に対する窃盗、不法奪取、紛失、着服 (embezzlement)、横領 (misappropriation) 若しくは隠匿の防止

#### エ ワシントン DC

ワシントン DC では、警備員の役割を次のように定めている。

- ・製品 (goods)、品物 (wares)、商品 (merchandise)、金銭 (money)、債券 (bonds)、記名株券 (stock certificates)、又はその他の貴重な証書 (documents)、書類 (papers) 及び物品 (articles) に対する窃盗、横領又は隠匿の防止

- ・ 動産又は不動産への損害防止
- ・ 会議、イベント、又は上演時の暴行、不正入場 (gate-crashing)、又は他の暴動の防止
- ・ その他類似する不法行為の防止

## 2.4 警備員の護身用具・武器の状況

警備員の護身用具、特に武器の所持等を認めるか否かは、当該国において私人による武器の所持等を認めるかどうかと関わる部分がある。

EU 加盟国 19 カ国を含む欧州 22 カ国<sup>8</sup>の民間警備業関連協会で組織された欧州警備業連盟 (Confederation of European Security Services. 以下「CoESS」という。) がまとめた白書<sup>9</sup>によると、欧州諸国のうちで警備員の武器の所持等が全く認められていないのは、デンマーク、アイルランド、オランダ、イギリスのみとなっている。

なお、ここでいう武器 (英: weapon, arms、独: Waffe、仏: Arme) は、広義には警棒、護身用スプレー等から銃火器 (英: Firearm、独: Feuerwaffe、仏: Arme à feu) 等までを包括して含むものであるが、国によって規制を受ける範囲がまちまちであることから、各国の状況を述べる前に、表 2-2 により概況を整理した。以下、本報告書において「武器」とは広義のものを、「銃火器」とは拳銃、ライフル等をそれぞれ指すものとし、必要に応じて「銃火器 (拳銃)」のように詳細を記載した。

表 2-2 警備員の武器の所持等に関する規定概要

国 (州)	警備員の武器の所持等に関する規定	
イギリス	警棒、護身用スプレーを含む一切の武器所持を禁止。	
ドイツ	武器法の規定により、業務履行中に限り銃火器の所持等が可能。	
フランス	現金輸送の警備を行う場合のみ銃火器の所持等が可能。	
アメリカ	ニューヨーク州	「特別武装警備登録証」を有する警備員に限り銃火器の所持等が可能。
	カリフォルニア州	「銃火器資格証」を有する警備員に限り銃火器の所持等が可能。
	ワシントン DC	木製の警棒のみ所持等が可能 (銃火器の所持等は不可。)
(参考) 日本	都道府県公安委員会規則により一定の基準を定め、護身用具の所持等を禁止・制限 (東京都の場合は警戒棒、警戒杖 <sup>じょう</sup> 、刺股 <sup>さすまた</sup> 、非金属製の盾等。)	

### (1) イギリス

イギリスでは民家侵入者に対して危害を与えると住民が有罪になるくらい、正当防衛が成立しにくいという事情もあり、武器の所持等は一切認められていない。

しかし、警備員も危険にさらされることがあるため、例えば、SECOM PLC 社では、警備員に長めのマグライトを持たせた上、護身用として防弾チョッキやヘルメットを着用させており、緊急時にはマグライトを武器として使用するよう指導している。

警備員の武器の所持等が認められていないことに関し、CoESS は、欧州における現金輸送車に対する襲撃事件の 75% がイギリスで発生していると 2008 年の白書において指摘している<sup>10</sup>。同白書では、警察が現金輸送車に随行することで襲撃は予防できるともしており、襲撃を防止するため、イギリスの現金輸送車には「この車は警察の警備を受けています (The police are following this vehicle)」と書かれたステッカーを貼ることもあるという事例を紹介しつつも、こうした警察の警備に関して、警備業による警察任務の軽減という一般的な考え方に反しており、課題であると指摘している。

<sup>8</sup> 会員国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、ルクセンブルク、マケドニア、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、トルコ、イギリスの 22 カ国で、このほかにノルウェーとセルビアが準会員国となっている。(太字は EU 加盟国)

<sup>9</sup> Private Security services in Europe - CoESS Facts and Figures 2013、CoESS、2013

<sup>10</sup> Private security and its role in European security、CoESS、2008

## (2) ドイツ

武器の所持等に関しては、警備業法ではなく、武器法の規制を受ける。同法の要件を満たした場合において、警備員は、その業務履行中に限り銃火器を所持等することができる。

銃火器の所持等が許可される業務及び銃火器は以下のとおりである。

- ア．現金・貴重品運搬（拳銃）
- イ．原発警備（拳銃）
- ウ．軍事施設警備（ライフル）
- エ．身辺警備（拳銃）

これら銃火器等を所持等するア～エの業務は、警備業全体の10%程度を占めている。なお、ア～ウは業務中のみ所持等することができる。

銃火器所持等の許可を受けるためには、警備業者が地方自治体の発行するライセンスを取得しなければならない。このライセンスは、銃火器を所持等することに関するもの及び銃火器を所持等する警備業務の提供に関するものの2種類があり、警備業者が銃火器を所持等して警備業務を行う場合には、両方のライセンスを取得する必要がある。

### ■銃火器の所有に関するライセンス

- ・ライセンス有効期限は不定（延長可能）。
- ・終業後の銃火器保管に関する要件を満たすこと。
- ・所有する銃火器を届け出ること。
- ・軍用品は使用できないこと。

### ■銃火器を携帯する警備業務の提供に関するライセンス

- ・銃火器の購入：1年。
- ・銃火器の所有：無期限。
- ・銃火器の携帯：特定の銃火器に限られ、3年間有効。3年ごとに2回まで延長可能。

また、防弾チョッキを使用するのは稀であるが、電車内の警備では装着することがある。

## (3) フランス

現金輸送の警備を行う場合のみ、銃火器（拳銃）の所持等が認められている。

そして、警備員が銃火器（拳銃）を所持等する場合、警備業者は内務省による特別許可証を得る必要があり、個々の警備員に関しては、銃火器（拳銃）を所持等するための特別訓練を修了することが義務付けられている。

しかし、近年、フランス国内で発生するテロ事件を受け、現金輸送業務に限定しない警備員の武装の必要性が訴えられている。

この問題について、ル・モンド紙は「だが現実には、警備業はマージンが非常に少なく、収益性の低い事業のために防弾チョッキですら新しく揃えるのが困難であり、市場のニーズに答えられていないのが現状である。少なくとも、警備員が武装可能になるのは、短期間では不可能であろう。（2015.11.16）」と論じている。

例外的なケースとしては、2015年1月7日に発生したパリのシャルリー・エブド襲撃事件の後、同社及びその周辺を、LPN社という警備業者が武装して警備に当たったことが挙げられる。このケースでは、同社が雇用した退役軍人や特殊部隊の隊員らが警備に従事した。警備の実行に際しては、事前に内務省による入念なチェックが行われ、結果としてフランスで警備員が武装して静的な警備に従事した初めての例となった。

#### (4) アメリカ

アメリカでは、武器の所持等が憲法で認められていることはよく知られている（修正第2条〔武器の保有権〕よく規律された民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない。<sup>11)</sup>）。このため、個人における銃の所持等については州によっては規制されているが、禁止している州はない。

ただし、業務中における警備員の武器の所持等については、州によって差があり、ニューヨーク州やカリフォルニア州のように、銃火器に関する登録・認可を受ければ所持等が可能なところもあれば、ワシントン DC のように、警備員の業務中における銃火器を含む武器の所持等を禁じるところもある。

##### ア ニューヨーク州

ニューヨーク州では、警備員が銃火器を所持等するためには特別武装警備登録証が必要である。

これは、州務省により当該個人が警備任務を行うこと及びその任務に関連する銃火器を所持等することが証明されたことを示すもので、同省より発行される。

この登録証を受けるためには、所定の訓練プログラムとは別の、銃火器訓練講習（47 時間）を修了しなければならない。

##### イ カリフォルニア州

カリフォルニア州では、警備員が銃火器を所持等するためには警備・調査業務事務所が発行する銃火器資格証を受ける必要がある。この発行を受けるための要件は次のとおりである。

- ・申請者は警備業の許可を受けた会社の管理者若しくは所属警備員であること。
- ・警備・調査業務事務所が規定する筆記試験に合格していること。

銃火器資格証は2年ごとの更新が必要であり、また、銃火器ごとに製造元、型式及び製造番号、所有権者の名前、銃火器及び他の危険武器保持の権限が与えられた者の名前及びその者の当該銃火器に関する技能の登録が義務付けられている。

##### ウ ワシントン DC

前述のように、本調査で対象とした米国3州のうち、当州のみ警備員の武器の所持等を認めていない。州法では、警備員が業務中に致死性のある武器、手錠、又は化学噴霧器を所持等することはライセンスの停止、取消処分対象となる。なお、木製の警棒を所持等することは認められている。

---

<sup>11)</sup> 出典：新版世界憲法集（高橋和之編、岩波書店、2007）

## 2.5 警備員に対する教育訓練の状況

### (1) イギリス

イギリスで警備員になるためには SIA ライセンスが必須であり、この取得に際しては、所定の書類審査及び訓練を受ける必要がある。

#### ア 書類審査

書類審査段階では、以下の点についての審査を受ける。

- ・年齢（申請時点で申請者が 18 歳以上でなければならない）
- ・身元
- ・犯罪登録局に登録された記録（犯罪歴）
- ・健康状態
- ・郡裁判所等による犯罪歴
- ・罰金未納履歴
- ・労働権

#### イ 訓練受講

書類審査が終わった後、SIA の認定を受けている訓練提供者（Training Provider）が開催する訓練プログラムを受講する。

ここでは、警備業に関する一般基礎知識、警備員専門研修、危機管理に関し、約 28 時間の講習を受け、試験に合格すると修了となる。

訓練提供者は、図 2-4 に示す認定機関のいずれかから、認定を受けた民間企業等である。

SIA は、イギリスの政府機関である Ofqual（資格試験局）と連携してこれらの認定機関を「認可」しており、SIA と訓練提供者との間に直接的な関係はない（認定機関になろうとする場合はまず Ofqual に申請を行い、その承認を得たのちに SIA へ申請、承認を受ける流れとなっている。）。

これら訓練提供者における訓練コースの受講料は機関によって異なるが、例えば、PSA Academy では、149.99£（消費税込み、約 2 万円）となっている。

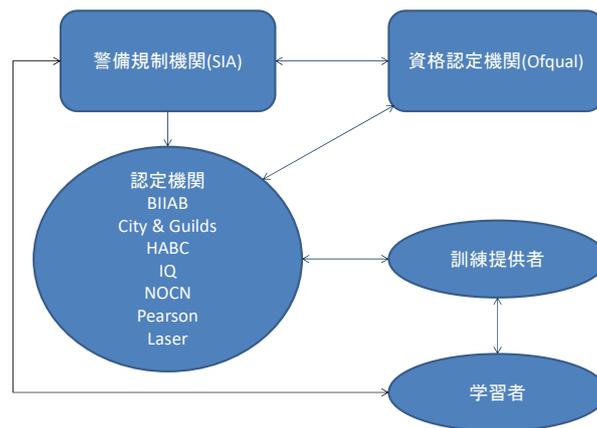


図 2-4 SIA ライセンスの仕組み

資料：SIA

#### ウ ライセンス申請

訓練提供者による訓練が修了したら、SIA ライセンスの取得申請を行う。

申請者の所属する警備業者が SIA の認定請負企業スキーム（ACS）を取得している場合は会社経

由で、そうでない場合は個人単位での申請となる。

申請登録手数料は 220 英鎊<sup>12</sup> (3.1 万円) で、ライセンスの有効期限は 3 年となっている。

SIA ライセンスは、SIA が認定する以下の活動内容ごとに発給される。

- ・ 施設警備
- ・ 現金、貴重品輸送警備
- ・ 対人警備
- ・ ドア・スーパーバイザー
- ・ 公共空間における CCTV 監視

なお、2 つ目以降のライセンスの申請登録手数料は、1 ライセンス当たり 110 英鎊とその半額で済む(例えば、「施設警備」と「対人警備」の 2 ライセンスを取得する場合、220 英鎊 + 110 英鎊の計 330 英鎊が必要である。)

イギリスの教育制度において義務教育は 11 年とされており、大学へ進学する者は、シックス・フォームと呼ばれる 2 年の課程を経て進むが、それ以外のものは継続教育機関等において職業教育を受けるシステムとなっている。

警備業者の中にはこの制度を活用し、警備業者で働きながら学校に通い、2 年後に正社員として採用しているところもある。この場合、一定の基準を満たしていれば、政府の給付型奨学金<sup>13</sup>を得ることも可能である。

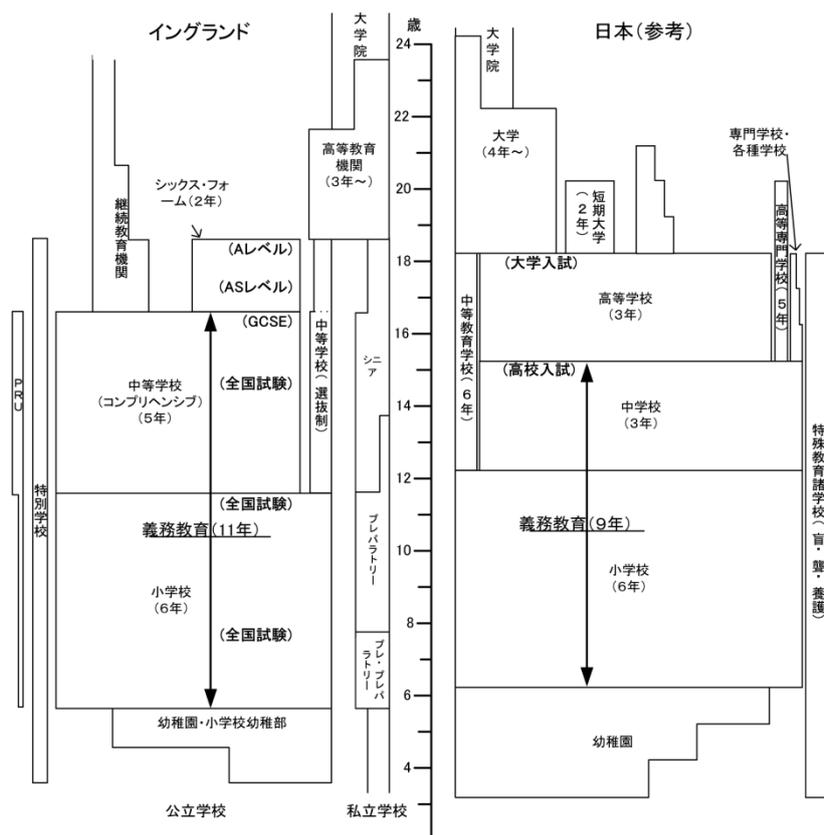


図 2-5 イングランドの学校制度

出典：英国の教育（自治体国際化協会）

<sup>12</sup> 2001 年警備業法の成立に伴い SIA が設置されて以降、2011 年までは 245 英鎊 (3.5 万円) であったが、2012 年 1 月より現行価格に改訂された。

<sup>13</sup> 16 to 19 Bursary Fund：ビジネス・エネルギー・産業戦略省が所管している。

SIA ライセンス取得後の継続教育に関しては特に定めがないため、警備員が2つ目以降のライセンスを取得しようとしめない限り、特段の訓練を受ける場面は制度上存在しない。

企業によっては、自社サービスの向上のため、日々の業務内等での訓練を課したり、SIA ライセンスの追加取得を推進したりしている場合がある。

一例として、カナリー・ワーフ・プライベート・セキュリティ社 (Canary Wharf Private Security。以下「CWPS 社」という。) の例を挙げる。

カナリー・ワーフとは、ロンドン東部にある大規模ウォーターフロント再開発地域（私有地）を指す。元は商業ふ頭や倉庫群があったこの場所は、1980 年代初頭には一度廃墟化し、当時のサッチャー政権下において再開発が行われた場所である。当初は小規模な産業誘致を行う目論見であったが、ロンドン中心部の金融街であるシティー地区から多国籍金融企業の移転が相次ぎ、現在では欧州有数の金融センターとなっている。

街にはオフィスビルやショッピングセンター等が建ち並び、特に、ショッピングセンターは M25 モーターウェイ（グレーター・ロンドンの周囲を繋ぐ環状高速道路）の内側では3番目の大きさを誇る規模となっている。カナリー・ワーフ地区内の訪問者・就業者数は一日約12万人に上る。

カナリー・ワーフ地区の全てがカナリー・ワーフ・グループ社の私有地となっており、CWPS 社は地区内の警備全般を担当するカナリー・ワーフ・グループ社の関連子会社である。



図 2-6 カナリー・ワーフの風景

出典：カナリー・ワーフ・グループ社 HP

CWPS 社では、警察、消防、救急隊と協力し、毎年、無差別テロに対応した現場訓練を実施しているほか、地区全体が国際的な金融センターであることから、国レベルの訓練 (National Exercise) を2015年に実施し、その際にCWPS社はホスト役を担当した。

そのほか、SAS (Special Air Service: 特殊空挺部隊) の元スタッフが、早朝に敷地内に不審車に見立てた車両を停めて、警備員の対応をみるといった、安全性の確認テストを年150回程度行っている。

地区内にはレストランが多く、また、夜の飲食の需要 (night-time economy) がここ5年間で増えていることから、CWPS社のほとんどの警備員がドア・スーパーバイザーのライセンスを所持している。さらに、ドア・スーパーバイザーのライセンス所持者を増やすため、社内で2か年の育成計画を実行しているところである。

CWPS 社の場合は、地区内テナント企業等が支払うテナント料に含まれる管理費 (Service Charge) を収入源としているため、このように充実した訓練体制を敷くことができるが、別項で述べるように、イギリス全体としての警備業界を取り巻く状況は概して厳しく、多くの企業が価格による競争を行っているのが実態であることから、こうした訓練体制はイギリス国内でも稀なケースとみるべきであろう。

## (2) ドイツ

警備員になるためには、商工会議所が開催する警備業法に基づく 40 時間の職業基礎訓練を受講しなければならない。

2002 年から企業と学校で専門スキルを学ぶことができるデュアルシステムが開始され、民間警備やセキュリティに関して学ぶことができるようになった。

ドイツ商工業における象徴的な制度であるマイスター制度（高等職業能力資格認定制度）は警備業においてもみられる。この場合、管理職型である保護・安全に関するスペシャリストは 3 年間の教育を受けることによりマイスター取得や大学でのディプロマを取得できるような仕組みとなっている。ドイツ警備業における訓練体系を図 2-7 に示す。

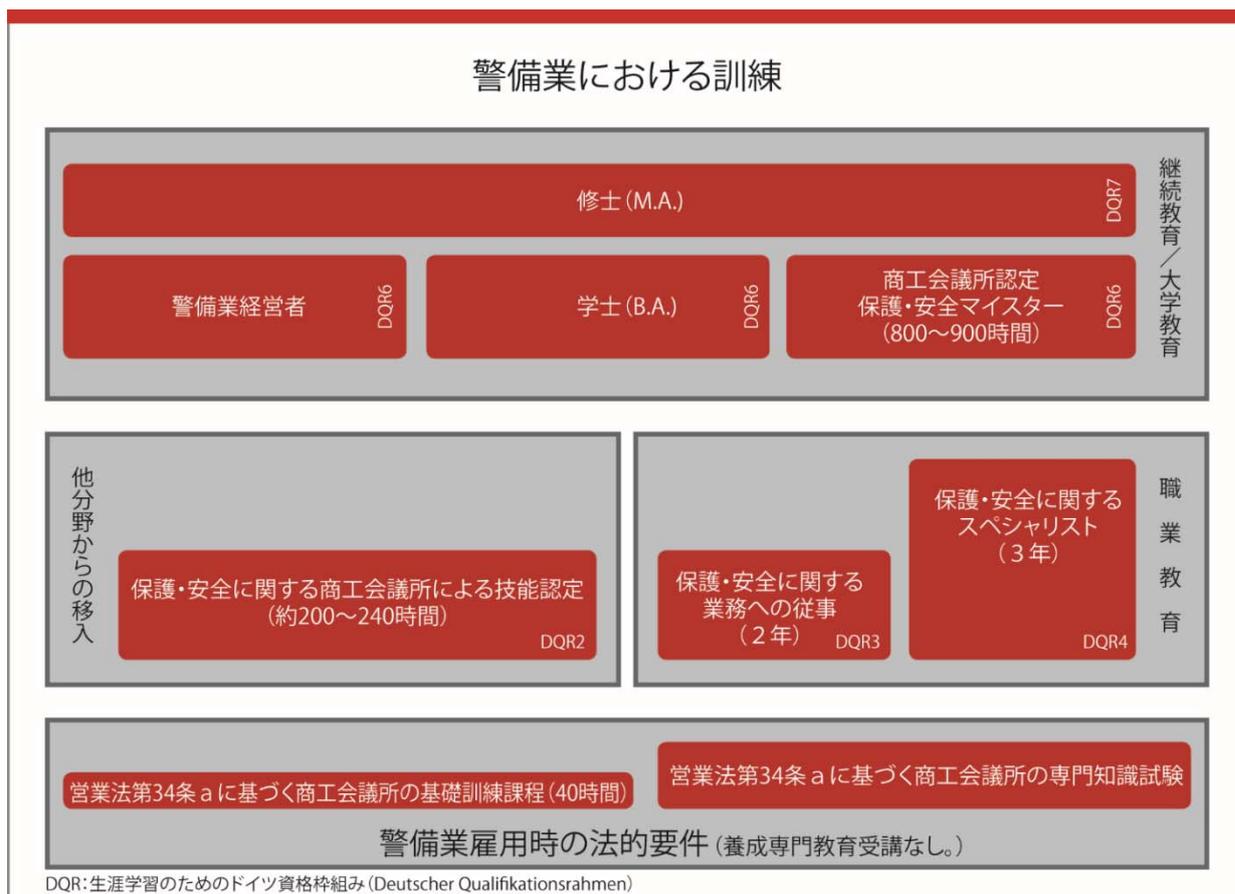


図 2-7 ドイツにおける警備員の訓練体系

出典：教育訓練のパートナー（PARTNER FÜR Aus- und Weiterbildung）、BDSW パンフレット

教育区分ごとの習得事項等は次のとおりである。

### 《職業教育》

「保護・安全に関する業務への従事」（2年）

1. 警備業の法的根拠
2. 警備業
3. コミュニケーションと協力
4. 技術と安全
5. 保護・安全対策時における対応と行動
6. 安全設備及び対策

「保護・安全に関するスペシャリスト」（3年）

保護・安全に関する業務への従事と同様、1～6の習得

7. 調査、記録
8. 警備業の企画経営組織
  - ・市場及び顧客に関するオリエンテーション
  - ・危機管理
  - ・事業計画
  - ・組織運営

#### 《他分野からの移入》

「保護・安全に関する商工会議所による技能認定」（約200～240時間）

- ・法及び業務に関わる行動
- ・危機対応及びその場合における保安・警備の活用
- ・警備及びサービス指向の対応と行動

#### 《継続教育》

「商工会議所認定保護・安全マイスター」（約800時間～900時間）

1. 基礎能力
  - ・法に基づく行動
  - ・経営管理
  - ・企業管理
2. 業務特有の資格
  - ・機械警備設備
  - ・電子保安設備
  - ・特殊保安設備
  - ・コミュニケーション・情報技術
3. 企業組織
  - ・営業経費
  - ・計画・コミュニケーション方法の応用
  - ・業務、環境及び健康維持
4. 管理及び人材
  - ・人事管理
  - ・人材育成
  - ・品質管理

専門知識試験は、大都市と小規模都市とで地域差はあるものの、全ドイツの商工会議所（約100か所）で月2～3回程度、定期的に行われている。

試験は、筆記試験（マークシート方式）2時間と口頭試験15分で構成されており、2つの試験は同日中に実施されるが、これは受験者が仕事を休まなくて済むように配慮したものである。筆記試験に合格した者だけが口頭試験に臨むことができる。

専門知識試験においては、危険な状況の対策、鎮静化させるための手段、多文化・異文化を理解、対応する内容といった事項が出題される。

筆記試験では法律の制度を問う問題が多く、口頭試験では人との接し方や対立時の鎮静の仕方等を問うテクニカルな問題が出題される。

受験料は115€（1.4万円）で、事前申込制となっている。

筆記試験の合格基準は50%、口頭試験の合否判断は試験官に委ねられている。ドイツ全土における2015年の受験者は約15,000人で、うち67%が合格した。ヘッセン州経済省によると、不合格となる主な要因としては、ドイツ語で書かれた問題が理解できないといった言葉の壁によるものが多いとのことであった。

専門知識試験の効果について、商工会議所によると、警備員の質の改善に貢献しているとのことであるし、社会的にみても、試験制度の導入により不真面目な企業の排除に役立つなど、全体的に好評価を得ているという。

ドイツ国内には、セキュリティ・マネージメントを学べる大学が3校<sup>14</sup>あり、学士・修士が取得できる。

また、専門分野のエキスパート育成を目的としたBDSWが認定するアカデミーが25~30校ある。

日本のように警備員教育の制度はないが、長期間働いてもらえる従業員を確保するために、様々な職務を経験させたり、転入者に充実した社内研修を提供したりしている警備業者もある。

ドイツで警備業界と深い関わりを持つ組織の一つに、行政専門家協会（VBG）<sup>15</sup>という、法定傷害保険を扱う公的機関がある。警備業に限らず様々な職種、業種に従事する従業員らが業務上の事故に遭った際の保険を管理する組織であるが、事故予防の観点から、従業員向けの教育・啓発用教材を多数作成している。図2-8に挙げたDVDはその一例で、警備員が任務に当たり、想定される場面・事案に対し、安全に業務を遂行するための模範的行動を解説付きで示している。

これらの動画は、DVDメディアによる購入が可能となっているほか、VBGホームページでの閲覧、ダウンロードも可能である。



図 2-8 行政専門家協会（VBG）が作成している警備員向け教育・啓発用 DVD の例

提供：BDSW

<sup>14</sup> ベルリン経済法科大学（HWR）：警察・セキュリティ管理学科、ドイツ継続教育大学（DUW）（ベルリン）：経済経営学科、ザールランド応用科学大学：経済学部

<sup>15</sup> Verwaltungs-Berufsgenossenschaft（VBG）

### (3) フランス

警備員となるためには、認定を受けた警備員訓練機関における 140 時間の訓練を修了し、かつ県のライセンスを受けている必要があり、これが完了すると民間警備業活動全国協議会 (Conseil National des Activités Privées de Sécurité。以下「CNAPS」という。) の能力証明書が発行される。

企業の業務管理者 (現場監督から最高経営責任者までを含む。) に対する訓練要件は定められていない。また、我が国でいう現任教育のような継続訓練が義務付けられているが、その頻度、内容は警備分野によってまちまちである。

### (4) アメリカ

#### ア ニューヨーク州

警備員となるためには、登録申請書を提出する前に 8 時間の訓練を受ける必要があり、警備員としての雇用後 90 日以内に 16~40 時間の必要な訓練を修了しなければならない。

さらに、警備員が銃火器を所持等するためには、特別武装警備登録証の発行を受けるため、47 時間の銃火器訓練講習を受けなければならない。

警備員としての雇用後は、毎年 8 時間、我が国でいう現任教育のような年次訓練が課されており、特別武装警備登録証を保有する警備員は、これに加えて毎年 8 時間の社内研修を受けなければならない。

表 2-3 ニューヨーク州における警備員の訓練要件

完了日	必要訓練時間
警備員登録申請書提出前	8 時間
雇用後 90 日以内	16 時間~40 時間 (警備員の任務、警備現場の特徴及び警備業者からの要請事項について)
年次訓練	毎年 8 時間
特別武装警備登録証発行	47 時間 (銃火器訓練講習)
特別武装警備登録証保持者の年次訓練	通常の年次訓練に加えて 8 時間の社内研修

## イ カリフォルニア州

警備員となるためには、登録申請書を提出する前に、逮捕権限、大量破壊兵器及びテロリズムに関する知識の8時間の訓練を修了しなければならない。加えて、登録証を受領した日又は警備員として雇用されてから30日以内に16時間の訓練が求められる。この16時間の追加訓練は、登録証を受領した日又は警備員として雇用されてから6か月以内に再度受講しなければならない。

このように、警備員は合計40時間の必要な訓練を修了しなければならない。その後も12か月ごとに8時間、我が国でいう現任教育のような再教育訓練を受けなければならない。

**表 2-4 カリフォルニア州における警備員の訓練要件**

完了日	必要訓練時間
警備員登録申請書提出前	8時間（逮捕権限について：4時間/大量破壊兵器及びテロリズムに関する知識について：4時間）
登録証受領日又は雇用日から30日以内	16時間（必須研修：8時間/訓練課程の中から選択研修：8時間）
登録証受領日又は雇用日から6か月以内	16時間（必須研修：8時間/訓練課程の中から選択研修：8時間）
合計時間	40時間
登録証交付から1年以降の年次再教育訓練	毎年8時間

## ウ ワシントン DC

警備員となるためには、登録申請書を提出する前に、建物での避難、放置された荷物及び未確認物質を含むテロへの認識、避難及び応急手当を含む緊急処置、顧客及び観光客対応に関し、最低24時間の訓練が義務付けられている。

さらに、登録証受領日又は雇用日から90日以内に16時間の現場訓練講習の受講が、警備員としての雇用後は、毎年8時間、我が国でいう現任教育のような社内訓練講習の受講が、それぞれ義務付けられている。

**表 2-5 ワシントン DC における警備員の訓練要件**

完了日	必要訓練時間
事前義務訓練 (警備員登録申請書提出前)	最低24時間 ・建物での避難、放置された荷物、及び未確認物質を含むテロへの認識 ・避難及び応急手当を含む緊急処置 ・顧客及び観光客対応
登録証受領日又は雇用日から90日以内	16時間（現場訓練講習）
年次訓練	毎年8時間（社内訓練講習）

## 2.6 警備業務における犬の使用

### (1) イギリス

イギリスでは、警備犬を用いる際に企業及び警備員に対する特別な許可は不要で、ハンドラー（調教師）が付き添うことにより、巡回警備、建物内警備、航空・海運警備、都市内警備（鉄道、地下鉄内の警備及び警察を補完する都市内巡回警備）、重要インフラ警備等に従事させることができる。

ただし、事故等に備え、1839年ロンドン警視庁法、1847年地方警察法、1975年動物法、1997年改正危険犬種法<sup>16</sup>（Dangerous Dogs Act (Amendment) 1997）といった関連法を遵守しなければならない。前項で触れた CWPS 社ではカナリー・ワーフ地区内の警備に常時爆発物探知犬を用いているが、常時制服を着用したハンドラーが同行しており、加えて、希望者には警備犬を提供する会社のプロモーションを兼ねた警備犬の「名刺」を配布するなどして啓蒙している。



図 2-9 カナリー・ワーフ地区の警備犬ディーゼルとハンドラー（左）、ディーゼルの「名刺<sup>17</sup>」（右）

<sup>16</sup> イギリスでは動物愛護の観点から闘犬が禁止されており、これに伴って、闘犬に用いられるピット・ブル・テリア、土佐犬など4犬種の販売、飼育や原則として飼育を禁止する法律。同時に、公衆に対して深刻な危険を呈することが懸念される犬の所有、飼育に際して配慮する事項などを定めている。

<sup>17</sup> 名刺の表には犬の名前（この例では「Diesel（ディーゼル）」）が書かれ、裏面の英文では、「ディーゼル…僕はちっとも怖くない！だってスーパーヒーローなんだから！ ICTS ドッグサービスは ICTS グループ（※フランスに本社を構える、空港警備を主要事業とする会社である ICTC (International Consultants on Targeted Security) ヨーロッパのイギリス法人）の関連会社で、カナリー・ワーフ不動産に専門的な捜査犬を提供しています。／全ての犬とハンドラーは訓練を受け、地方警察犬訓練センターにおいて、警察署長協会基準を満たし承認を受けています。ここでは、初回訓練、回復訓練及び6ヶ月ごとの許可更新のための継続訓練を行っています。／訓練が終わった後は、どの犬もハンドラーと寝起きを共にしています。多くの犬が「バターシー犬猫の家」や「ドッグズ・トラスト」などの保護団体から供給されています。／ICTSの捜査犬はロンドン塔やバーミンガム国際展示場をはじめ、イギリス全土の様々な場所で見かけることでしょう。／さらなる情報は [www.icts.co.uk](http://www.icts.co.uk) をご覧ください。」と記載されている。

## (2) ドイツ

ドイツでは、警備犬を使用する会社に対し、許可証の取得が義務付けられている。これは警備業法の中で規定されたものではなく、事故発生時における損害保険の保証を受けるための制度として、ドイツ社会損害保険規則により定められているもの<sup>18</sup>である。事故が発生し、その時に規則違反があると、損害保険が適用されない仕組みとなっている。

警備犬は主に次のような場面で活用されている。

- ・携帯アラーム通報対応サービス（顧客探知）
- ・航空警備（保安業務）
- ・重要インフラ警備（探知業務）

警備犬を使用する警備員は、警備業における事故防止規則の規定に基づき、認定訓練機関が実施する 120 時間の訓練を受けなければならない。

また、警備犬に対しても訓練又は試験が義務付けられている。

## (3) フランス

警備業法の規定により、警備犬を使用する際には特別なライセンスが必要である。これは、警備犬を使用する警備業者に課されるものであり、警備犬の訓練者（ハンドラー）はハンドラー資格の取得が義務付けられている。加えて、警備犬を使用する警備員及びその雇用者は専門訓練を受けなければならない。

このほか、農村・漁村法 (Code rural et de la pêche maritime) において、業務で使用する犬に対する訓練並びに試験を行うこと及びその飼育等の環境において虐待がないこと求められている。

## (4) アメリカ

警備犬の使用に関しては、連邦法にも、本調査で対象とした 3 州の警備業法にも規定されていないため、ここでは、警備業法内に犬の使用に係る規定を設けているテキサス州を例に挙げて述べる。

同州では、警備犬の使用に際し、職業規則第 1702.116 条において、警備業者としての要件を満たしつつ、かつ、州保健局の認可を受けた企業に対し、警備犬会社ライセンスが発行され、所管当局による定期点検を受けることが義務付けられている。

警備業法上の規定としては、警備犬の福祉要件（第 35.11 条）として、警備犬会社ライセンスを持つ企業に対する遵守事項を設けている。

この遵守事項は、以下に挙げる各項を微細に規定している。

- ・警備犬の飼育環境が衛生的で、近隣への悪臭等の害がなく、外気温の変化から犬を保護し得るものであること。
- ・栄養価が十分な餌を清潔な容器を用いて少なくとも 1 日 1 回与えること。
- ・清潔な容器を用いて十分に給水させること。犬が常時給水できない状況にある場合は、少なくとも 1 日に 2 回水を与えること。
- ・生後 4 か月以降、12 か月ごとに、認可を受けた獣医師により狂犬病の予防接種を受けること。州保健局が定める予防接種証明書を保有していること。

<sup>18</sup> ドイツ社会損害保険規則第 23 号 警備業における事故防止規則（1990 年 10 月 1 日制定、1997 年 1 月 1 日改正、2005 年 1 月施行命令）DGUV Vorschrift 23 Unfallverhütungsvorschrift Wach- und Sicherheitsdienste vom 1. Oktober 1990 in der Fassung vom 1. Januar 1997 mit Durchführungsanweisungen vom Januar 2005

## 2.7 警備業者に対する公的機関による各種支援等に係る規定

対象各国における警備業者を対象とした公的機関における各種支援施策、制度等を調査したところ、いずれにおいても該当する制度は見られなかった。

そこで、ここでは、警備員の離職率の高さを鑑み、失業保険制度を中心に整理した。

イギリス、ドイツ、フランスについては、EU の制度が共通基盤としてあるため、我が国でいう労使双方の負担による失業保険給付終了後も就業できない者のため、国庫負担による扶助制度があるという特徴がある。

### (1) イギリス

中小警備業者の法人税率は大企業よりも低く抑えられており、また雇用法のいくつかの項目が免除されている。

BSIA 等関連団体からの援助はない。

失業保険制度についてみると、イギリスでは拋出制求職者手当 (Jobseeker's Allowance。以下「JSA」という。) がこれに該当する。1995 年求職者法 (Jobseekers Act 1995) を根拠法とし、原則として 18 歳以上で、年金受給年齢 (男性 65 歳、女性 60 歳) 未満のイギリス居住者が被保険者となる。

受給要件として、以下の各点を満たしている必要がある。

- ・ 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均 16 時間以上従事していないこと。
- ・ 就労能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること。
- ・ 過去 2 年間のうち 1 年間、被用者として国民保険料<sup>19</sup>を納付していること。
- ・ パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2 週間に一度ジョブセンター・プラス (公共職業紹介機関) に来所すること。
- ・ 現在フルタイムの教育を受けていないこと。

本制度による給付額は、以下のとおり定額制となっている。

表 2-6 JSA の給付額

出典：海外労働情報 イギリス (独立行政法人労働政策研究・研修機構)

16～24 歳	56.25 英鎊 / 週 ( 8,000 円)
25 歳以上	71.00 英鎊 / 週 (10,000 円)
カップル	111.45 英鎊 / 週 (15,800 円)

JSA の給付期間は最長で 182 日 (26 週) である。また、JSA は雇用主、被雇用者が納付する保険料を財源としており、保険料率は賃金の 25.8% (被用者 12.0%、事業主 13.8%) である。

JSA 受給要件のうち、国民保険料を納付していないなどの理由により JSA の受給資格がない、又は JSA を超える生活費が必要で、かつ、以下の条件に該当する場合は、所得調査制求職者手当 (income-based JSA) が支給される。

- ・ 資産が 16,000 英鎊 (228 万円) 以下であること。
- ・ 収入のある仕事に週 24 時間以上従事している配偶者がいないこと。

支給額は表 2-6 に示した JSA と同額 (条件により減額あり) であるが、JSA との違いとして、当該手当は全額国庫負担であること、そして、所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば、年金支給開始年齢 (男性 65 歳、女性 60 歳) まで給付されることが挙げられる。

<sup>19</sup>国民保険 (National Insurance) は、失業者や就労困難者向けの拋出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度

## (2) ドイツ

労働者送り出し法（Arbeitnehmer-Entsendegesetz：AEntG）の規定により、警備業を含む法定業種については、ドイツ国外の事業主にも労働協約上の最低賃金等の労働条件が強制適用される。

また、ドイツの失業保険制度は2段階に分かれており、離職前2年間の就労期間中に最低12か月の失業保険料を納付していれば、失業給付Iと呼ばれる失業扶助の適用対象となる。失業給付Iは労使折半による失業保険料を財源とするもので、支給期間は保険料の拠出期間と年齢によって6か月から24か月の範囲内で段階的に<sup>20</sup>設定されている。

給付額は、受給者が養育義務を負う子どもを有するなどの場合とそれ以外の場合とに分けられており、前者は失業以前における「手取り賃金（Nettoentgelt）」（離職前における賃金の平均値から租税・社会保険料を控除した値）の67%、後者は60%となっている。

そして、失業給付Iの給付を満了してなおも失業状態にある場合は、財源の全額が国庫負担である失業扶助（失業給付II<sup>21</sup>）の適用対象となる。失業給付IIの支給期間は6か月単位とされているが、期限はなく、要件を満たせば更新されて受給可能な仕組みとなっている。

## (3) フランス

フランスの失業保険制度において、雇用復帰支援手当（L'Allocation d'aide au Retour à l'emploi。以下「ARE」という。）が給付される。これは、民間企業の全被用者（公務員は対象外）を対象とした強制加入制度となっている。

AREの受給資格は以下のとおりである。

- ・失業保険制度に一定期間加入していること。
  - 50歳未満：離職直前28か月間で122日（610時間）以上
  - 50歳以上：離職直前36か月間で122日（610時間）以上
- ・非自発的失業者であること。
- ・就労活動に必要な身体能力があること。
- ・雇用局（Pôle emploi）に求職者として登録されていること。
- ・求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること（再就職活動の指針となる「個別就職計画（PPAE：Le Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi）」に従って行うこと。）。
- ・原則として、60歳未満であること。

したがって、自己都合退職の場合はAREの給付対象とはならない。

支給期間は直近の雇用期間の長さに応じて、表2-7の範囲で設定される。

表 2-7 AREの支給期間

出典：JILPT 資料シリーズ No. 143 失業保険制度の国際比較

50歳未満	4か月（122日）～24か月（730日）
50歳以上	4か月（122日）～36か月（1,095日）

支給額についても従前の賃金に対し、一定の比率で決定される。給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム、季節労働等の別）に基づいて算定される。

フルタイム労働者の場合、AREは①基準日額（Salaire journalier de référence。以下「SJR」と

<sup>20</sup> 拠出期間が最低の12か月以上では支給期間が6か月間、16か月以上では8か月、20か月以上では10か月、最長の24か月の拠出では12か月と拠出期間の半分の期間の支給が認められる。また、50歳以上の失業者で30か月以上拠出の場合に15か月、55歳以上で36か月以上の場合には18か月、58歳以上で48か月以上の場合には24か月の支給期間となる（「JILPT 資料シリーズ No. 143 失業保険制度の国際比較—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン」）（独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2014）。

<sup>21</sup> 満15歳以上65歳未満で稼働能力があり、要扶助性が認められ、国内に居住していれば、失業給付Iの受給者でも、非登録失業者であっても受給可能

いう。)の40.4%+固定部分(11.64€(1,400円))、②SJRの57.4%、のいずれか高い方である。ただし、AREの日額は28.38€(3,500円)を下回ってはならず、同時にSJRの75%を超えてはならない。以上から、AREはSJRの57.4%以上75%以下の範囲内で支給される。

AREの財源は雇用局が管理運営を行っており、雇用者、被用者それぞれが負担する保険拠出に基づく。2014年1月現在の保険料率は総賃金の6.4%であり、そのうち被用者負担が2.4%、雇用主負担が4.0%である。

AREの受給期間終了後も再就職できない長期失業者や、受給権利のない者等を対象とする制度として、連帯特別手当(Allocation de solidarite specifique。以下「ASS」という。)が存在する。

ASSもAREと同様に雇用局が管理運営を行うが、その財源は全額国庫負担である。

ASSは、AREの支給期間を満了した長期失業者が対象であり、積極的に求職活動をしており、かつ失業前の10年間に5年以上就業活動に従事していた者等の給付条件がある。

支給期間は原則として6か月であり、60歳になるまで更新可能となっている。

支給額は2016年4月1日現在、16.27€/日(約2,000円)である。

また、支給を受けるに当たっては、月の収入(配偶者の収入、不動産収入、有価証券売却収入、利子収入等の合計)の上限があり、単身者の場合は1,138.90€/月(13.9万円)、カップルの場合は1,789.70€/月(21.8万円)を超えるとASSの支給対象とはならない。

#### (4)アメリカ

アメリカの失業保険は、連邦・州失業保険といい、受給対象者は州によって異なるものの、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く。)は対象とならないという特徴がある。

主な受給要件は以下のとおりである。

- ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること。
- ・求職、再就職の能力、意思があること。
- ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと。

給付水準もまた州によって異なるが、おおむね課税前所得(平均週給)の50%であり、最短で1週間(州により異なる)、最長26週間まで支給される。最長期間は、失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では、最長59週まで延長されることがある。

財源は連邦失業税と州失業税の二つからなり、原則として双方の財源を事業主が負担する。アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニアの3州を除き、被用者負担はない。

アメリカではまた、医療における国民皆保険制度がなく、医療保険を巡る諸問題がしばしばとり沙汰されている。大手警備業者においては、健康保険を含む福利厚生制度の充実を雇用条件として掲げているところも多いが、求人情報サイトの一つであるpayscale.comでは、警備員の5人に2人は保険未加入であるとしている。アメリカ合衆国国勢調査局によると、2010年における保険未加入人口は499万人、未加入率は16.3%としていることから、payscale.comが示す状況が事実であれば、警備員の社会保険未加入問題は深刻であるといえる。

## 2.8 警備員の労働環境（労災、労働時間等）に係る規定

### (1) イギリス

1998年に制定された労働時間規則により、本人の同意（オプトアウト）を得ている場合を除き、時間外労働を含め7日当たりの労働時間が、任意の17週の期間(基準期間(reference period))を平均して各週48時間を上回ってはならないこととされている。また、1日の休息时间(24時間ごとに少なくとも11時間の連続した日ごとの休息)、週当たりの休息时间(1週につき24時間)、年次有給休暇(年間合計4週間)、深夜労働(深夜労働を含む労働時間は、17週の基準期間を平均して、24時間ごとに8時間まで)等が定められている。

ただし、警備業については法定労働時間の特例に該当するため年次有給休暇の規定のみが適用され、基準期間は26週間まで延長されるとともに、休息时间、深夜労働の規定は適用されない。

### (2) ドイツ

ドイツでは、1989年のEC指令<sup>22</sup>を国内法化した労働保護法(1996年 Arbeitsschutzgesetz)が定められており、これが労働者全般に関する保護規定となっている。

労働時間については、労働時間法(ArbZG)の規定により1日8時間とされ、6か月又は24週間の平均が1日8時間を超えない場合に限り10時間までの延長が認められる。また、日曜祝日を休みとすることも規定されている。

ただし、警備業はこの例外規定に該当するため、これらの法的規制を受けない。

なお、BDSWでは、図2-10のとおり、州ごとに月間標準労働時間を定めており、ノルトライン＝ヴェストファレン州(西部、州都：デュッセルドルフ)が260時間/月、バイエルン州(南部、州都：ミュンヘン)が248時間/月、その他の州が228時間/月となっている。

また、ドイツでは警備員の対人賠償責任保険契約を義務付けている。

---

<sup>22</sup> 労働者の健康及び安全確保に関する枠組み指令 (Council Directive 89/391/EEC of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work)

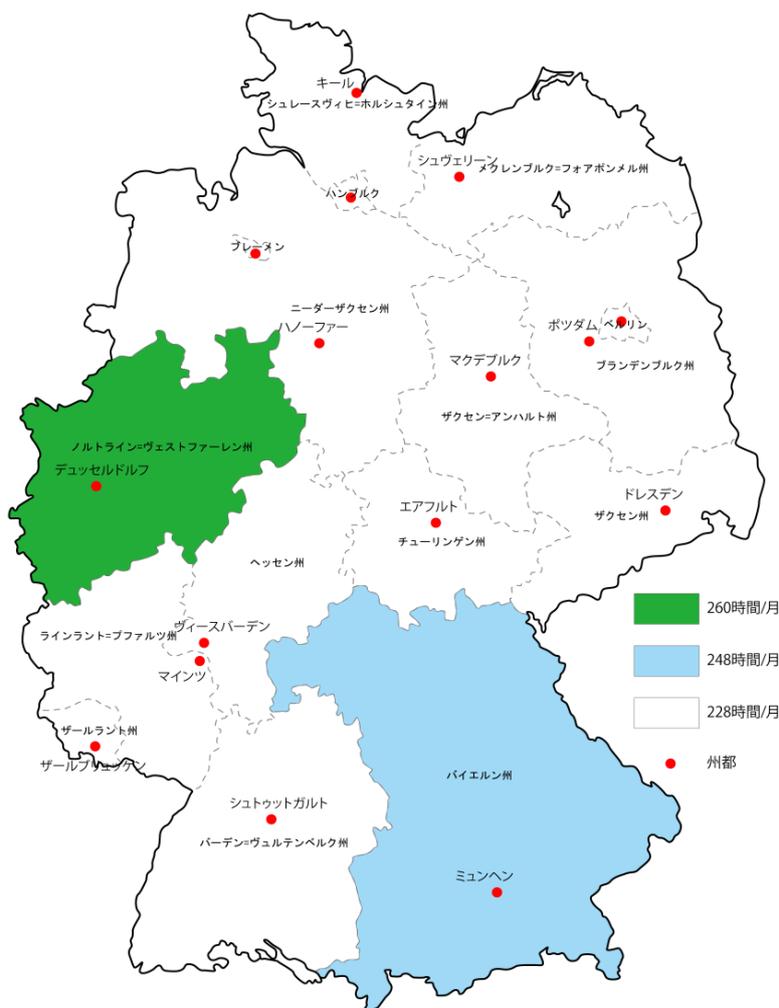


図 2-10 【ドイツ】警備員の州別月間標準労働時間

資料：BDSW をもとに作成

### (3) フランス

労働法の規定により、労働時間は週 35 時間若しくは年間 1,607 時間以内とされている。また、特例の場合を除き、労働時間は 1 日の上限である 10 時間を超えてはならない。特例とは、①雇用者の要請に基づき、労働検査官 (l'inspecteur du travail) がこれを認めている場合、②事業の一時的な増加に関する緊急の場合、③繁忙期又は企業の組織管理に関する理由がある場合、1 日 12 時間を上限として、労働協約・労使協定により合意している場合をいう。

警備員の労働時間はこれらの例外若しくは特例が適用されており、1 日当たり最大 12 時間かつ 1 週間に最大 48 時間、超過勤務については年間 180 時間以内とされている。

### (4) アメリカ

労働時間は、改正契約労働時間及び安全基準法 (2009 年) の規定により週 40 時間と定められている。ただし、これは標準労働時間 (standard workweek) であって、これを超過する場合には標準賃金の 1.5 倍を支給することが義務付けられているものの、超過勤務を抑制又は規制するものはない。

警備業の場合、多くは 8 時間のシフト制で週に 40 時間の労働をし、日中勤務、週末勤務及び祝日勤務をローテーションによりこなしている。

また、一般の労働者のように勤務場所を離れて食事のための休憩をとることは少なく、勤務時間中に受け持ち場所で食事をする人が多い。

## 2.9 警備業に適用される消費者保護規定

EU では、2000 年に「欧州連合基本権憲章」が制定され、この中に、次のような消費者保護に係る規定が設けられており、EU 加盟国は、本憲章に基づき国内法を制定しなければならない。

### 第 38 条 消費者保護

連合の政策は、高水準の消費者保護を保障するものとする。<sup>23</sup>

#### (1) イギリス

イギリスには、消費者政策の基本原則を一般的に表明した制定法はないとされており<sup>24</sup>、現行法制においても、1987 年消費者保護法が制定されているものの、これは主として製造業を対象としたものである。

あえて言えば、2001 年の警備業法制定によって SIA ライセンスの取得が義務付けられ、犯罪者や不法移民が警備員としてサービスを提供する場面が減少したことや、SIA の認定請負企業スキーム (ACS) により警備業者の質の認定がなされるようになったことをもって、消費者保護が図られるようになったとみることができ、これは積極的な消費者保護制度であるとは言い難い。

#### (2) ドイツ

単独の消費者保護法は存在せず、消費者保護に関する規定は民法典を始め様々な法律に分散しており、警備業者が加入する損害保険においては、業を営む上で警備業者が遵守すべき事項が定められている。

#### (3) フランス

警備業に特化した消費者保護規定はなく、1993 年に制定された消費法典が適用される。

警備業に関しては、警備業務契約締結時に、不履行に関する補償規定を設け、警備業者に対してサービス履行遵守を求めることが一般的である。

#### 【契約書記載内容例】 不履行の際の補償

債務の欠陥がある際、特に契約期間内に警備場所にいない、若しくは出勤人員に不足がある際には、サービス給付会社により、その不履行のあった時間ごとに、時給の 2 倍の違約金が与えられ、この違約金は前述の不履行が引き起こす損害の回復に充てられる。しかし、予知不能な不可抗力による、サービス給付会社の責に帰さない履行不能のときはこの限りではない。

#### (4) アメリカ

連邦レベルで警備業に特化した消費者保護規定は存在しない。

サービス業全般に対しては、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) の下部組織である消費者保護局 (Bureau of Consumer Protection) が、以下の各点に係る活動を行っている。

- ・ 苦情収集、捜査指揮
- ・ 違法企業、個人の告訴
- ・ 公正な市場維持のためのルール策定
- ・ 消費者及び企業の権利と責任に係る教育

<sup>23</sup> (試訳) 欧州連合基本権憲章、内村國臣・小林勝『中央学院大学 法学論叢』電子版 第 14 巻第 1・2 号(通巻第 25 号)、2001

<sup>24</sup> 消費者の安全のあり方に関する研究会報告書 (消費者庁、2008 年)

## 2.10 発注者との関係に係る法制の状況

### (1) イギリス

再委託は、法的には禁止されていないが、警備業務契約書等において再委託を禁じる規定があれば、これを受託した警備業者はそれを遵守しなければならない。

下請への指揮命令は、法により禁止されているが、G4S 社によると、下請に対して詳細な作業指示書を作成し、この中で下請の業務内容と責任範囲を明確にしておくことが通例化しているため、一般的に下請に指示を出す必要はないということである。

### (2) ドイツ

警備員に関しては、直接雇用のみが許され、その派遣は認められていない。また、顧客が警備員に対して直接指示することも禁止されている。

警備業者が他の警備業者に再委託することは可能であり、短期間の大規模イベント等の場合には再委託により人員を確保することが一般的である。一方、5年程度の長期間に渡る警備契約の場合は自社警備員の増員により対応することが多い。

また、再委託においては、いわゆる孫請が発生することもしばしばみられる。近年では難民収容施設の警備需要が急増しており、下請・孫請が多くみられる。

### (3) フランス

警備業務実施に当たっての発注者との関係をみると、警備業者は器具の設置等を含め、業務に必要な全ての措置を行う義務がある。また顧客に対しては、警備の履行自体に対する責任に加え、警備員が顧客に損害や損失を加えないことに対する責任を負っている。

一般に、警備員の債務不履行及びそれに類似する行為（警備員の不存在等）が原因で顧客又は第三者に損失又は損害を加えたときには、警備業者は、損失が発生した時間における警備員の時給の2倍に相当する違約金の支払い義務を負う。

再委託は、法的には禁止されていないが、再委託を装う詐欺的行為を行う警備業者もあり、契約締結時に、再委託に係る条項を定めるとともに、再委託先に関する詳細な事項（再委託先警備員の制服、ロゴ等を含む。）に関する情報を顧客に提示し、了解を得ておくことが必要である。

### (4) アメリカ

州によって規定は異なるが、ミシガン州、テキサス州等の警備業法においては、「警備業者」の中に、警備業者の代理人、従業員及び下請事業者を含めている。したがって、州法による禁止事項がなく、所定の要件を満たしていれば、原則として下請は可能となっている。

## 2.11 法制度のまとめ

本章を総括し、各国の警備業法制度を表 2-8～表 2-11 にまとめた。

また、本調査研究において対象としなかったアメリカ各州の状況を概観するため、警備業及び警備員に関する登録制度の有無について、その概略を表 2-12 にまとめた。

表 2-8 各国の警備業法概要（制定法）

国・州	警備業法	原題	制定・最終改正年	所管省庁	備考
イギリス	2001 年民間警備業法	Private Security Industry Act 2001	2001 年	内務省、SIA	制定後改正なし。
ドイツ	営業法第 34 条 a (警備業法)	Gewerbeordnung (GewO) 34a Bewachungsgewerbe	1927 年/2016 年	連邦経済協力・開発省、州経済担当省	営業法の制定は 1869 年。
フランス	国内安全保障法 第 6 編 民間警備活動	Livre 6 du Code de la sécurité intérieure Activités Privées de Sécurité	2003 年	内務省	先行法として「民間の警備業を規制する法律」(1983 年)が存在したが、国内安全保障法の成立に伴い廃止。
アメリカ	2002 年民間警備員雇用基準法	The Private Security Officer Standards Act of 2002	2002 年	司法省	州法が優先される。
ニューヨーク州	1992 年警備業法	Security Guard Act of 1992	1992 年		
カリフォルニア州	営業及び職業法 3 部 11.5 章 民間警備業法	Business and Professions Code Division 3 Chapter 11.5 The Private Security Service Act	1994 年		先行法として私立探偵法の中に民間巡回監視員の規制追加(1943 年)。
ワシントン DC	特別区規則 17～21 章 警備員及び警備機関	Municipal Regulations Chapter 17-21 Security Officers and Security Agencies	1974 年		
日本	警備業法		1972 年/2011 年	警察庁	

表 2-9 各国の警備業法概要（営業要件）

国・州	営業要件		特記事項
	警備業者	警備員	
イギリス	規定なし。	SIA が発行するライセンスの取得が必須。	所定の評価基準に達した警備業者を認定する、認定請負企業スキーム（ACS）があるが取得は任意。
ドイツ	地元州の担当当局（商工会議所若しくは秩序局）への登録が必須。代表者は専門知識試験合格が必須。	少なくとも商工会議所が実施する研修教育を修了していること。	以下の業務に従事する警備員は専門知識試験への合格が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のパトロール警備</li> <li>・万引き防止のための店内の警備</li> <li>・商業ディスコの出入口警備</li> <li>・難民施設警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者</li> <li>・大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者</li> </ul>
フランス	各種欠格要件に該当しないこと。	各種欠格要件に該当しないこと。	
アメリカ		指紋並びに経歴の提出及び州認証事務所等での犯歴のチェックを受けること。	
ニューヨーク州	規定なし。	各種欠格要件に該当しないこと。	
カリフォルニア州	代表者（管理者）は、警備員としての有償勤務経験が 2,000 時間以上あること。	州政府が定める所定の訓練を修了していること。	
ワシントン DC	個々の警備員が警備員としての資格を満たし、DC 区長への届け出を行っていること。	各種欠格要件に該当しないこと。	
日本	欠格要件に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けて警備業を営む者をいう。	警備業者の使用人その他の従業者で警備業務の従事するもの。	警備員は、欠格要件に該当せず、所定の教育を受けている必要がある。

表 2-10 各国の警備業法概要（業務内容）

国・州	業務内容	
	定義	備考
イギリス	SIA で規定され、警備業法上には規定なし（右のとおり）。	以下の業務に従事する者は、SIA ライセンスが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設警備</li> <li>・現金、貴重品輸送警備</li> <li>・対人警備</li> <li>・ドア・スーパーバイザー</li> <li>・公共空間における CCTV 監視</li> <li>・鍵の所持（別ライセンス）</li> <li>・車両の固定（別ライセンス、北アイルランドのみ）</li> </ul>
ドイツ	警備業者及びその従業員は、警備業務の履行に際し、第三者に対し、何人も正当防衛、緊急事態若しくは自救行為を行う場合、その都度の契約上委託者から付託される自救権、及び法律に基づく委託の場合に付与される権限を、自己の責任においてのみ行使できる。	以下の業務に従事する警備員は専門知識試験への合格が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のパトロール警備</li> <li>・万引き防止のための店内の警備</li> <li>・商業ディスコの出入口警備</li> <li>・難民施設警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者</li> <li>・大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者</li> </ul>
フランス	第1号：人若しくは電子システムによる監視又は動産・不動産の警備並びに対象となる不動産内若しくは公共の車両内にいる人々の安全を目的とした業務の給付 第2号：10万€（約1,235万円）以上の宝石、総額5,335€（約65.9万円）未満の現金（leur montant est inférieur à 5,335 euros）、又は貴金属を運搬及び監視し、同時に引渡物の取扱いを保障する行為（現金取り扱いについては郵便局、金融機関で雇用されるものを除く。） 第3号：人々の身体の保護 第4号：船主の要求に基づき、フランス国旗を掲げる艦船をテロ行為の脅威から保護する行為	
アメリカ	正規又は非正規で、独立する契約者又は被雇用者として、武器の所持等の有無を問わず、制服又は私服で警備業務を行い、その主要な任務が警備業務を行うことである個人	
ニューヨーク州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害、窃盗又は他の不法行為からの個人及び(又は)財産の保護</li> <li>・不法占有又は侵入、窃盗、公共物の破壊、虐待、放火又は財産への権利侵害等を含む違法行為の予防、観察、発見及び(又は)報告</li> <li>・路上巡回</li> <li>・警報装置への応答対応（機器の設置若しくはアフターサービスを除く）及び/又は警備対象とする敷地における不法占有、強盗、不法侵入、窃盗、抜き荷及びその他の損害からの警報装置による保護若しくは探知</li> </ul>	
カリフォルニア州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人又は財産の保護</li> <li>・製品 (goods)、品物 (wares)、商品 (merchandise)、金銭 (money)、債券 (bonds)、株券 (stocks)、手形 (notes)、証書 (documents)、書類 (papers) その他のあらゆる財産に対する窃盗、不法奪取、紛失、着服 (embezzlement)、横領 (misappropriation) 若しくは隠匿の防止</li> </ul>	
ワシントン DC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品 (goods)、品物 (wares)、商品 (merchandise)、金銭 (money)、債券 (bonds)、記名株券 (stock certificates)、又はその他の貴重な証書 (documents)、書類 (papers) 及び物品 (articles) に対する窃盗、横領又は隠匿の防止</li> <li>・動産又は不動産への損害防止</li> <li>・会議、イベント、又は上演時の暴行、侵入、又は他の暴動の防止</li> <li>・類似する不法行為の防止</li> </ul>	
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務</li> <li>二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務</li> <li>三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務</li> <li>四 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務</li> </ul>	

表 2-11 各国の警備業法概要（教育、労働環境）

国・州	教育		労働時間	
	教育時間等	その他	警備員の規定	特例事項
イギリス	SIA ライセンス取得のため、SIA 認定訓練提供者によるプログラム（おおむね 28 時間）		なし（労働時間規則により 48 時間/週以下と規定されているが、警備業は適用対象外である。）	休憩時間、夜間労働の規定適用対象外。
ドイツ	商工会議所が開催する 40 時間の職業基礎訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 2-9 等に示した業務に就くためには専門知識試験への合格が必要。</li> <li>継続教育制度あり。</li> </ul>	BDSW の規定により、228 時間/月（一部州では 248 乃至 260 時間/月）以内	労働保護法の例外規定に該当するため、一般的な労働時間等は適用されない。
フランス	認定を受けた警備員訓練機関における 140 時間の訓練を修了し、かつ県の許可証を受けることで CNAPS ライセンスが取得可能	継続訓練制度あり（警備分野により内容、頻度は異なる）。	1 日当たり最大 12 時間かつ 1 週間に最大 48 時間。 超過勤務は年間 180 時間以内	労働法の規定では、労働時間は 1 日の上限である 10 時間を超えてはならないが、警備業は特例に該当。
アメリカ			標準労働時間（standard workweek）は週 40 時間。ただし、超過勤務を抑制又は規制するものはない。	
ニューヨーク州	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録申請前に 8 時間の訓練</li> <li>雇用後 90 日以内に 16～40 時間の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 8 時間の年次訓練</li> <li>銃火器所持等には 47 時間の銃火器訓練講習と、毎年 8 時間の年次訓練（別途）が必要。</li> </ul>		
カリフォルニア州	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録申請前に 8 時間の訓練</li> <li>雇用後 6 か月以内に 32 時間の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 8 時間の年次訓練</li> </ul>		
ワシントン DC	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録申請前に最低 24 時間の事前義務訓練</li> <li>雇用後 90 日以内に 16 時間の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 8 時間の年次訓練</li> </ul>		
日本	新たに警備業務に従事させようとする警備員を対象に、基本教育 15 時間＋業務別教育 15 時間の計 30 時間（新任教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に警備業務に従事させている警備員対象（教育期ごと）に基本教育 3 時間/年＋業務別教育 5 時間の計 8 時間/年（現任教育）</li> <li>警備員指導教育責任者制度、検定制度あり。</li> </ul>	休憩時間を除き 40 時間/週以内	

表 2-12 アメリカ州別警備業・警備員許可要件等概要

資料：「民間警備業 — その定義、統計、動向概観<sup>25</sup>」及び各州法を基に作成

	会社							警備員								
	警備会社許可の有無	非警備会社許可の有無	許可有効期間(年)	最低保険規定	管理者用許可試験の有無	管理者の最低年齢(歳)	管理者の経歴診断の有無	警備会社許可の有無	非警備会社許可の有無	武装警備員の許可の有無	許可有効期間(年)	火器許可有効期間(年)	初期規定訓練時間(時間)	火器訓練時間(時間)	最低年齢(歳)	経歴診断の有無
アラバマ州	×	×	×	×	×	×	×	武装のみ	武装のみ	○						
アラスカ州	○	×						○	武装のみ	○						
アリゾナ州	○	×						○	×	○						
アーカンソー州	○	×						○	×	○						
カリフォルニア州	○	×	2	○	○	18	○	○	○	○	2	2	40	14	18	○
コロラド州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
コネチカット州	○	×						○	○	○						
デラウェア州	○	×						○	○	○						
ワシントンDC	○	×	2	5人以上雇う場合賠償保険提出が必須	?	?	?	○	?	×	2	?	48	?	18	○
フロリダ州	○	×	3	○	試験あり、但し2年間の許可警備員としての経験により代替可	18	○	○	武装のみ	○	2	7	40	28	18	○
ジョージア州	○	○	2	○	○	18	○	武装のみ(非武装にも登録不要の最低限の訓練要件あり)	武装のみ(非武装にも登録不要の最低限の訓練要件あり)	○	×	2	24	15	18(非武装)21(武装)	○
ハワイ州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
アイダホ州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イリノイ州	○	5人以上の武装警備員又は武装警備員を伴う金融機関は登録必須	3	○	○	21	○	○	武装のみ	○	3	1	20	40	18(非武装)21(武装)	○
インディアナ州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
アイオワ州	○	×						○	×	○						
カンザス州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ケンタッキー州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ルイジアナ州	○	×						○	×	○						
メーン州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
メリーランド州	○	×						○	×	○						
マサチューセッツ州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
ミシガン州	○	×	2	○	×	25	○	四半期ごとに名簿を提出	四半期ごとに名簿を提出	×	×	×	×	×	×	×
ミネソタ州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
ミシシッピ州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ミズーリ州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
モンタナ州	○	○						○	○	○						
ネブラスカ州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ネバダ州	○	×						○	×	○						
ニューハンプシャー州	○	×						○	武装のみ	○						
ニュージャージー州	○	×						○	×	○						
ニューメキシコ州	○	×						○	×	○						
ニューヨーク州	○	保険加入証明書のみ提出必須	2	○	○	25	○	○	○	○	2	2	24	47	18	○
ノースカロライナ州	○	×	2	○	×	18	○	○	武装のみ	○	1	1	16	20	18(非武装)21(武装)	○
ノースダコタ州	○	×						○	×	○						
オハイオ州	○	×	1	○	○	×	○	○	×	○	1	1	×	20	×	○
オクラホマ州	○	×						○	武装のみ	○						
オレゴン州	○	○						○	○	○						
ペンシルベニア州	×	×	×	×	×	×	×	武装のみ	武装のみ	○	×	5	×	40	18	○
ロードアイランド州	○	×						○	×	○						
サウスカロライナ州	○	○						○	○	○						
サウスダコタ州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
テネシー州	○	○						○	○	○						
テキサス州	○	×	1	○	○	21	○	○	×	○	2	2	30	10~15	18	○
ユタ州	○	×						○	×	○						
バーモント州	○	×						○	×	○						
バージニア州	○	×						○	武装のみ	○						
ワシントン州	○	×						○	×	○						
ウェストバージニア州	○	×						×	×	×	×	×	×	×	×	×
ウィスコンシン州	○	×						○	×	○						
ワイオミング州	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

注：規定の有無が不明な州については当該欄を空欄とした。

<sup>25</sup> The Private Security Industry: A Review of the Definitions, Available Data Sources, and Paths Moving Forward, Dr. K. Strom et al.



## 第3章 警備業に係る経済的状况

### 3.1 警備業者数、警備員数、市場規模、業界団体の状況等

#### (1) 対象国比較概観

警備業者数、警備員数については、情報源となる機関によって値がまちまちであることから、ここでは、対象各国の状況分析に先立ち、これらを横並びで比較するため、欧州については CoESS による数値を併用し、概観を整理した。そのため、国別の状況で示す数値とは乖離がある個所がある。

各国の警備業者数を人口千人当たりで比較すると、フランスが 0.15 社/千人で最も多いが、次いでドイツが 0.05 社/千人、イギリス、アメリカ<sup>26</sup>が各 0.04 社/千人となっており、フランスを除けば、我が国の 0.07 社/千人よりも人口当たりの警備業者数は少ない（図 3-1、表 3-1）。

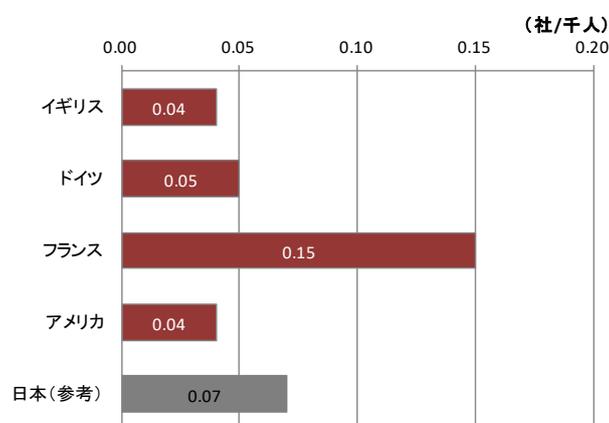


図 3-1 人口千人当たり警備業者数

出典：表 3-1 参照

同様に各国の警備員数を人口千人当たりで比較すると、ワシントン DC が 21.79 人/千人と群を抜いて多いが、次いでイギリス 5.88 人/千人、ニューヨーク州 5.86 人/千人の順となっている。我が国は 4.24 人/千人で、アメリカ全体、フランス、ドイツよりは多い（図 3-2、表 3-1）。

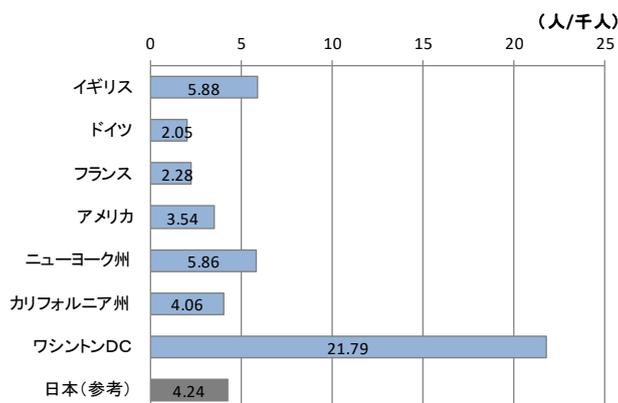


図 3-2 人口千人当たり警備員数

出典：表 3-1 参照

<sup>26</sup> 州別の値が存在しないため、連邦計のみ示した。また、アメリカの警備業者数は統計や情報源によって差があり、少ないもので 1.1 万社（連邦刑事司法文献サービス（NCJRS））、多いもので 1.6 万社（国際警察長協会（International Association of Chiefs of Police）など幅があることから、ここでは最小値 1.1 万社を採用した。

表 3-1 対象各国の警備業者、警備員数<sup>27</sup>

	人口 (人)	警備業者数 (社)	警備員数 (人)	人口1,000人当たり		出典・備考
				警備業者数 (社)	警備員数 (人)	
イギリス	62,008,048	2,500	364,586	0.04	5.88	CoESSIによる2011年値
ドイツ	81,802,257	3,700	168,000	0.05	2.05	〃
フランス	64,714,074	9,425	147,800	0.15	2.28	〃
アメリカ	308,745,538	11,000	1,094,350	0.04	3.54	人口:2010年国勢調査 警備業者数:連邦刑事司法文 献サービス(NCJRS) 警備員数:2015年労働統計調査
ニューヨーク州	19,378,102	-	113,490	-	5.86	
カリフォルニア州	37,253,956	-	151,130	-	4.06	
ワシントンDC	601,723	-	13,110	-	21.79	
日本(参考)	127,094,745	9,342	538,347	0.07	4.24	人口:2015年国勢調査 警備業者、警備員:警察庁(H27)

次に、警備業者1社当たりの売上高を比較すると、アメリカが3.2億円/社で最も高く、フランスの0.7億円/社が最も低い。ちなみに我が国では、1社当たりの売上高は3.9億円/社であり、対象各国よりも高い(図3-3、表3-2)。

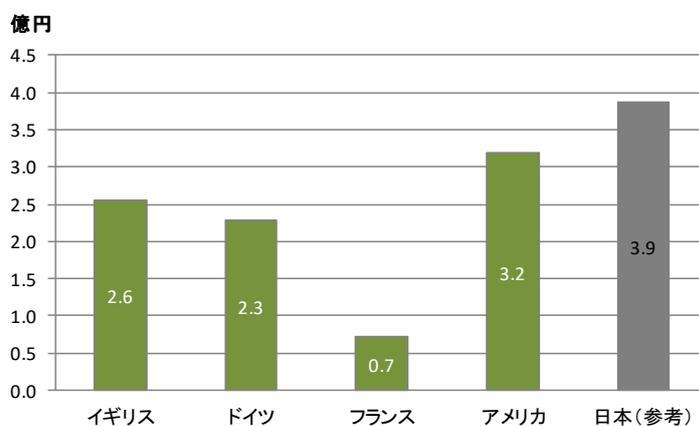


図 3-3 警備業者1社当たり平均売上高

出典: 表 3-2 参照

また、警備員1人当たりの売上高で見ると、ドイツが5.0百万円/人で最も高く、イギリスが1.8百万円/人で最も低い。

ちなみに我が国は6.7百万円/人であり、これはおおむねアメリカの倍であり、イギリスと比較すればその4倍近い水準である(図3-4、表3-2)。

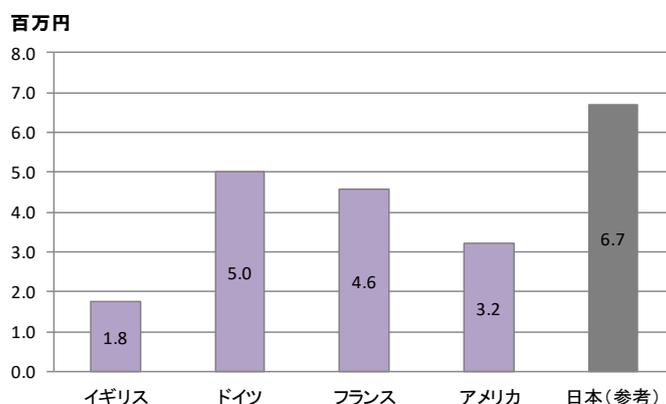


図 3-4 警備員1人当たり平均売上高

出典: 表 3-2 参照

<sup>27</sup> 欧州3カ国の基準を揃えるため、CoESSの統計を用いた。

表 3-2 対象各国の警備業の売上高・市場規模

	売上高・市場規模				備考
	現地通貨	円換算	1社あたり	警備員 1人あたり	
イギリス	45.0億£	6,400.8億円	2.6億円	1.8百万円	BSIAによる2015市場規模
ドイツ	69.0億€	8,418.7億円	2.3億円	5.0百万円	BDSWによる2015市場規模(暫定値)
フランス	55.5億€	6,765.5億円	0.7億円	4.6百万円	CoESSによる2013年売上高
アメリカ	310.0億\$	35,054.8億円	3.2億円	3.2百万円	IBISWorld社による2015市場規模
日本(参考)		33,546.6億円	3.9億円	6.7百万円	全国警備業協会(H27年度末) ※8,689社を対象

(2) イギリス

警備業者数は、CoESS による 2008 年値では 2,500 社とされているが、BSIA によると、約 4,500 社 (CCTV 等、機材の製造業者を除く。) であり、BSIA に加盟している業者は約 400 社である。警備業者に占める加盟業者の割合は高くはないが、加盟業者による市場シェアは全体の約 70% を占める。

警備員数は、警備業の監督機関である SIA によると、382,377 人、うち SIA ライセンス保有者は 339,940 人 (2016 年 5 月現在) である。

また、BSIA によると、イギリスにおける警備員の男女比率は男性 91%、女性 9% である。

(3) ドイツ

BDSW によると、警備業者数は約 5,500 社 (2015 年暫定値) であるが、その内訳をみると、警備業約 3,700 社、探偵業約 1,200 社、機械警備業約 300 社等と探偵業を含む数値であることに注意する必要がある。このうち、BDSW に加盟している業者は約 1,000 社で、大・中企業が多数を占めている。警備業者の総数に占める加盟業者の割合は約 18% であるが、加盟業者による市場シェアは全体の 80% を占める。

警備員数は、正規雇用が約 25 万人、時短雇用が約 100 万人であり、警備員の男女構成は、男性 80%、女性 20% で、年齢構成をみると、7 割が 25~55 歳である。

ドイツでは、本調査の対象国内では唯一、BDSW が時系列的なデータ等を多数公開している。これによると、ドイツ警備業の売上は堅調な成長を続けており、2015 年には 69 億€ (約 8,420 億円) に達している。

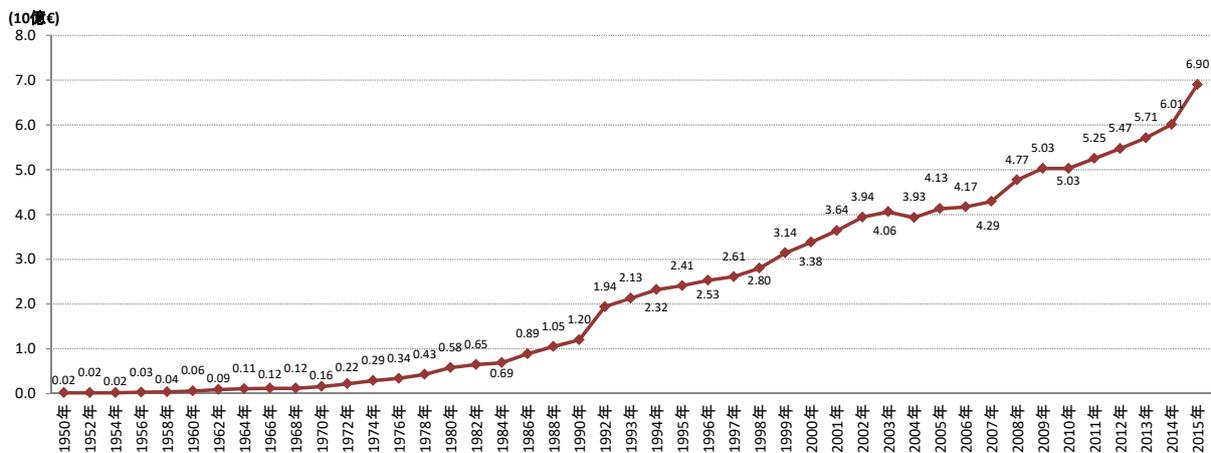


図 3-5 ドイツにおける警備業及び探偵業(業種コード 80) 売上高の推移 1950~2015

注：1992 年以降は各年値。2009 年以降典拠資料変更。2015 年は暫定値。

資料：BDSW

売上の業務別市場シェアから警備業者が提供している業務内容を見ると、50%を対人警備が占めており、次いで空港警備が11%、救急サービスセンターが10%等の順となっている。

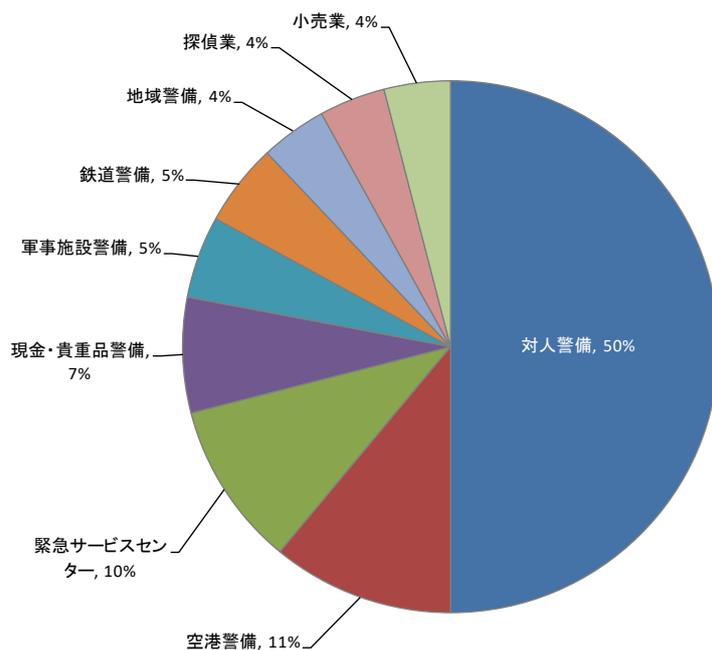


図 3-6 2015 年売上の市場シェア

資料：BDSW

警備業者数は、2009 年以降若干の増減をしながらも長期的には増加傾向にある。



図 3-7 警備業及び探偵業（業種コード 80）業者数 2009～2015

\*2015 年は暫定値である。

資料：BDSW

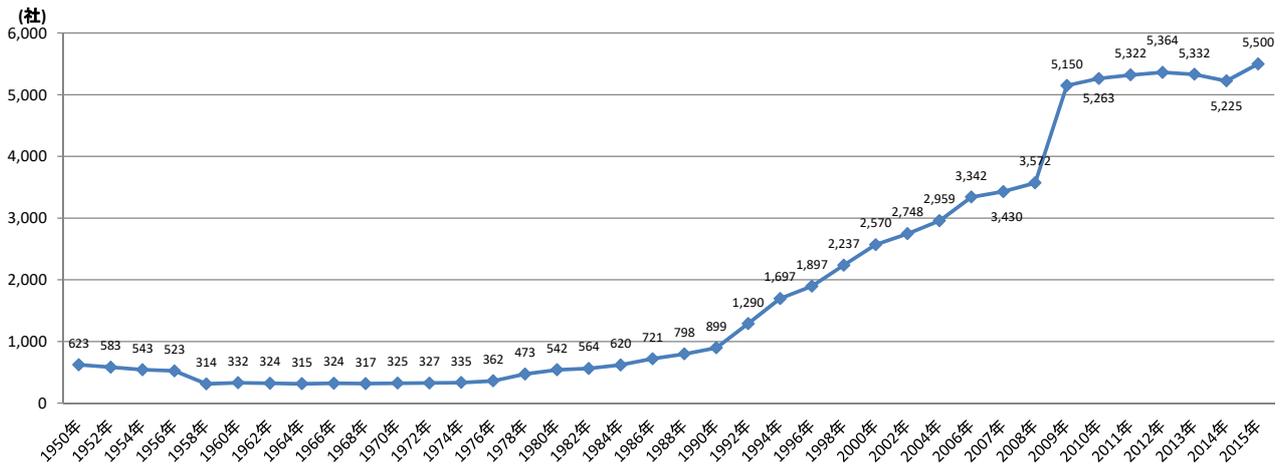


図 3-8 国内警備業及び探偵業（業種コード 80）業者数の推移 1950～2015

\*2015 年は暫定値である。

資料：BDSW

警備業者数、売上高を州別にみると、業者数、売上高とも 2014 年ではノルトライン＝ヴェストファレン州（州都：デュッセルドルフ）が最も高く、業者数 721 社、売上高 2,352 億円である。全国シェアで見ると、業者数で 19.6%、売上高では 35.3%を占めている。

以下、業者数・売上高上位の州をみると、2 位がバイエルン州（州都：ミュンヘン）、3 位がバーデン＝ヴュルテンベルク州（州都：シュトゥットガルト）の順となっている。

業者数・売上高上位 2 州であるノルトライン＝ヴェストファレン州、バイエルン州については、図 2-10 (p. 40) で見たように、BDSW が定める月間標準労働時間がそれぞれ 260 時間/月、248 時間/月と、その他の州の 228 時間/月を超える設定になっている。すなわち、これらの州では他の州よりも警備業に対する需要が高く、月間標準労働時間を引き上げることで対応しているものと思料される。

表 3-3 州別警備業者数及び売上高の推移 2004～2014

資料：BDSW

州	2004		2005		2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014	
	業者数	売上高																				
バーデン＝ヴュルテンベルク州	324	270,780	336	274,038	341	274,522	367	315,270	407	360,646	343	326,054	363	339,180	370	382,093	380	426,890	375	501,057	384	545,255
バイエルン州	445	381,211	470	388,654	492	434,495	525	438,837	545	503,453	525	483,849	554	504,149	576	518,561	595	518,715	593	544,296	585	589,157
ベルリン	121	121,656	132	129,419	143	151,304	155	150,223	161	143,445	174	152,237	176	178,930	196	219,408	216	230,970	242	256,993	241	271,562
ブランデンブルク州	104	69,820	112	67,479	118	67,475	114	70,236	129	71,572	123	72,807	128	71,006	140	77,015	160	81,001	174	101,127	177	140,717
ブレーメン州	22	31,022	29	24,867	34	24,024	35	37,438	33	37,596	31	42,453	29	45,555	34	41,816	29	45,880	28	40,224	33	36,843
ハンブルク	62	86,737	74	82,576	67	82,576	68	82,576	65	82,576	69	83,839	66	84,463	73	95,374	72	106,120	69	121,978	70	130,609
ヘッセン州	291	676,062	313	715,092	308	729,047	344	607,071	350	510,924	312	483,128	319	488,618	334	549,379	338	526,493	341	528,287	334	486,405
メクレンブルク＝フォアポンメルン州	65	63,499	64	62,738	64	55,772	72	53,819	75	59,530	74	56,628	70	59,629	76	73,232	81	83,033	81	83,768	80	90,171
ニーダーザクセン州	237	481,551	275	536,517	305	473,391	301	496,554	318	495,798	325	475,685	331	503,746	297	515,236	278	528,907	294	486,237	286	499,909
ノルトライン＝ヴェストファレン州	690	1,259,410	700	1,283,982	751	1,340,375	732	1,389,326	756	1,620,231	778	1,733,950	816	1,792,277	828	1,731,713	802	1,783,644	761	1,807,645	721	1,927,906
ラインラント＝プファルツ州	145	96,244	159	97,831	163	110,085	172	85,865	183	82,188	176	72,037	190	75,762	195	86,167	184	86,147	179	96,232	176	88,209
ザールラント州	29	20,033	31	23,200	35	21,757	31	21,744	31	20,074	31	14,673	35	15,491	35	20,912	36	22,815	37	23,959	34	25,341
ザクセン州	137	91,596	158	100,870	175	94,811	172	102,815	172	103,386	170	97,935	179	95,813	185	160,054	199	180,486	195	192,583	191	198,761
ザクセン＝アンハルト州	102	91,937	103	103,278	120	93,388	119	90,909	114	90,647	103	88,418	131	102,329	139	110,052	128	111,907	131	112,363	131	119,943
シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州	108	104,444	120	110,811	148	118,457	144	121,551	144	135,678	119	118,911	126	127,108	116	151,034	127	180,024	140	217,251	150	240,502
チューリンゲン州	77	79,326	74	80,176	78	93,749	79	96,426	89	87,425	82	86,997	86	94,284	82	80,838	91	78,525	87	69,000	79	73,523
計	2,959	3,925,328	3,150	4,129,516	3,342	4,165,228	3,430	4,285,083	3,572	4,480,363	3,435	4,389,601	3,599	4,578,340	3,676	4,814,884	3,716	4,999,258	3,727	5,182,736	3,672	5,464,814
前年比																						
実数	134	-137,096	191	-204,188	192	35,712	88	-119,855	142	-195,280	-137	-90,762	164	-188,739	77	-236,544	40	-184,374	11	-183,478	-55	-282,078
割合(%)	4.74	-3.37	6.45	5.20	6.10	0.86	2.63	2.88	4.14	4.56	-3.84	-2.03	4.77	4.30	2.14	5.17	1.09	3.83	0.30	3.67	-1.48	5.44

売上高の上段：千円、下段：10万円

また、BDSW では国内の警備業売上高上位 25 社を公表しており、世界的な大手警備業者である Securitas 社（総本社はスウェーデン）が 669 百万€（816 億円）で最高となっている。

参考までに、我が国における警備業の売上高順の警備業者を表 3-5 に示すが、セコム株式会社及び総合警備保障株式会社では、売上高が 2,000 億円を超えており、ドイツと比べて高い水準であるといえる。

表 3-4 ドイツ国内警備業上位 25 社の売上高（Lünendonk®のリストによる）

資料：BDSW

上段：百万ユーロ、下段：億円

順位	企業名	ドイツ国内での警備業売上高		ドイツ国内での総売上高		ドイツ国内の警備スタッフ数	
		2014	2013	2014	2013	2014	2013
1	Securitas Holding GmbH, Berlin	669.0 (816.2)	657.0 (801.6)	669.0 (816.2)	657.0 (801.6)	19,300	19,000
2	Kotter Unternehmensgruppe, Essen 1)	341.0 (416.1)	310.0 (378.2)	418.0 (510.0)	383.0 (467.3)	10,000	9,100
3	Niedersächsische Wach- und Schliesgesellschaft Eggeling & Schorling KG, Hannover *) 2)	200.0 (244.0)	190.0 (231.8)	200.0 (244.0)	190.0 (231.8)	5,500	5,400
4	Wisag Sicherheit & Service Holding GmbH & Co. KG., Frankfurt am Main	165.0 (201.3)	159.0 (194.0)	852.0 (1,039.5)	819.0 (999.3)	5,034	5,191
5	KWS Kieler Wach- und Sicherheitsgesellschaft GmbH & Co. KG, Kiel *) 3)	123.5 (150.7)	115.0 (140.3)	123.5 (150.7)	115.0 (140.3)	4,150	4,100
6	Kluh Security GmbH, Dusseldorf 4)	101.0 (123.2)	96.8 (118.1)	396.7 (484.0)	403.1 (491.8)	3,250	3,050
7	Pond Security Service GmbH, Erlensee	97.2 (118.6)	94.4 (115.2)	97.9 (119.4)	95.7 (116.8)	2,254	2,292
8	W.I.S. Sicherheit + Service GmbH & Co. KG, Koln	96.9 (118.2)	91.8 (112.0)	108.9 (132.9)	104.8 (127.9)	3,293	3,306
9	Dussmann Service Deutschland GmbH, Berlin *) 5)	89.0 (108.6)	85.0 (103.7)	830.0 (1,012.7)	785.0 (957.8)	2,960	2,900
10	Wako Nord GmbH, Stade *)	62.0 (75.6)	59.0 (72.0)	62.0 (75.6)	59.0 (72.0)	2,500	2,450
11	Deutsche Notrufzentralen und Sicherheitsdienste Holding GmbH, Dresden	61.0 (74.4)	56.0 (68.3)	65.0 (79.3)	60.0 (73.2)	2,100	2,070
12	Gegenbauer Sicherheitsdienste GmbH, Berlin	60.9 (74.3)	55.1 (67.2)	435.4 (531.2)	429.8 (524.4)	1,786	1,665
13	b.i.g-Gruppe, Karlsruhe	60.4 (73.7)	58.9 (71.9)	90.7 (110.7)	84.4 (103.0)	2,035	2,120
14	Nurnberger Wach- und Schliesgesellschaft mbH, Nurnberg	56.7 (69.2)	53.0 (64.7)	56.7 (69.2)	53.0 (64.7)	1,492	1,309
14	Power Personen-Objekt-Werkschutz GmbH, Hamburg 6)	56.7 (69.2)	53.0 (64.7)	56.7 (69.2)	53.0 (64.7)	1,492	1,309
16	Piepenbrock Sicherheit GmbH & Co. KG, Berlin 7)	51.7 (63.1)	50.1 (61.1)	450.6 (549.8)	435.4 (531.2)	2,057	2,149
17	Gotz-Management-Holding AG, Regensburg *) 8)	44.0 (53.7)	44.0 (53.7)	203.6 (248.4)	205.0 (250.1)	1,350	1,350
18	ICTS Deutschland GmbH, Kelsterbach 9)	37.3 (45.5)	42.0 (51.2)	37.3 (45.5)	42.0 (51.2)	1,165	1,519
19	IWS-Firmengruppe, Aschaffenburg *)	36.0 (43.9)	34.0 (41.5)	36.0 (43.9)	34.0 (41.5)	1,100	1,050
20	Secura Protect Holding GmbH & Co. KG, Hanau 10)	35.3 (43.1)	34.0 (41.5)	35.3 (43.1)	34.0 (41.5)	850	800
21	Stolting Service Group GmbH, Gelsenkirchen	30.9 (37.7)	25.9 (31.6)	84.0 (102.5)	78.0 (95.2)	1,500	1,200
22	ESD Dienstleistungsgruppe, Muhldorf am Inn	30.4 (37.1)	25.3 (30.9)	30.4 (37.1)	25.3 (30.9)	821	742
23	Condor Gruppe, Essen	29.3 (35.7)	25.1 (30.6)	31.0 (37.8)	27.1 (33.1)	913	847
24	All Service Sicherheitsdienste GmbH, Frankfurt am Main	28.2 (34.4)	28.5 (34.8)	58.9 (71.9)	54.6 (66.6)	847	894
25	GSE Protect Gesellschaft für Sicherheit und Eigentumsschutz mbH, Potsdam	28.0 (34.2)	25.0 (30.5)	28.0 (34.2)	25.0 (30.5)	1,300	1,100

\*) 売上高及び/又は従業員数は、一部推計を含む。

1) 売上高の変化は、組織的成長50%の他、2014年のOSD Schäfe並びにISSの警備業部門買収による。

2) 売上高にはVSU Vereinigte Sicherheitsunternehmen GmbH分を含む。

3) 売上高にはSicherheit Nord GmbH & Co. KG分を含む。

4) Service-Gesellschaften und Organschaftenの国内販売額及び連結子会社を含むと468.4百万€

5) Dussmann Gruppe全体の2014年における売上高は1,982百万€

6) Service-Gesellschaften und Organschaftenを含む国内売上高は57.1百万€

7) 工業系サービスの売上高については2014年の同サービス分に計上している。

8) 国内サービス会社及び連結子会社分を含む売上高は218.6百万€。

9) 旧FIS Flug- und Industriesicherheit GmbH.社

10) 旧Pond Sicherheit und Service GmbH.社

表 3-5 【参考】日本の警備業上位 50 社の売上高 (2015 年)

資料：警備保障タイムズ

	社名	所在地	売上高 (円)	前年比
1	セコム	東京	3706億6318万	△
2	総合警備保障(ALSOK)	東京	2130億0600万	△
3	セントラル警備保障	東京	372億3626万	△
4	アサヒセキュリティ	東京	363億8983万	△
5	全日警	東京	348億6809万	△
6	セコム上信越	新潟	229億1000万	△
7	セノン	東京	221億1600万	△
8	セコムジャスティック	東京	180億4806万	△
9	にしけい	福岡	170億9263万	△
10	コアズ	愛知	164億0353万	△
11	東洋テック	大阪	131億2577万	△
12	シンテイ警備	東京	131億0000万	△
13	ALSOK常駐警備	東京	122億8300万	▼
14	イオンディライトセキュリティ	大阪	105億9742万	△
15	スリーエス	兵庫	102億9126万	△
16	ALSOK福島	福島	98億5500万	△
17	ALSOK双栄	神奈川	94億1700万	△
18	ALSOKビルサービス	東京	93億4200万	△
19	日本ビル・メンテナンス	東京	92億7900万	▼
20	国際警備保障	大阪	92億4500万	△
21	広島総合警備保障	広島	91億7700万	△
22	大阪ガスセキュリティサービス	大阪	90億7100万	▼
23	北関東総合警備保障	栃木	90億6100万	△
24	協和警備保障	千葉	89億7000万	△
25	グリーン警備保障	東京	85億7490万	△
26	セコム北陸	石川	79億7800万	△
27	テイシン警備	埼玉	78億2000万	△
28	シムックス	群馬	72億3051万	△
29	ALSOK東京	東京	72億2700万	△
30	東急セキュリティ	東京	70億4741万	▼
31	新潟総合警備保障	新潟	65億7800万	△
32	シミズオクト	東京	64億7397万	△
33	セコム三重	三重	61億6906万	▼
34	北陸総合警備保障	石川	60億8700万	△
35	三和警備保障	東京	59億6801万	△
36	東芝セキュリティ	神奈川	56億7989万	▼
37	VOLLMONTホールディングス	東京	56億6160万	△
38	アイビックス	福井	54億4736万	△
39	キステム	東京	53億8200万	▼
40	愛媛総合警備保障	愛媛	51億5300万	△
41	日本ガード	岐阜	51億4900万	△
42	青森総合警備保障	青森	49億0600万	△
43	KSP	神奈川	48億3892万	▼
44	富士警備保障	東京	48億0271万	▼
45	サンエス警備保障	千葉	47億7950万	△
46	鹿児島総合警備保障	鹿児島	47億2500万	△
47	KSP・WEST	東京	43億4201万	△
48	ALSOK神奈川	神奈川	43億4200万	△
49	共栄セキュリティーサービス	東京	41億6000万	△
50	アール・エス・シー	東京	41億4800万	△

#### (4) フランス

フランスでは、業界団体として全国警備業協会（Syndicat National des Entreprises de Sécurité。以下「SNES」という。）及び民間警備業組合（Union des entreprises de Sécurité Privée。以下「USP」という。）、警備業信託連盟（Fédération des Entreprises de la Sécurité Fiduciaire。以下「FEDESFI」という。）の3団体が存在する。

SNESは人的警備部門におけるフランス初の業界団体であり、加盟業者に対して警備業務の簡略化や改善を目的としたサービスや器具、情報の提供を行っている。SNESには200社以上の警備業者と1,000以上の事業所が加盟しており、傘下の警備員数は約35,000人である。

USPは、その加盟業者等と連携し、警備活動の規律化や専門化に向けた必要な活動を行うことを通じて、警備活動の将来的な発展に資することを目的とした団体である。組織の規模等を具体には明らかにしていないが、USPのHPでは、加盟業者約80社を紹介している。

FEDESFIは、現金輸送部門に特化したセクタの業界団体で、当該セクタに該当する警備業者の約6割が加盟している。

これらの機関とは別に、民間警備業活動全国協議会（CNAPS）という組織が存在するが、これは上記のような業界団体ではなく、国内安全保障法に基づき警備員のライセンス認証等を行う団体である。

SNESによると、フランスにおける2015年の警備業者は3,391社（従業員1人以上）、事業所数は4,087であり、従業員数は16万400人である。従業員数は2014年から15年にかけて6%増加しているが、前年（2013-2014年）の増加は1%であった。

警備員の男女構成は男性86%、女性14%で、平均年齢は39.5歳、平均勤続年数は5.5年である。

業界構造をみると、上位9社（従業員2,000人以上の企業）で売上全体の28.5%を占め、上位36社（同500人以上）で43%、さらに上位236社（同100人以上）では、66%を占めている。

一方、フランスでは警備業の個人事業者が多く、6,911の個人事業者により2億2,900万€（279.4億円）を売り上げている。

#### (5) アメリカ

業界団体としては、警備業協会（Security Industry Association。以下「米SIA」<sup>28</sup>という。）がある。

米SIAの目的は、以下のとおりである。

- ・全50州及び首都における警備業界に係る政策及び立法支援
- ・最先端のグローバルな研究の実施
- ・統合可能な産業基準の作成
- ・教育と訓練を通じた業界専門家の育成

米SIAの2015年の年次報告書によると、加盟業者数は643社で、2014年から17%増加している。しかしながら、全米の警備業者数が11,000~16,000社あるといわれる中でのこの加盟業者数は、全体の4.0~5.8%に過ぎない。

また、米SIA加盟業者の約半数は警備用機材等を製造するメーカーであり、警備業務を提供する警備業者は21%に過ぎない。

<sup>28</sup> イギリスのSIAと区別するため本報告書ではアメリカ警備業協会の略称を米SIAとした。

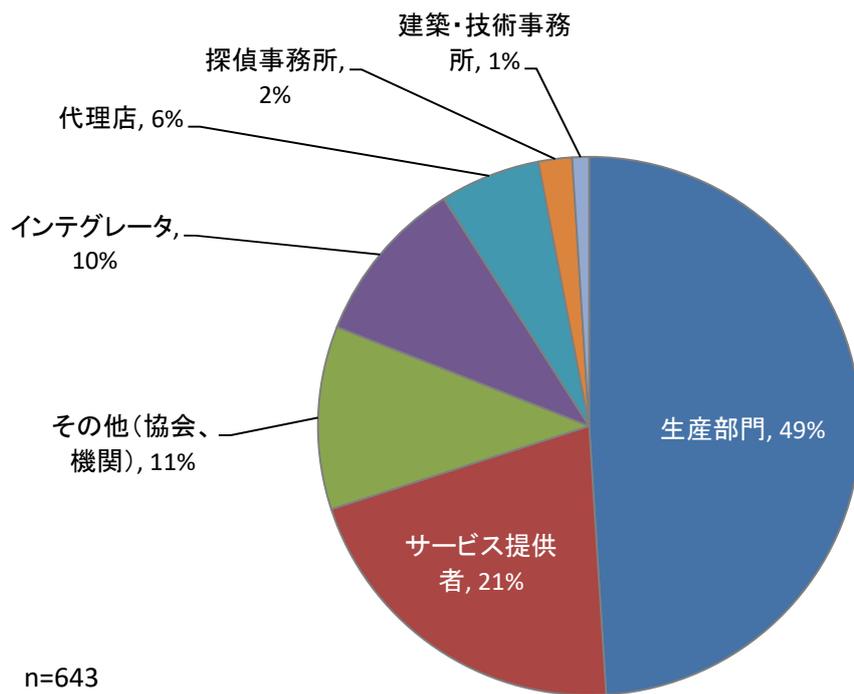


図 3-9 米 SIA 加盟業者の内訳

出典：米 SIA 年次報告書（2015 年）

### 3.2 警備員の平均賃金

対象各国及び我が国における警備員の平均賃金（以下「警備員の賃金」という。）及び労働者全体の平均賃金（以下「平均賃金」という。）を図 3-10、表 3-6 に示す。各国とも警備員の賃金は、平均賃金を大きく下回っている。

イギリス、フランスの警備員の賃金は、日本円換算で 233～249 万円/年で、我が国の 230 万円/年とおおむね同等の水準であるが、平均賃金に対する割合をみると、我が国が 69%であるのに対し、イギリス 63%、フランス 59%と若干低くなっている。

ドイツについては、警備員の賃金は 308 万円/年であり、我が国を 80 万円/年ほど上回っているが、平均賃金が 519 万円/年と高いため、平均賃金に対する警備員の賃金の割合は 59%となっている。

アメリカについては、平均賃金及び警備員の賃金が我が国や欧州諸国より高く、連邦全体では警備員の賃金が 322 万円/年、平均賃金が 522 万円となっており、平均賃金に対する警備員の賃金の割合は 62%と欧州諸国並みである。

しかし、州別にみると、本調査で対象にした 3 州はアメリカ国内でも給与水準の高い州であり、平均賃金については、ワシントン DC が 1,038 万円/年（全米 1 位）、ニューヨーク州が 856 万円/年（同 2 位）、カリフォルニア州が 709 万円/年（同 6 位）と、連邦平均の 522 万円/年を大きく上回っている。これに対し警備員の賃金は、ワシントン DC が 441 万円/年、ニューヨーク州が 364 万円/年、カリフォルニア州が 316 万円/年となっており、ワシントン DC を除けばドイツよりやや高い程度に留まっている。このため、平均賃金に対する警備員の賃金の割合は 42%～45%と、我が国及び欧州諸国と比べ、平均賃金と警備員の賃金の格差が大きい。

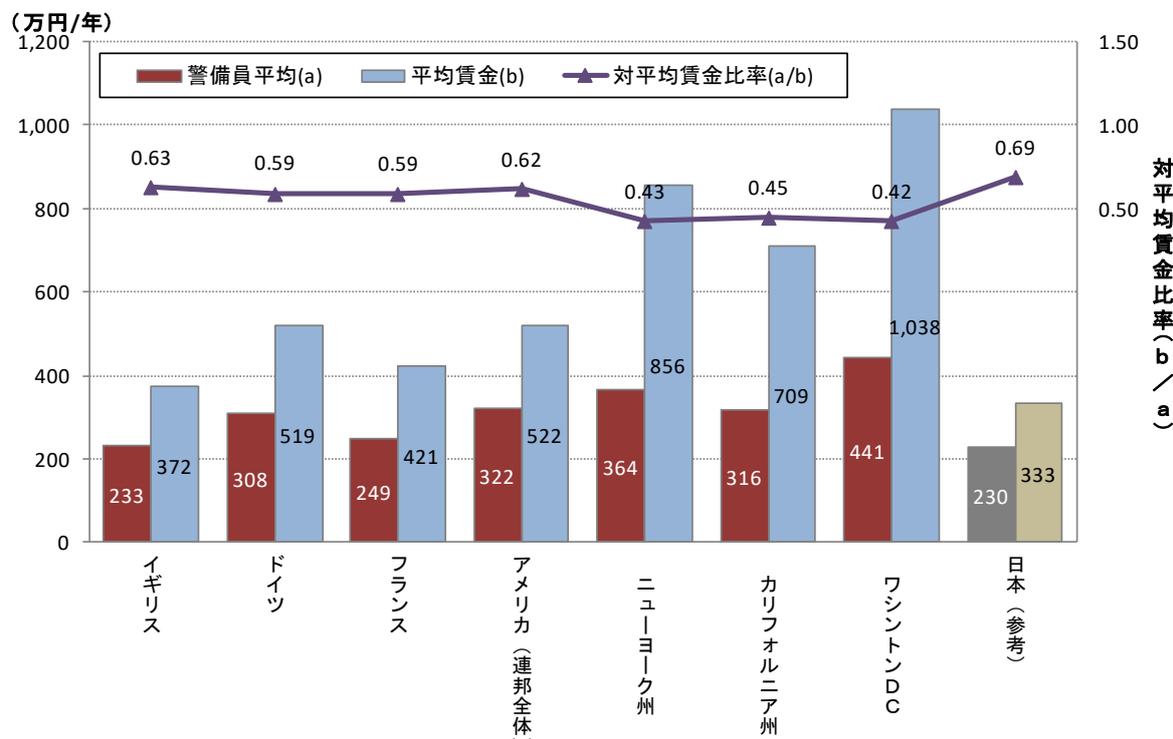


図 3-10 対象各国における警備員の平均賃金<sup>29</sup>及び対平均賃金比率

<sup>29</sup> 各国の賃金は基準日（2017.2.1）レートで日本円に換算した値

表 3-6 対象各国における警備員の平均賃金

国・州	区分	平均賃金		出典・備考	
		現地通貨	円換算		
イギリス	警備員平均	£16,381	233万円	イギリスの求人情報サイトによる2016年値	
	平均賃金	£26,184	372万円	『世界の統計2016』（総務省統計局）による2013年値	
ドイツ	警備員平均	€25,200	307万円	給与情報サイトgehalt.delによる2016年値	
	平均賃金	€45,528	555万円	『世界の統計2016』（総務省統計局）による2013年値	
フランス	警備員平均	€20,436	249万円	給与情報サイトsalairemoyen.comによる2016年値	
	平均賃金	€34,860	425万円	『世界の統計2016』（総務省統計局）による2013年値	
アメリカ	警備員平均	\$ 28,460	322万円	連邦労働統計局による2015年値	
	平均賃金	\$ 41,132	465万円	『世界の統計2016』（総務省統計局）による2014年値	
	ニューヨーク州	警備員平均	\$ 32,190	364万円	連邦労働統計局による2015年値
		平均賃金	\$ 75,712	856万円	連邦労働統計局による2015年値
	カリフォルニア州	警備員平均	\$ 27,970	316万円	連邦労働統計局による2015年値
		平均賃金	\$ 62,712	709万円	連邦労働統計局による2015年値
	ワシントンDC	警備員平均	\$ 39,010	441万円	連邦労働統計局による2015年値
		平均賃金	\$ 91,832	1,038万円	連邦労働統計局による2015年値
日本(参考)	警備員平均		230万円	平成27年賃金構造基本統計調査による	
	平均賃金		355万円	『世界の統計2016』（総務省統計局）による2013年値	

### 3.3 警備員の労働環境

#### (1) イギリス

2.8 でみたとおり、一般の労働時間は7日当たり48時間を超えてはならないが、警備業は当該規制の適用対象外とされている。労働時間については、少しでも雇用者が違反すると、労働者は労働裁判所へ出廷して和解金を取ろうとする風潮もあるようだ。

しかしながら、賃金水準が低く、加えて不規則かつ早朝・深夜も含めた労働時間があるなど全般的に就業環境が厳しいことから、人員は不足しがちであり、離職率も30~35%と高い。

人員不足状態が続けば、既存警備員の時間外労働が増え、これに伴ってコストも増加するが、離職率が抑えられるレベルにまで賃金を上げてしまうと、入札では受注できない程の高いコストになってしまうため、悪循環が継続しているといえる。

現状では、人員の補充ができて、なおかつ利益が出るくらいに原価率を抑える必要があり、その中で新規の雇用を行い、訓練しなければならないという厳しい状況に置かれている。

さらに、新規のスタッフを雇用し、訓練を重ねても、一人前になる頃には他社に引き抜かれてしまうようなケースが相次いでおり、そうした面でも人の流動性は非常に高いといえよう。

女性の警備員が活躍する場面としては、コンシェルジュやビルの受付（写真を撮り ID を作成する業務）に多い。彼女らもまた SIA ライセンスを取得している。

#### (2) ドイツ

労働規則により、労働時間は1日8時間（6日まで）と規定されてはいるが、警備員不足の中、顧客の需要に応じるため、時間外労働により現場を動かしている実態がある。

労働時間については、労働協約制度により、労使間の団体交渉が行われるのが一般的となっている。したがって、現実の労働環境も踏まえつつ、組合側が求める賃金、休暇、夜勤、休日出勤等のルールを協約で決め、賃金は、顧客の支払う対価により上乗せをすることもあり得る。

また、拘束時間を実労働時間と待機時間とに区別するなどして、多くの実労働時間を確保するように努めている。

労働契約については、当初より無期限に雇用することも可能だが、通常は初回契約のみ有限契約で2年間とすることが一般的である。2年間の契約期間後、そのまま契約を続行する場合は無期限の契約に移行する仕組みとなっている。

警備員の労災については、警備業者に賠償責任保険への加入が義務付けられているほか、これに加えて事故保険（労働者の治療）があり、業務に伴うけが等については、国の事故保険により保障される仕組みとなっている。

警備員の女性の割合は20%であり、イギリス（9%）や我が国（6%）と比べてもかなり高い。さらに、フランクフルト・アム・マイン市に本拠を置く WISAG 社のように、女性警備員割合が25%に達する企業もある。このように女性警備員の雇用が進んでいる背景としては、企業が独自で女性雇用のキャンペーンを行っていることが考えられる程度であり、業界団体である BDSW が女性の雇用のために何らかの働き掛けを行っている事実はない。しかし、イギリス同様、受付業務を始めとするサービス業務や空港保安検査（女性に対する身体検査）等、警備員が女性でなければならない、又は女性であることが望まれる職種が比較的多いことが女性の雇用につながっているものと思われる。

元来、警備員は危険な職種であるといえるが、近年、イベント時や公共交通機関における乗客とのトラブルから、特に若者による警備員への暴行事案が頻発していることから、これを防止するため、

口頭で相手を鎮静させるテクニックを学ぶ研修が必要となっており、行政専門家協会（VBG）が作成した、トラブルを鎮静化させるためのテクニックを収録したビデオを教材に用いて研修を行うなどしている（図 2-8）。

### (3) フランス

フランスにおける警備業ライセンスの発行は、CNAPS が行うが、2015 年に CNAPS が 3,566 社の警備業者を対象に調査を行った結果、9,205 件もの違反が見つかった。最も多かった違反は、CNAPS での登録後に、企業が発行する免許証の不携帯であったが、そもそも CNAPS のライセンス発行すら受けていない警備員を業務に従事させたという事例も多く、1,114 件の企業に対する処分（sanctions）が行われた。

それでも前年と比較すると、違反数は 22%も減少している。こうした違反は、コンプライアンス意識の欠如によるものと考えられ、従業員の長時間労働等の問題にもつながっている。

フランスのリユマニテ紙は、2014 年 1 月 20 日の記事において、マルセイユでの警備員経験を持つ男性へのインタビューから、その労働環境の厳しさを訴えている。

この男性によると、月額の手取り 1,800€（約 22 万円）で、昼夜を問わず 1 日の労働時間が 12 時間近くに及び、また、一般に警備員は大学を出ていない、いわゆる低学歴層が多いということから、顧客等からの誹謗中傷や暴力が後を絶たず、非常に厳しい状況の中で働いている例が多いという。離職する人の数も非常に多く（そもそも、警察や憲兵になる前準備として働き始める人も多いという。）、例えば、昼食休憩を全般的に外れな時間に入れるなど、その人材管理にも非常に問題があるという。

66%の警備業者では夜間勤務を行っており、アルバイトをしていた、別のある男性大学生によると、19 時から翌朝 7 時までの 12 時間勤務により、普段の生活に与える影響は非常に大きく、シフトも決まっていないという。

2012 年中、フランスの全警備員の約 25%が暴言の被害を受けており、警備員の 4.5%は身体的暴行の被害者となった。従業員の入れ替わりが非常に激しい背景の一つとして、こうした労働環境が原因となっており、次項に述べる高い離職率につながっている。

### (4) アメリカ

連邦労働省は、公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）を警備業界に適用するに当たっての留意事項として、以下の事項を示している。

- ・ 警備員は、制服、銃、警笛、ベルトその他警備業務に従事する上で必要な機材の費用を負担することにより、その人が受け取る賃金が平均賃金を下回る、あるいは超過勤務手当を削減されてはならない。これは、制服等を警備員が直接購入するか、雇用者が警備員に売却する際に適用される。
- ・ 制服のドライクリーニング費用を警備員が負担することにより、その人が受け取る賃金が平均賃金を下回る、あるいは超過勤務手当を削減されてはならない。
- ・ 超過勤務手当は週単位で計算しなければならない、2 週間以上の平均時間を適用してはならない。
- ・ 警備員が一週間に 2 カ所以上で勤務した場合、残業時間はこれらを合算しなければならない。
- ・ 業務上の移動時間は勤務時間に計上しなければならない。
- ・ あらゆる勤務時間は常にきちんと記録されていなければならない。しばしば週 40 時間を超える時間に対する「手当」により隠されてしまうが、これは違法である。

すなわち、こういった業務用機材購入や制服のクリーニングに係る費用負担、勤務時間の扱いにおいて、警備員の不利益になるような行為がアメリカの警備業界において多く見られることを示しているといえよう。

### 3.4 警備員の需給状況

#### (1) イギリス

近年における夕方から早朝にかけての飲食等 (night-time economy) の需要増加に伴い、ドア・スーパバイザーの需要は増加傾向にある。また、病院 (特に精神病院) の警備の需要も増加傾向にある。

一方、イギリスにおける警備員の年間離職率は、BSIA によると 30%、さらに CoESS によると 35% (2008 年) となっており、新規の警備員を雇用しても定着せず、常に人手不足の状況にあると考えられる。

#### (2) ドイツ

警察官の人員不足、近年の難民増加、空港利用者の増加、イベント時における警備体制の強化を背景として、警備業の需要は高まっている一方で、警備員不足が顕著となっている。

さらに、警備業界は、好景気になると人気のある仕事に人が流れるため、警備員になる者は少なくなり、不景気になると警備業に良い人材が残るという特徴がある。

CoESS によると、離職率も 30% (2008 年) とやや高い。

#### (3) フランス

2015 年 1 月のシャルリー・エブド襲撃事件以降、フランスではテロ事件が頻発しており (表 3-7)、こうした事件が発生するごとに、一時的に警備業務の需要が増加する傾向がみられる。相次ぐテロ事件に対抗するため、警備員の武装化が求められてはいるものの、2.4 でも見たように、現金輸送警備を除いて警備員の武装が認められていない。

このため、市場としての警備業ニーズが高まりながらも、一方では警備員のなり手が不足しており、結果として警備員不足が続いている。

CoESS によると、フランスの警備員の離職率は 66% (2008 年) と極めて高い。これは、CoESS が同時期に調査した中でラトヴィア (70%) に次ぐ高さで、これにポーランド (65%)、デンマーク、スペイン (46%) が続いている。

SNES によると、2013 年から 2014 年の警備員の増加率は+1%、さらに 2014 年から 2015 年の警備員の増加率は+6%であり、警備員は増加傾向にある。

なお、警備員の平均勤務年数は 5.5 年であり、また正規雇用は 25%、非正規雇用は 74%、残りの 1% は個人事業者である。

表 3-7 フランスに関係した近年の主なテロ事件

資料：公安調査庁「世界のテロ等発生状況」

2015/6/26	金	フランス	フランス南東部・リヨン郊外のサンカンタン・ファラビエで、米企業所有のガス工場に男が車で乗り付け、爆発が発生。その後、同男はその場で当局によって拘束。現場では、実行犯の男が勤務する運送会社の経営者の男性が遺体で発見。男は襲撃時、アラビア語で「神は偉大なり」と叫んでいたとされる。また、現場からイスラム教の信仰告白の文言が書かれた旗を発見。
2015/7/15	水	フランス	フランスのカズヌーブ内相が、軍高官を暗殺し頭部を切断するなどのテロを計画していたとして、同国在住のイスラム過激派とみられる4人を拘束。容疑者は16~23歳で、うち1人は元軍人。4人は、2016年1月頃の軍施設の襲撃計画を準備。なお、検察当局は17日、シリアに滞在する「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)戦闘員が、容疑者らにフランス国内の標的への攻撃を指示していたと発表。
2015/8/21	金	オランダ (ベルギー)	<b>アムステルダム発パリ行き高速鉄道タリス列車内テロ未遂事件</b> オランダ・アムステルダム発パリ行き的高速列車がベルギー国内を走行中、銃やカッターナイフで武装したモロッコ国籍のアユーブ・ハザーニ容疑者が銃を発砲。乗り合わせた米軍兵士らが容疑者を取り押さえたが、3人が負傷。フランス当局は、「周到に計画された無差別殺傷を狙ったテロ」と断定。
2015/11/13	金	フランス	<b>仏パリ同時多発テロ事件</b> フランス首都パリ中心部のレストランや劇場、同郊外の競技場等で、銃撃や自爆テロ等による同時多発テロが発生し、130人が死亡、約350人が負傷。同日、オランダ仏大統領は、同テロがISILによる犯行と断定。また、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)フランス」名の犯行声明が発出。同声明では、「フランスがシリアでの空爆を実施したことへの報復」などと主張。
2016/1/7	木	フランス	フランス首都パリ北部の18区の警察署前で同日正午頃、長い刃物と短刀を携帯した男が、「アッラー・アクバル」などと叫び、同署の入口にいた警察官に襲いかかり、同署内に侵入しようとしたところ、警察官に射殺される事案が発生。
2016/1/11	月	フランス	フランス南部・マルセイユで、トルコ出身の高校生の少年(15歳)がユダヤ系男性教師(35歳)に刃物で襲いかかり、軽傷を負わせる事案が発生。同少年は、犯行直後に拘束され、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)のために犯行に及んだ旨警官に説明。
2016/6/13	月	フランス	フランス首都パリ西部・イブリーヌ県マニャンビルで、男が警察幹部及び同居する警察職員の女性を殺害。ISILと関連を有する「アーマク通信」が、「イスラム国」の戦士が事件を実行したと主張。
2016/7/14	木	フランス	<b>仏ニーステロ事件</b> フランス南部・ニースで、フランス革命記念日の花火見物の群衆にトラックが突入し、外国人38人を含む少なくとも84人が死亡、202人が負傷。ISILと関連を有する「アーマク・ニュース・エージェンシー」が、「イスラム国」の兵士の1人が実行した旨報道。
2016/7/26	火	フランス	<b>仏サンティエエンヌ・デュルブレ教会人質殺害事件</b> フランス北部・ノルマンディー地方の町ルーアンで、刃物を持った男2人がカトリック教会に押し入り、5人を人質に立てこもった。同2人は治安部隊によって射殺されたが、神父1人が死亡、1人が負傷。ISILと関連を有する「アーマク通信」が、ISILの兵士が作戦を実行した旨報道。

#### (4) アメリカ

アメリカにおける警備業は、商用オフィス、カジノその他の娯楽施設、倉庫、民営矯正施設、インフラ保全等、施設警備の需要拡大により、市場が成長しつつある。また、CCTVを活用した警備の需要も高まっている。

こうした警備需要の高まりの背景には、2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件以降、テロ行為への懸念が全米に拡大していることが挙げられる。

その一方で、警備員の賃金その他労務環境は、他の産業に比べて劣悪であり、質の高い警備員を大量に確保することが困難になっている。

したがって、リスクマネジメントの観点からすれば質の高い警備員に業務に従事してほしいと望んでも、その供給状況は良好とはいえない。

### 3.5 警備業者の行っている具体的な活動

#### (1) イギリス

BSIA では、警備員及び警備業の活動を次のように分類している。

人材部門	電子部門
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備員の派遣（パトロール）</li> <li>・ 身近警備（ボディガード）</li> <li>・ ドア・スーパーバイザー</li> <li>・ 現金輸送警備</li> <li>・ 群衆整理、管理</li> <li>・ 公的スペースの監視（CCTV）</li> <li>・ キー・ホールディング（建物の鍵管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCTV 製造、設置（企業活動）</li> <li>・ 機材のアクセスコントロール</li> <li>・ 警報（アラーム）受信センター</li> <li>・ その他の機材製造者</li> <li>・ システムモニタリング（監視）</li> <li>・ 資産・所有物のマーキング</li> <li>・ 機密内容を含んだ情報の処分</li> </ul>

このほか、警察と連携して、原子力発電所警備、テロ対策、ストーカー対策、子供の安全対策に取り組んでいる。警察も人材不足に悩んでいることから、警備業者の協力を必要としており、いくつかのプロジェクトを通して共同作業を行っている。例を挙げると、Cross-sector Safety & Security Communications Groups（安全、セキュリティに関する官民コミュニケーション）というグループ<sup>30</sup>内で警察が発する警告や情報に関し、BSIA が部門を超えて何らかの対応をすることがある。また、BSIA が主導する「警察と警備業界（Police & Security）」というプロジェクトでは、警察、ロンドン市長公安室も参画し、ビジネス犯罪の防止に力を入れている。

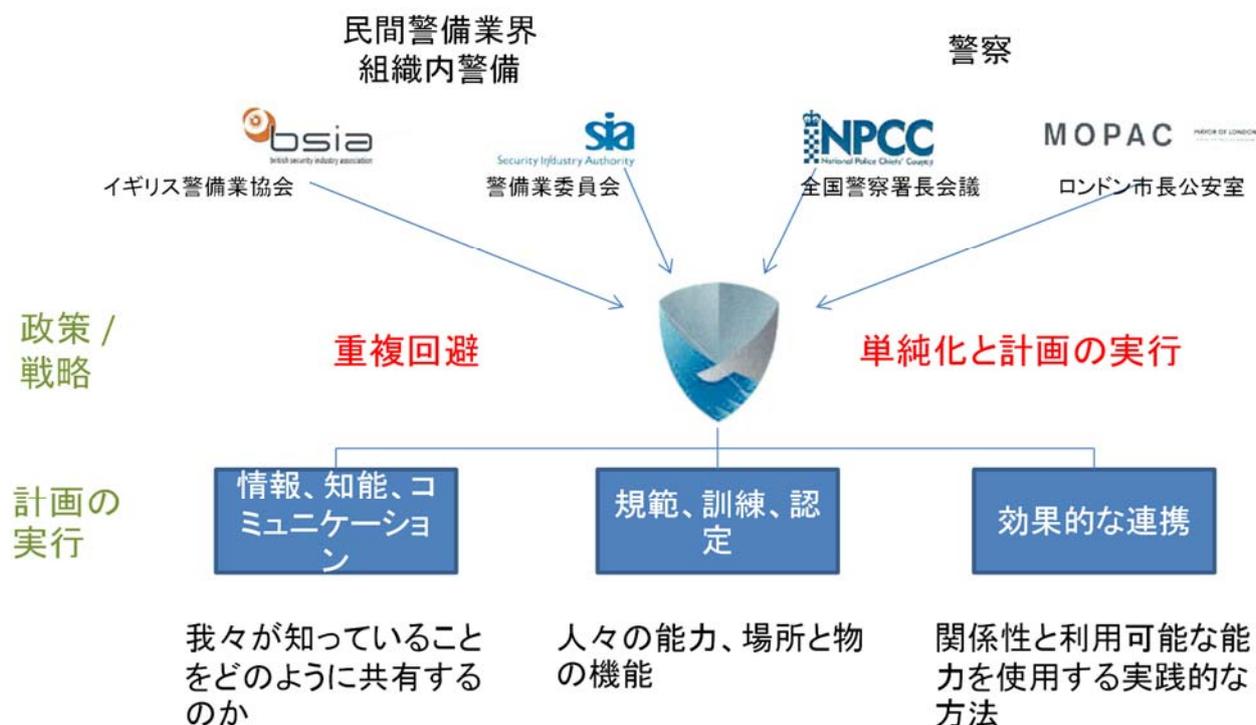


図 3-11 警察と警備業界（Police & Security）プロジェクトの概要

資料：BSIA、SIA

<sup>30</sup> 警察、BSIA、G4S、セキュリタスなどの大手警備会社を始め、イングランド銀行などの金融機関、郵便、メーカー、ホテル、飲食店チェーンなど多様な主体が参加しており、大規模な事件の影響が広範囲に及ぶと懸念される場合に、「単一かつ真実の情報」を発信し、適切な意思決定に寄与している。

ただし、テロ対策に係る極秘情報については、警察が警備業者に対して情報共有することはない。警備業者の中には、警備業務以外にも、施設管理及びその関連サービス等を行うものもあるが、警備業務以外の業務の兼業率は20%にとどまっている。

## (2) ドイツ

警備業の業務内容は、警備業法により「他者の生命ないし財産を警備する」業務と普遍的に表現されており、これに基づき様々な場面での警備が行われている。

ただし、我が国でいう交通誘導警備業務に相当する活動は行っておらず、ドイツでは公共の場において警備員が交通整理・誘導することはない。ただし、私有地等においては、例えば大規模イベントにおける交通整理を主催者が依頼し、私有地の範囲内に限って警備員が交通誘導することはあるという。

原子力発電所の警備については、発電所の所有者が責任を持つため、原則として警察が関与することではなく、拳銃で武装した警備員が警備に当たることが多い。また、近年需要が急速に高まっているテロ対策については、多機関連携に焦点を当てており、警察その他関係機関と連携した合同訓練・トレーニングが行われている。

BDSWによると、現金輸送における警備の需要は多く、ドイツ国内では現金輸送に特化した特殊車両が毎日2,500台稼働しており、これらの警備にも警備員が従事しているという。

このほか、警備業務以外の業務としては、清掃業を兼業している業者が多い。清掃は夜間、無人の施設で行われることが多いため、警備業との親和性が高いことがその理由であろう。

## (3) フランス

警備員が担う任務は以下のとおりである。フランスでは警備業が他の業務を兼業することは禁止されているため、警備業者の業務内容は、これらのいずれかに限定されている。

- ・ 人的監視若しくは電気安全システムによる監視、又は動産及び不動産の警備並びにその不動産にいる人々の安全の警備
- ・ カメラによる監視
- ・ 現金、宝石又は貴金属の輸送と監視
- ・ 自動券売機のメンテナンスとその管理
- ・ 人々の身体保護
- ・ 探偵行為

フランスでは、近年テロ対策における警備業の需要が高まりつつあるが、テロの予防や具体的な対策について管轄するのは国家であり、警備業が行うのはテロ対策の一環としての人身及び財産の保護に限定される。

原子力発電所の警備に関しては、環境・エネルギー省が管轄しており、国家憲兵隊に所属する特殊部隊 (Peloton spécialisé de protection de la Gendarmerie。以下「PSPG」という。) が原子力発電所の警備に当たっている。近年、PSPGを補完するため、警備業者が一部その任に当たることが見られるようになってきたが、警備業者はあくまで補佐的な役割であって、中核はPSPGが担っている。

我が国も含め、先進諸国において近年頻発する事案の一つに、ストーカー関連事案が挙げられる。イギリスでは、既に警備業者が警察と連携して、ストーカー対策に取り組む場面もみられるが、フランスにおいてはそうした動きはない。というのも、欧米諸国の多くでストーカー行為が独立した犯罪として定義され、様々な対策が取られている中、フランスでは未だにストーカー行為は男女問題のもつれの範疇であるという感覚から抜け出せておらず、そのためストーカー行為が法規制の対象となっていないからである。

欧州諸国において、ストーカー規制に係る法律を制定する動きが加速する中、フランスでも2010

年にストーカー規制法案が議員立法により提示されたが、その後廃案となっている。

したがって、ストーカー被害者がその身辺警備を警備業者に要請する場面があったとしても、法に基づくストーカー対策はできず、あくまで一般的な身辺警備に限定した活動が行われるのみである。

#### (4) アメリカ

アメリカにおける警備員の任務は、従前からの会社、機関、人の保護だけでなく、最近では、情報や知的財産も含むサイバーセキュリティまでもが含まれるようになってきている。

また、企業や団体の役員等を警備するために警備員を充てるのが、米企業間におけるトレンドとなりつつある。Oracle や Ford Motor といった世界的な大企業等は、役員警備のために年間 100 万 \$ (1.1 億円) 以上を充当することも珍しくない。これらの役員警備では主に、門・玄関における来訪者の監視、自宅の敷地内警備、24 時間の身辺警備及び旅行中のアテンドといった活動がなされている。

アメリカでは、原子力発電所の警備は、電力会社からの委託に基づき警備業者が担っている。

2001 年アメリカ同時多発テロ以前も、原子力規則委員会 (Nuclear Regulatory Commission) の規定では、原子力発電所内に 5~10 人程度の警備員配置を義務付けていたが、アメリカ同時多発テロ以降その数を増やし、現在では 1 つの発電所につき平均 20 人程度の警備員が常駐している。

しかし、原子力発電所の警備に従事する警備員の給与は著しく低く、多くの場合、発電所の管理人よりも低い。警備員の中には軍事経験を有する者も配置されているが、多くは一般募集によって採用され、就業前に最低限の訓練しか受けておらず、しかもそのほとんどが行政手続等に係る内容で、テロ対策の実地訓練は受けていない。また、配置後の武器訓練についても、年に 2~3 回ほどしか行われていない。

CNN によると、原子力発電所で働く警備員の職業倫理は総じて低く、警備員は、施設へ攻撃があった場合に (被害拡大防止措置等ではなく、) どこに隠れるかを話し合うことが当たり前になっているという。

ストーカー対策では、被害者の置かれているリスク評価に基づく対策立案が重要である。近年では、ストーカー対策の一環として警備業者が監視、コンサルタント、個人認証確認等のサービスを提供する場面が増加している。

また、アメリカでは学校等における銃乱射事件が発生していることから、生徒や教師、事務員の安全の推進のため、ドアの監視やモニタリング、金属探知機や防犯カメラの導入等様々な方法を採用し、一部で警備業者への委託が行われている。

2013~2014 年において、全米 93% の公立学校が、授業時間中にはドアを施錠し、学校建物内への入場規制をしているほか、75% の学校は校内監視のために CCTV を使用しており、68% が教員や事務員にバッジや顔写真付き ID カードの着用を義務付け、58% は生徒、職員等への制服の着用を義務付けている。

### 3.6 警備業務に係る契約の内容・種類

EU加盟国においては、EU指令が定める公共調達分野で、契約価格が75万€(9,150万円)を超えるものについては、我が国でいう総合落札方式に似た競争方法によって受注者を決定することが定められ<sup>31</sup>ており、警備業務もこれに該当している。

調達機関は、成果又はサービスに関する技術仕様書を作成して調達文書に公表し、企画提案内容の評価を経た上で、価格競争を行う流れとなっている。

また、EU加盟国内でも電子入札の導入が進んでおり、2018年9月までには、あらゆる調達機関による入札書類の提出が電子化される予定である。

**表 3-8 2014年EU新指令のポイント**

出典：ジェトロセンサー 2015年8月号（日本貿易振興機構）

評価基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格と品質による審査基準（MEAT）への一本化 ※価格を唯一の審査基準とする入札も実施可能</li> <li>●維持費や環境への負荷などの「ライフサイクルコスト」を考慮するよう義務付け</li> <li>●技術の革新性、デザイン性、実施体制、人員の経験などを審査基準に追加</li> </ul>
電子調達システムの完全導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●～16年3月：入札通知（e-Notification）、入札公示文書（e-Access）</li> <li>●～17年3月：中央省庁による入札書類提出（e-Submission）</li> <li>●～18年9月：あらゆる調達機関による入札書類提出の電子化</li> </ul>
入札方式（「競争的対話手続き」*）の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来、水道・電気事業などは対象外だったが、2014/25/ECにより初めて適用対象となった</li> </ul> <p>*入札実施者が複数事業者との交渉対話を通じて仕様を定め、実施する入札方式。法的又は技術的な理由で公示前の仕様特定が困難な場合などが対象となる。</p>

#### (1) イギリス

2001年の警備業法制定以降、警備業の質は改善に向かっているとはいえ、いまだ業界として成長途上にあり、劣悪で質の低い警備業者も少なくない。

そのため、イギリスを中心に組織されている調達・供給公認協会（Chartered Institute of Procurement & Supply。以下「CIPS」という。）は、警備業務に係る契約を行う際に、事前に警備業務契約に伴うリスク予測を行うとともに、サービス水準合意（The Service Level Agreement。以下「SLA」という。）を取り入れることを推奨している。警備業務におけるSLAとしてCIPSが推奨する内容は次のとおりである。

- ・ SLAの更新手順
- ・ 受託者（警備業者）の責任範囲
- ・ 委託者側の責任範囲
- ・ 実績評価方法及び評価頻度
- ・ 問題管理
- ・ 危機管理
- ・ 優先度又は重要度の設定
- ・ サービスレベルに対するインセンティブ及びペナルティ
- ・ 重要業績評価指標（KPI）又は業績評価指標

このうち、重要業績評価指標（Key Performance Indicator。以下「KPI」という。）については、既に警備業界においても導入が進んでいる。KPIを通して警備業者の質的向上を図っており、契約上の規定に基づきペナルティを課すなどしている。これにより、サービス品質の低い警備業者を排除する指標が業界内に浸透しつつあるが、一方ではKPIが高得点であれば、契約更新時のコスト増につながる側面もあり、KPI得点とコストとのバランスが業界内での課題となっている。

CIPSが示しているKPIの例を表3-9に示す。

<sup>31</sup> 公共調達に関する2004年EC指令第18号を廃止する2014年2月26日欧州議会閣僚理事会指令2014/24号（DIRECTIVE 2014/24/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC） 第4条 ほか

**表 3-9 警備業における重要業績評価指標 (KPI: Key Performance Indicator) の例**

出典：警備調達入門 (Introduction to Purchasing Security, CIPS, 2013)

記録文書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の脅威に関する外部データの監視を含む管理情報の支援、および適切な事態改善策に関する助言。</li> <li>・コンプライアンス情報が組織の危機管理手順に従って提供されるようにすること。</li> <li>・組織内における危機管理関連文書は常に正確かつ最新であること。例：鍵管理台帳、システム管理用 ID カード操作説明書、画像管理システム</li> </ul>
顧客インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客組織別担当命令の月例確認。</li> <li>・契約管理者又は代理人は、スタッフの募集および解雇を含む警備業務の運営に関する決定権を有すること。</li> <li>・全警備員が常に顧客目線であること。</li> </ul>
革新と改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の警備改善に向けた提案書の提出。</li> <li>・企業風土 警備業者は常に改善していく風土にあるか。</li> <li>・是正措置 警備業者は効果的な是正措置を取っているか、問題が頻繁に繰り返されているか。</li> </ul>
スキル、適格性、訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々のスケジュール管理及び調整。</li> <li>・管理担当役員を含む全ての警備員は、職務遂行のための適切な訓練を受けており、常に礼儀正しいこと。</li> <li>・管理担当役員を含む警備員は、作業指示書に記載されている手続きを十分に理解しており、作業内容がそれに準拠していること。</li> <li>・サービスエンジニアは、システムのメンテナンスと再委託が行えるよう訓練を受けており、かつその資格があること。</li> </ul>
サービス品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する全ての法的要件を含め、鍵、入室制限、CCTV 手順が、組織内のガイドラインに従って監視されていること。</li> <li>・全ての建物の開錠、施錠が指示書に従って実施されていること。</li> <li>・指示書に従い制服を正しく着用していること。</li> <li>・障害事項は規定された時間内に処理されること。</li> </ul>
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての費用は予算内であること。</li> <li>・警備業者は調達担当者と積極的に連携してコスト削減に努めており、目標以前にコスト削減及び効果獲得が達成されること。</li> <li>・警備業者の苦情処理が適切であること。</li> <li>・不必要な運営経費や保守が省かれるよう設計されたシステムであること。</li> </ul>

## (2) ドイツ

ドイツにおける警備業務契約は大きく次の3つに分類されている。

### ①業務契約

一方の契約当事者の果たすべき業務内容と他方の契約当事者の支払いを義務づけた業務契約が、ドイツの法律で定められている。業務を引き受けた契約当事者が自ら当該業務を果たす場合とそうでない場合がある。自社受け、一部外注、全部外注（一括請負契約）等である。

### ②請負契約

請負契約は、私法契約の一種で、業務を引き受けた契約当事者が対価を得て、他方の契約当事者（発注者）に業務を提供する。契約のタイプとしては請負であり、ドイツでは、民法第 631 条<sup>32</sup>が請負契約について規定している。

### ③非正規雇用契約

非正規雇用とは、被雇用者が雇用者から報酬を得て、限られた期間、第三者に貸し出されることであり、我が国でいう労働者派遣と同様の形態である。

警備業務に係る公共調達の場合は、その金額が 3 万€ (366 万円) を超える場合には連邦中央記録 (Bundeszentralregister) への照会が義務付けられており、当該警備業者や警備員に関する犯罪記録が登記されている場合には、発注取消になる場合がある。

公共調達の多くは自治体レベルで行われるが、ドイツでも財政難に苦しむ自治体は多く、公共調達の担当者が価格のみならず総合的な経済性を考慮した発注を検討しても、市長が拒否権を発動し、財政を考慮して安価な方法を採用することもあるという。

<sup>32</sup> 第 631 条 請負契約の特徴的義務

(1) 請負契約により、請負人は、約束した仕事を完成する義務を負い、注文者は、合意した報酬を支払う義務を負う。  
 (2) 請負契約の目的は、物の製作若しくは変更、または労働若しくは労務により生ずるその他の結果とすることができる。  
 「他人の財産管理」R. シュレーダー/原恵美訳 (慶応法学第 23 巻、2012)

なお、警備業務の提供先は、BDSWによると、約75%が経済界（民間）、約25%が政府、1%が個人（ホームセキュリティ）となっている。

### **(3) フランス**

フランスでも、EU指令に基づき、入札者を総合的に評価する方式が公共調達法（code des marchés publics）等で定められており、機能特性、技術的支援及びアフターサービス、役務実施日、業務履行期限、価格を考慮した上で最も経済的に優れた案を採用することが定められている。

### **(4) アメリカ**

連邦調達規則（Federal Acquisition Regulations）では、合衆国外の民間軍事会社等が連邦政府と軍事サービスに係る契約を締結する際の規定を設けているが、警備業務に係る規定は設けられていない。

### 3.7 警備業務実施に当たっての発注者との関係

#### (1) イギリス

下請に関しての法的な制限は特にないが、契約により下請、契約の細分化を禁止する場合もある。

大規模警備やドア・スーパーバイザー、パブやクラブなどのアルコールを提供する施設の警備などは下請が発生しやすい傾向にある。実施範囲が全国規模に及ぶ契約の場合には、地域によって業務を予め分割し、地域ごとに個別の警備業者と契約する場合もある。

ロンドン 2012 大会以降、大規模警備においては、一社だけに業務委託をするのではなく、複数社に分散することが一般化している。これは、リスク分散の観点のほか、大規模警備契約を一社が受注し、元請が多額の中間マージンを抜いてしまうと下請業者に渡る金額が少なくなり、結果として、サービスの質の低下につながってしまうからである。

#### (2) ドイツ

ドイツでは、3.6(2)のとおり、警備業務の契約に三つの形態があり、業務内容等に応じ、それぞれ最も適当な方法が採られる。

#### (3) フランス

CoESS の 2013 年の統計によると、警備業務の提供先は、公共セクタは 24%、民間セクタは 76%となっている。

このうち、公共セクタとの契約は 2006 年には 21%であったので、若干増加傾向にある。

また、総売上高に対する下請契約の割合は、おおむね 7.5%で推移している。

#### (4) アメリカ

イギリスと同様に下請に関しての法的な制限はなく、契約等により禁止・制限されていなければ許容される。

このため、警備業者によっては、警備サービスの下請 (Subcontract) を企業の「売り」にしているユニークな業者もみられる<sup>33</sup>。

<sup>33</sup> ミシガン州デトロイト市に本社を置くイーグル警備サービス (Eagle Security Services) など。

### 3.8 何らかの事故発生時の責任分担範囲や下請構造の有無等

#### (1) イギリス

複数の警備業者、警察等が連携する大規模イベントの警備の場合には、事前に各々の責任範囲及び指揮・命令系統を明らかにすることが通例となっている。

責任範囲の分担方法に関しては、おおむね次の3つに分けることができるが、警備業者が責任を負う可能性があるのは①、②である。

①地理的責任：警備業者又は警備員が担当するその区域に対する責任。

②機能的責任：持ち物・身体検査に関しては警備業者が担う事項であって、通常警察は行わない。

③危機管理責任：専ら警察の責任範囲であり、警備業者が危機管理責任を負うことはない。

#### (2) ドイツ

基本的な責任は、警備を依頼する施設の所有者やイベントの主催者に帰属する。

したがって、大規模イベントの場合は主催者に責任があり、主催者が警備の必要ありと判断した場合には、主催者がその責任において警備業者に警備を依頼することになる。同様に、ドイツ鉄道（Deutsche Bahn）の駅の警備に関しても、鉄道会社がその責任において個々の駅の警備を警備業者に依頼することになる。

ただし、危険性や犯罪発生の蓋然性等を踏まえ、国が関与すべきと判断されたイベント等では警察が警備を担当する場合もあり、この場合の責任は、警察（国家）に帰属する。

#### (3) フランス

一般に、警備業者は契約書に基づき、警備活動に必要な全ての措置、器具の設置及び対象者（又は対象物）を守る責任を負っている。また、警備業者は顧客に対し、警備そのものに対する責任はもちろん、警備員が顧客に損害や損失を加えないことに対する責任を負っている。

したがって、従業員の債務不履行及びそれに類似する行為が原因で、他方当事者（顧客）又は第三者に損失又は損害を加えたときは、警備業者が責任を負う。警備業務の不履行（警備員の不存在等）の際には、警備業者は顧客に違約金を支払わなければいけないが、履行不能が認められる場合はこの限りではない。

#### (4) アメリカ

通常の警備業務契約において、警備業者は、その過失又は違法行為によって発生した被害に対し全ての責任を負うとともに、訴訟費用等を含めた損害補償の義務を負っている。

また、警備業者は、業者自身及びその契約に基づき警備業務を行う被雇用者について、包括的な保険に加入させなければならない。

加えて、警備業者は被雇用者のための労働損害保険に加入しなければならないが、警備業務提供前に、警備業者又は保険会社は顧客に対し、該当保険による補償が有効であることを示す証明書を提供することが通例である。

下請に関する規制については、連邦法でも、本調査で対象とした3州の警備業法にも規定がないが、例えば、警備業法で下請契約に係る規定を設けているテキサス州では、警備業務を受託した警備業者が別の警備業者（元請と同様に警備業のライセンスを取得していなければならない。）に再委託をする場合、元請の警備業者は、発注者に対し、契約後7日以内に再委託先の名称、住所等の情報と、再委託する範囲（契約内容の一部又は全部）を通知しなければならないこととされている。

### 3.9 警備業界の課題・展望

#### (1) イギリス

定着率の低さ（離職率 30%）により、常に人員の確保・管理が課題となっている。

イギリスで警備業務を利用する発注者は、警備業務＝安価な商品（又は安価な労働力）として見る傾向があり、安ければ安いほど良いという考え方があるという。BSIA は、そのような考え方に警鐘を鳴らしており、価格だけではなく、ライフタイムの費用を考慮しなければリスクが大きくなると呼びかけている。人材に関しても値段重視で考えると、研修を十分に受けていない者や副業をしている者を雇ってしまうことにつながる。同様のことは機械にも言えるとも指摘している。

こうした状況を踏まえ、BSIA では、サービスという無形のものを有形化するように努めるとともに、加盟業者へのサービス提供の需要が高まるように市場開発、進化、拡大を目指している。このため、協会加盟業者の定着率は高いといい、BSIA では加盟業者のニーズに対応するため、リクルート部門には専門のセールスマネージャーを配置している。

警備業者側の定着率対策としては、勇敢な行動をとった警備員や顧客評価の高い警備員を表彰したり、海外研修へ参加させるなどのインセンティブを与えるような努力も一部の企業が行っている。しかし、今なお多くの警備員が最低賃金で生活しているのが現状であり、業界が抱える人手不足に対する抜本的な打開策には至っていない。

また、日本と同様、警備員の高齢化が大きな問題となっている。イギリスの定年年齢は、以前は女性 60 歳で男性 65 歳であったが、2011 年 10 月以降、定年年齢を理由とする解雇が原則として禁止された。肉体的、物理的に容疑者を拘束しなければならない特定の部門で高齢化が進むことは大きな問題であり、その可能性を見据えた対策が求められよう。

#### (2) ドイツ

今後、大規模イベントやテロ等の脅威のある分野において、警備業の需要が増えていくであろうと考えられ、BDSW では、警備員の量的・質的向上を図るため、2016 年から警備員に対する表彰制度（賞金付）を創設し、被表彰者について、メディアを通じて一般市民にも広報して警備員のモチベーションアップにつなげている。

#### (3) フランス

テロの脅威の増加に伴い、その対策の一環としての警備業への需要も増加し、その対応が求められている。

中でも警備員の武装化は国内外から求められているところではあるが、テロの予防や具体的な対策については本来国家が管轄すべき課題であり、警備業が行うのは顧客との契約に基づく人身及び（又は）財産の保護である。

したがって、テロの脅威が高まれば高まるほど国家による特別な介入が必要となり、一方では人身と財産の保護を担う警備業の需要も高まることから、国家と警備業の境界線の明確化及び警備業の役割の拡大による国と民間の協調が課題となっている。

#### (4) アメリカ

アメリカにおける警備業界の展望として語られる文献等の多くは、広義の警備業、すなわち民間軍事部門の海外進出等についてであり、狭義の警備業に関して語られている文献は少ない。

### 3.10 警備業研究の状況（テーマ・論点）

#### (1) イギリス

民間リサーチ会社のパーペチュイティ・リサーチ<sup>34</sup>（PRCI）は、年に一度研究報告を行っており、2010年には警察と警備業者の協力体制の障壁に関する包括的なレポートを発表<sup>35</sup>した。

PRCIの代表で、レスター大学教授でもあるマーティン・ギル（犯罪学者）は警察と警備業者の障壁の要因等について研究している。現在、PRCIでは「警備部門における変革に向けての戦略（Strategy for Change for the Security Sector）」というタイトルで、価格競争が業界内で共食いを生み出しているという懸念や、より高度な研修を身に付けている警備員がいかに高い付加価値をもたらすか、といった研究を実施している。

#### (2) ドイツ

警備業に関する研究者としては、ドイツ継続教育大学（DUW）（ベルリン）等で教鞭をとるシュトーパー博士が代表的で、これまでに50冊近い著書を発表している。BDSWも営業法に関する会議やシンポジウムを開催し、博士と共に研究をしてきた。

シュトーパー博士らによる「警備業におけるハンドブック<sup>36</sup>」は警察や政府関係者、警備業者等による執筆を集めたもので、国家・警察・警備業者の三者がどういったシーンでどのような連携が必要かを明確にしており、BDSWによると、ドイツ警備業界におけるバイブル的な存在となっているという。

また、政府による研究助成として、連邦教育研究省の研究プログラム助成制度がある。2012年にはこの制度を活用してブランデンブルグ社会安全研究所（Brandenburgisches Institut für Gesellschaft und Sicherheit（BIGS））とドイツ経済研究所（Berlin Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung（DIW））が、経済的側面から見た国家、産業界、社会に対する公的警備と民間警備業の役割等を研究し、その成果<sup>37</sup>を発表している。

#### (3) フランス

2015年に起きた一連のテロにより、警備業の様相が変化しつつある。

課題として挙げられるものとしては、主に二つあり、一つは、警備員の武器の所持等の是非について、他方は、国家と警備業の役割の明確化についてである。

警備業における武器の所持等については、別項でも触れたとおり現在は現金輸送の際のみ認められており、警備員による武器の乱用等公共の秩序を乱すような行為は今のところ発生していない。したがって、警備員の武器の所持等に対する障壁は低いと思われるが、法改正を伴う一方、警備業者の経営状況からすれば容易に武器購入に踏み切れる水準がなく、更なる検討が求められているところである。

国家と警備業の役割の違いについては、テロの頻発により一層の明確化が求められている。テロの脅威が国家による特別な介入を必要とさせており、その一方で、人身と財産の保護は警備業が担うところであり、その境界線及び警備業の役割の拡大による国家と民間との協調が重要となってきた。

この点を巡る研究は、CNAPSが取り組んでいる。

<sup>34</sup> Perpetuity Research and Consultancy International (PRCI) Ltd. 同社代表のマーティン・ギル教授が所属するレスター大学も出資している民間調査会社。

<sup>35</sup> *Private security, the corporate sector and the police: opportunities and barriers to partnership working*, Professor M. Gill et al., PRCI Ltd., Kent, 2010

<sup>36</sup> *Handbuch des Sicherheitsgewerberechts*, Prof. Dr. Rolf Stober et al, Verlag C.H. Beck, München, 2004

<sup>37</sup> *“Civil Security” and the Private Security Industry in Germany*, S. Gummer & Stuchey, BIGS, Potsdam, 2014

#### (4) アメリカ

アメリカにおける警備業界の研究の多くは民間軍事部門に係るものが多く、狭義の警備業に関する研究はあまり見られない。

そうした中でしばしばテーマとなっているのは、公の立場である警察と民の警備業とがどのように連携していくか、といった点である。

「警備業の市場化 (The Marketization of Security Services)」<sup>38</sup>という論文では、純粹に警備業のみで保護されている市場を仮想し、警察と警備業とのバランスの取れた連携関係を模索する検討が行われている。

---

<sup>38</sup> Rutger Claassen (Leiden University), Public Reason 3 (2), 2011

### 3.11 警察や政府機関等との関係

#### (1) イギリス

警察がイニシアティブを取って開始されたテロ対策「プロジェクト・グリフィン (Project Griffin)」では、警備業者と連携して警備員の育成を図り、警察の目や耳となる人材を育成している。

2009年11月に湖水地方やスコットランド等で洪水が発生した際に、警備員が水源の警備を担った分、警察は十分な人員を前線に配置することができたというケースもある。

こうした警察と警備業との連携の背景の一つには、警察における人材不足が挙げられ、警備業者が警察業務の一部を補完している側面がある。警察署によっては、警察業務のうち、留置場業務、法医学医療等を警備業者に委託するケースもある。

例えば、下院内務委員会は、G4S社が警察から受けている警備業務の内容等を公表している（表3-10）。これをみると、契約期間、金額にばらつきはあるものの、警察署によっては300億円近い委託内容となっているケースもあり、イギリスの警備業者にとっては、警察支援業務の受託も大きなビジネスとなっている。

表 3-10 G4S社と警察との警備契約締結状況（2012年時点）

出典：下院内務委員会 オリンピック警備報告書 Volume2

警察名	契約内容	契約額計		契約期間		契約延長期限
		百万£	億円	自	至	
リンカーンシャー警察		229.7	293.12	2011年4月1日	2021年3月1日	
ランカシャー警察	留置所サービス	7.8	9.95	2010年4月1日	2013年3月31日	
サウスウェールズ	留置所サービス	9.6	12.25	2009年3月1日	2012年2月28日	
スタッフォードシャー警察	留置所サービス	3.0	3.83	2009年2月1日	2011年1月31日	延長の6か月前
デヴォン&コーンウォール警察	法医学医療サービス	0.4	0.51	2009年8月1日	2010年7月31日	協議によりいつでも
リンカーンシャー警察	法医学医療サービス	4.4	5.61	2009年11月1日	2014年10月31日	2014年10月31日
ケンブリッジシャー警察	法医学医療サービス	2.8	3.57	2010年7月1日	2013年6月30日	2013年5月30日
ベッドフォードシャー警察	法医学医療サービス	1.7	2.17	2010年7月1日	2013年6月30日	2013年5月30日
エセックス警察	法医学医療サービス	4.6	5.87	2010年7月1日	2013年6月30日	2013年5月30日
サフォーク警察	法医学医療サービス	2.5	3.19	2010年7月1日	2013年6月30日	2013年3月30日
ノーフォーク警察	法医学医療サービス	2.2	2.81	2010年7月1日	2013年6月30日	2013年3月30日
グロスタシャー警察	法医学医療サービス	2.4	3.06	2010年7月1日	2013年5月31日	
ウィルトシャー警察	法医学医療サービス	4.1	5.23	2008年9月1日	2013年8月31日	延長適用済
ハンプシャー警察	法医学医療サービス	5.4	6.89	2008年10月1日	2013年9月30日	延長適用済
ハートフォードシャー警察	法医学医療サービス	3.3	4.21	2010年6月1日	2013年5月31日	2012年2月28日
警察関係計		283.8	362.16			

注：本表の円換算は、下院報告書発表時点に合わせるため、2012年9月18日の公表仲値（1£＝127.61円；三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）を用いた。

## (2) ドイツ

警察と警備業者との連携は比較的良好である。

イギリスとは異なり、警察が警備業者に対し業務を委託することはないが、大規模イベントにおいては日常的に連携を取ることで、安全確保に努めている。

とりわけ大規模イベント警備においては、主催者を中心として警察、消防、救急、警備業が事前協議を重ねて対策を立て、特段の問題が発生していない状況では主に警備業が警備に当たり、事件発生時には警察が、事故発生時には消防と救急が、それぞれ主体的に行動するなどの役割分担やルールが明確になっている。

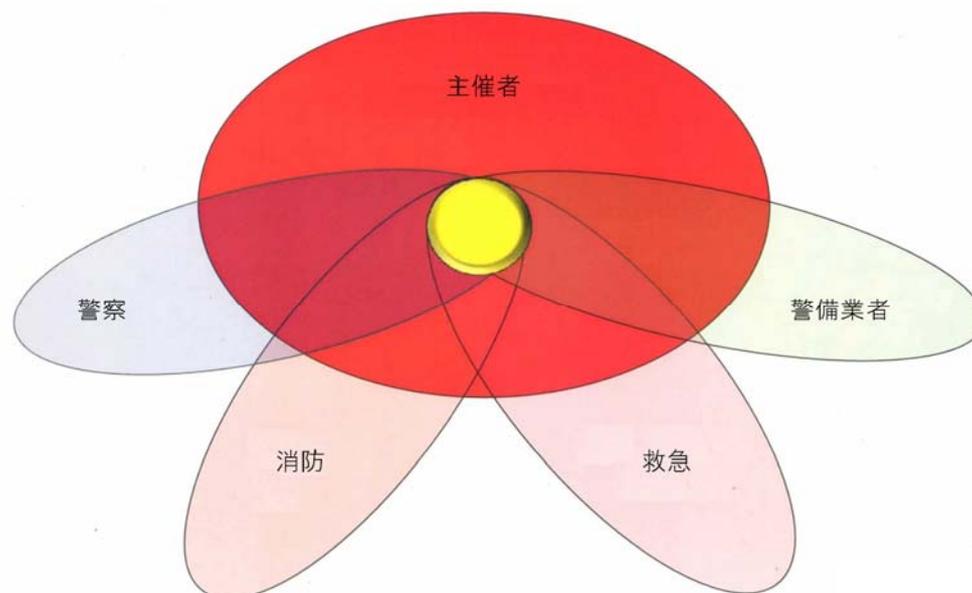


図 3-12 大規模警備等における連携概念

資料：フランクフルト市警察本部

## (3) フランス

1970年代後半から、現金輸送、空港における人と荷物の管理・審査において、国家と警備業の連携が始まり、最近では、駅構内や大規模な文化及びスポーツ行事でも両者の協力がみられる。

2011年にCNAPSが設置されたことは、国家の協で警備業界が担う役割や業界自体の重要性が認められたことの証であり、国家と警備業者による安全のための協調の必要性が認識された。

2016年のUEFA EURO 2016（UEFA 欧州サッカー連盟欧州選手権）の警備は、国家と警備業者の協働の大きな機会であった。地方に散らばる競技場及び観客の安全は、まさに両者の協力関係によって確保される。

## (4) アメリカ

警備業と警察との協力関係は、1950年代半ばに全米警備業組合（American Society for Industrial Security。以下「ASIS」という。）が築いたことに端を発する。1970年代にはハイジャック事件が頻発し、警察は空港における被疑者の特定に多くの人員を割かれたため人員不足に陥り、その穴を埋める手段として空港における警備員の使用が始まったといわれている。アメリカ同時多発テロ以降は、国土安全のための官民による効果的な協力の必要性が再確認された。その証拠として、連邦機関によると、国家の重要なインフラ設備の85%以上が警備業者により監視、警備されており、警察は、テロに関連する及び潜在的なテロ行為の情報を収集することに努めているという。しかし、警察は、警備

業者との情報共有には積極的ではない。警備業者は警察からタイムリーな情報を受け取れないと嘆いているが、警備業者も自らが警察に渡す情報が公に漏れてしまうのではないかと危機感を抱いており、相互不信の状況に陥っている。このような状況を受けて、国土安全保障省は、警察及び警備業者に対し、国土安全のニーズに効果的に応えるべく協力協定書を締結するよう促した。ASIS の調査によると、警備業者の回答者の半数以上が、少なくとも年に1度は地元警察とコンタクトをとると回答した。警備業者の中では、警報対応 (alarm response) の分野において最も警察との協力関係を築いている (64.0%の警備業者)。2005 年の ASIS の調査によると、警備業者の 9.4%が国土安全分野で、6.7%がテロ関連分野で、警察と協力していることが分かった。

連邦法務省の報告によると、2000 年には 60 以上の警備・警察間のパートナーシッププログラムが実行されていたところ、2006 年には 450 以上にまで増加している。

### 3.12 社会における警備業の地位

#### (1) イギリス

日本の3Kと似た状況があり、長時間労働や低賃金のため社会的地位は低く、無断欠勤や病欠<sup>39</sup>も多い。SIAライセンス制度確立後、こうした状況は少しずつ改善してきたものの、それ以前は、多くの不法移民が警備業に携わっており、また犯罪組織がその隠れ蓑として警備業者を名乗ることが多かったため、警備業務の質、国民からの期待値は低く、テレビドラマの中での警備員は悪役として扱われることが多かった。

現金輸送警備に関しては、警備員が武器を所持等できないこともあって、3Kにおける「危険」の部分特に強い。

対策として、勇敢な行動をとった警備員に対して個人賞を授与するなどしてスポットライトを当て、改善を図っている。表彰はBSIAを始めとして様々な機関が実施しており、ロンドン警視庁も、2016年から警察に貢献した警備員を対象とした表彰を行っている。

セコムPLC社では、会社に対する帰属意識を持たせるため、毎年、顧客、社内から評判が良く、将来性のある12名程度の若手社員を対象に、日本のセコムでの研修制度を設けている。対象となる社員は営業業務、エンジニア等全ての分野としており、これまでに約50名が研修を受けてきた。当該研修を受けた社員の定着率は、そうでない社員と比べて高いという。

このほか、同社では顧客からの評判の良い社員を社内で表彰する制度を設けている。

#### (2) ドイツ

日本の3Kと似た状況が見られ、近年は改善してきているものの、警備員には長時間労働や低賃金というネガティブなイメージがあるという。BDSWによると、このような状況を改善するためには、国家による明確なルールの制定が必要であるという。

今後、テロ等のリスクの増大に伴い、警備業の需要も増加すると思われるが、その一方で警備業界では人手不足が深刻な状況にある。

BDSWでも人材確保に向けて、求職者に対しては警備業の可能性を提示する活動を行っているほか、特に元連邦軍兵士に対する警備業の広報活動を行っているが、警備業の労働時間は早朝や夜間、祝祭日における業務があることから敬遠されがちで、なかなか雇用に結びつかないのが実情となっている。

これに対して、BDSWでは、メディアを通じて優秀な警備員の存在を知ってもらおうと、2016年より「Sicherheitsmitarbeiter des Jahres（年間優秀従業員）」とする表彰制度を設け、業界内のみならず、一般にも周知してもらうための活動を始めたところである。

この表彰では、1等：1,500€（約18万円）、2等：1,000€（約12万円）、3等：500€（約6万円）の副賞付きの制度で、BDSW加盟業者及びメディアからの審査員からなる審査委員会を設けて審査を行った。

応募は警備業者が優秀な自社社員を推薦する形で行い、初年である2016年には15名の応募があった。表彰された3名は、BDSWの年次総会での表彰式に招待され、メディアを通じて功労等を紹介するとともに、BDSWの機関誌にも掲載するなどして周知を図った。このほか、BDSWでは優れた研修を行っている企業に対しても表彰を行っている。そのほか、大手警備業者の中には、従業員向けの広報紙を発行したり、勤続年数による表彰制度を設けたりしているところもあり、優秀な従業員確保に向けた努力を行っている。

<sup>39</sup> イギリスでは一般的な有給休暇とは別に設けられている病気休暇（sick leave）制度がある。これは労働者の権利として認められているものではあるが、イギリスの警備業界ではこれを乱用し、いわゆるズル休みをする警備員が多く、労務管理上の課題となっている。

BDSW ehrt erstmals Sicherheitsmitarbeiter des Jahres

Donnerstag, 12. Mai 2016



v.l. Lutz Kleinfeldt, Frank Schmechel, Dieter Kawa, Sebastian Schnee, Martin Hildebrandt

BDSW Pressemitteilung 17A / 2016

Berlin/Dresden - In diesem Jahr verlieh der BDSW erstmals den Preis für den „Mitarbeiter des Jahres“. Die Jury um BDSW Vize Präsident, Lutz Kleinfeldt, stellt sich dabei die Frage „Was wäre das Sicherheitsgewerbe ohne seine Mitarbeiter? Der Preis, der außergewöhnliches Engagement in der Ausübung der Sicherheitstätigkeit honorieren soll, ist mit 1.500 Euro für den Gewinner und 1.000 bzw. 500 Euro für den 2. und 3. Platz dotiert und wurde im Rahmen der Mitgliederversammlung in Dresden verliehen.

„Eine personalintensive Dienstleistung, wie die unsere, ist nur mit der Hilfe tausender Mitarbeiterinnen und Mitarbeiter in den Unternehmen unserer Branche möglich. Tag für Tag setzen diese Menschen ihre Arbeitszeit, und manchmal sogar ihre Gesundheit und ihr Leben ein, um Sicherheit zu gewährleisten. Nicht immer wird diese Bereitschaft ausreichend gewürdigt.“ so Kleinfeldt in seiner Laudatio. Der BDSW wolle mit dem ins Leben gerufenen Preis die Wertschätzung gegenüber den Beschäftigten zeigen. Geehrt wurden drei Mitarbeiter, die durch außergewöhnlichen Einsatz gezeigt haben, dass sie sich über das übliche Maß hinausgehend mit ihrer Tätigkeit identifizieren und ein Beispiel für ihre Kollegen sein können.

Gewinner des Preises „Mitarbeiter des Jahres“ ist Frank Schmechel, Mitarbeiter der Securitas Sicherheitsdienste GmbH & Co. KG, Niederlassung Magdeburg. Der zweite Preis geht an Dieter Kawa, Mitarbeiter im Bereich Funkstreifendienste der Niedersächsischen Wach- und Schließgesellschaft Hannover. Den dritten Preis erhält Luftsicherheitsassistent Sebastian Schnee, Mitarbeiter der Firma FraSec GmbH aus Leinfelden-Echterdingen.

Pressekontakt  
**Silke Wollmann**  
 Pressesprecherin

BUNDESVERBAND DER  
 SICHERHEITSWIRTSCHAFT (BDSW)  
 Friedrichstr. 149E  
 10117 Berlin  
 T. +49 30 288807 26  
 Mobil +49 162 7543914  
 wollmann@bdsw.de

図 3-13 年間優秀従業員表彰式の模様を報じる BDSW サイト

<https://www.bdsw.de/presse/bdsw-pressemitteilungen/bdsw-ehrt-erstmal-sicherheitsmitarbeiter-des-jahres>

### (3) フランス

1980年代から1990年代にかけて、警備業が国から規制を受けることはほとんどなかったため、新たに警備業を立ち上げる会社が急増した。そのため、フランスには警備業者が約 6,000 社<sup>40</sup>あるが、総売上高の 90%を占めているのはその内のわずか 350 社となっている。

2010年代に入って、CNAPSによる警備業界の規制が強化され、警備業に対する信頼が向上した。1970年代における警備業のイメージは、強面の体格がゴツい人達の集まりであり、民衆から不信感を抱かれていたが、そうした側面も徐々に取り除かれつつあるものの、ある種の侮蔑語である「夜警(vigile)」という語が完全に消えるまでには至っていない(リベラシオン紙、2016年1月8日に基づく)。

### (4) アメリカ

3.2 で見たように、対象 3 州における警備員の賃金は各州の産業平均賃金の 5 割に満たず、警備員の置かれた経済的状况は良好とは言い難い。

全米の警備員の人口構成をみると、2008 年時点で、白人が 54%、黒人が 31%、そして残りの 15%がヒスパニック又はアジア系である。

一方、産業全体をみると、白人が 70%、黒人が 11%、ヒスパニック系が 14%、アジア系が 5%であり、警備業界においては産業全体より黒人の占める割合が高く、白人の割合が低くなっている。

<sup>40</sup> 本項出典であるリベラシオン紙(2016年1月8日)の値。

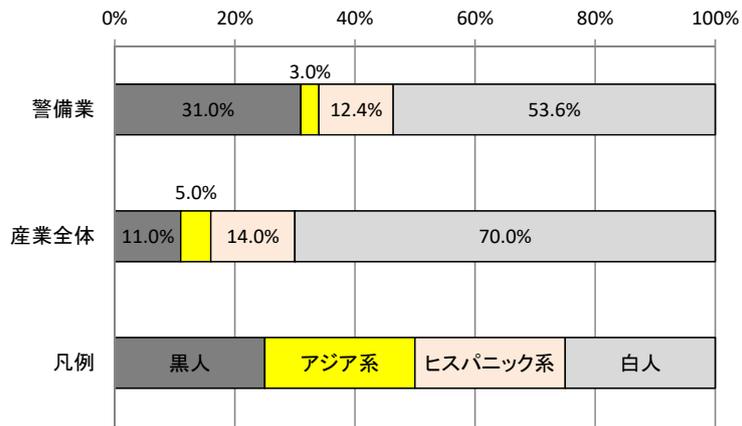


図 3-14 アメリカにおける警備員の人種構成 (2008 年)

出典：The Private Security Industry<sup>41</sup>

警備員の学歴をみると、警備員のうち 46%が高卒以下であり、大卒（学士号修了者）は 12%に過ぎない。別の統計によると、産業全体では準学士号以上を保有しているものが 35%である。

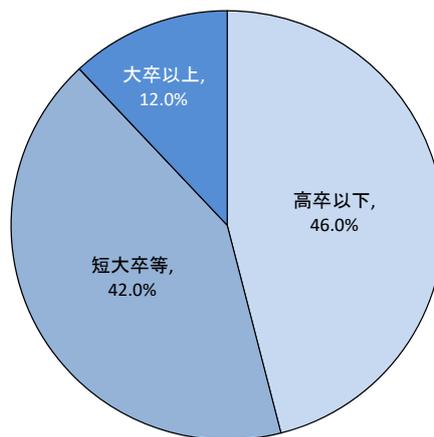


図 3-15 アメリカにおける警備員の学歴構成 (2008 年)

出典：The Private Security Industry (ibid.)

1964 年の公民権法成立により、アメリカ国内による人種差別は法的に禁止されたものの、いまだに人種差別意識を根底に持つ事件が頻発していることを踏まえつつ、敢えて述べるならば、賃金を始めとする労務環境が他の産業より劣る警備業には、被差別的な地位にある者や、低学歴の者が集まりやすく、ゆえに賃金水準が向上しないといった負のスパイラルに陥っているとみることもできるだろう。

<sup>41</sup> *The Private Security Industry: A Review of the Definitions, Available Data Sources, and Paths Moving Forward*, Kevin Strom, PhD et al, RTI International, 2010 (連邦司法省の支援による研究成果)

## 第4章 オリンピックを始めとした大規模警備における警備業

本章は、ロンドン 2012 大会を経験したイギリス、2006 年 FIFA ワールドカップ並びに 2011 年 FIFA 女子ワールドカップを経験したドイツの知見を中心に、両国（イギリス：ロンドン、ドイツ：フランクフルト）における警察、警備業者、警備業関連団体等に対するヒアリング結果を中心にとりまとめ、フランス、アメリカに関しては、関連する既存文献が見られる項目について、補足的に記述した。

### 4.1 大規模警備における警備業務の請負方法

#### (1) イギリス

警備業法施行に伴い SIA ライセンス制度が開始された。現在では、資格を有する警備員を擁する警備業者を契約対象とすることが一般化しつつある。

また、イギリスでは下請に関する規制がないため、従前より大手の警備業者 1 社が核となる警備業務を受注し、これを複数の下請に分割発注するケースが通例であった。

2014 年にスコットランドで開催されたコモンウェルスゲームズ<sup>42</sup> (Commonwealth Games) では、6 社程度の警備業者に分割して発注されたが、これはロンドン 2012 大会における反省があったからと見てよいだろう。

ロンドン 2012 大会における警備に関しては、その主たる警備をロンドンオリンピック組織委員会 (The London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games。以下「LOCOG」という。) から受託したのは、G4S 社であった。

G4S 社は世界 110 カ国以上で警備業務を行っており、同社が擁する従業員は約 62 万 5 千人で、スウェーデンに本部を置くセキュリタス社と並び、世界最大の警備業者といわれることも多い巨大企業である。

同社は以前からウィンブルドン選手権 (テニス) やロイヤルアスコット (競馬) といったイギリスを代表する世界的イベントの警備実績があったことから、2005 年から招致委員会とともに、初期段階から安全保障計画策定等に関わってきた。

2007 年に G4S 社は単独の警備を提供する企業として選出された。同社の任務は次のとおりであった。

- ・ 競技会場の警備 (当時、オリンピックパークは欧州で最大規模。)
- ・ 警備マスタープラン作成支援
- ・ リスク分析、リスク評価、ソリューションの構築
- ・ 警備員の募集、審査、認定、動員、スケジュール管理
- ・ 全会場における強靱なコマンド・アンド・コントロール・センター (指揮統制センター) の設置
- ・ 会場建設中もテロの標的となる可能性があったことから、大会前の 4 年間も含めた適切かつ実施可能な危機管理プランの開発
- ・ 大会開催前における様々な計画やプロセスをテストするためのテストイベントの開催

2010 年 12 月に LOCOG は G4S 社と正式に契約を結んだ。この時点で、G4S 社は、2,000 人の警備員提供及びブリッジングギャッププログラムを通して募集する 8,000 人の高学歴な学生のマネジメントを請け負った。

<sup>42</sup> イギリス連邦に所属する 53 の国と地域から 71 チームが参加して、4 年ごとにイギリス連邦所属国において開催される総合的なスポーツ競技大会。

## (2) ドイツ

警備業者は、大規模イベントの主催者と契約し、警備業務の実施を委託され、必要な措置を取る。したがって、主催者が連邦、州や自治体等でない限り、警備契約は民間対民間においてなされるものである。

なお、主催者がイベントの安全性に関する責任を100%負う。

警備手法は、事前に作成された警備計画案に沿ったものが採用される。

この警備計画案は、担当官庁と事前に協議して決定される。その詳細については、警察、消防、開催者、開催都市の代表、警備業者の代表を交えて協議する。こうした協議では、避難口や非常口、危険箇所となり得る催し会場内の隘路、入場経路、地理的条件（会場周辺の水域状況）、警察介入の可否等が検討される。

大規模イベントの主催者が作る計画は「安全基本理念」（ドイツ語：sicherheitskonzept、英語：Security Concept）と呼ばれており、事前に市当局に提出しなければならない。市当局は必要に応じてこの安全基本理念に基づき警察に意見照会を行う。

イベントの規模にもよるが、通常「安全基本理念」は300頁にもわたる計画書であり、例えば、次のような事項について、一つ一つ極めて詳細に記載しなければならない。

- ・安全なアクセスの確保（どのゲートを封鎖・閉鎖するか、入場のコントロール、所持品チェック方法等。）
- ・どの時点で入場を規制するか
- ・コミュニケーション体制の構築
- ・責任分担・連絡方法
- ・緊急時の対応（会場封鎖方法、緊急時にはボタン一つ押せばBGMが止まって必要なメッセージが放送できるような措置等。）

## (3) アメリカ

アメリカンフットボール、野球等のスポーツイベントやロック等のコンサートの場合、会場側が専属の警備業者と契約をしており、別の警備業者と契約をすることは少ないようである。また、通常は主催者と警備業者との間で契約が交わされ、公的セクタが介入することは多くない。

ただし、オリンピック等国際的かつ極めて大規模なイベントで、連邦政府が必要と認めた場合は、連邦政府による支援と介入が可能となる。この場合は国土安全保障長官が指名する連邦調整官（Federal Coordinator）が、州、地方、民間セクタ等の関係機関の調整を担当する現場トップを務めることになる。

ソルトレイクシティ 2002 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の際には、連邦議会による新規立法に基づきユタオリンピック公安委員会が設置され、会場の警備も同委員会の管轄下に置かれた。

## 4.2 複数の警備業者の協働に係る法制の状況

### (1) イギリス

再委託を行う際、主契約の中で元請業者が指揮系統の頂点に立つことを明記すればよい。

しかし、例えば、北東イングランドで実施する警備業務を請け負った元請企業が、同地での活動拠点がない場合、同地で業務展開する企業に対して下請を依頼することがある。

このようなケースでは、下請業者が指揮系統のトップに立ち、元請業者に対して活動を報告するなど元請、下請それぞれに自主性、自由が与えられている。

### (2) ドイツ

一の警備において、多数の警備業者が警備業務を実施する場合、一の指令本部が会社間との連絡調整を行う。この協議は、「Lage kalt クールな場所、コールドケース」と呼ばれ、通常時に情報を一本化することに意義がある。他方、特別な要因（テロ攻撃のような大きな被害を引き起こす要因）があれば、関係組織の担当者がすぐに集まり、直接協議し、以後の措置を決める。この緊急の協議は、「Lage heiß ホットな場所、ホットケース」と呼ばれる。コールドケースもホットケースも同一のメンバーで実施され、大規模イベント警備に関しこれらの協議を行うことが制度化されている。



#### 「コールドケース」

主催者、警察、市など関係者全員が集まり、最新情報を提供

#### 「ホットケース」

イベント開催中に何か起きた場合、関係者が至急集合し、警察が最終判断

図 4-1 サッカースタジアムのコールドケース・ホットケースに用いる関係者協議用会議室

資料：フランクフルト市警察本部

### 4.3 複数の警備業者間の指揮関係・連絡調整方法

#### (1) イギリス

2008年4月1日以降、認定請負事業者（Approved Contractor：SIAによる認定事業者。）が警備業務を再委託する際には、下請も認定請負事業者であることが条件となった。ただし、その場合にあっても、下請の労働者を元請の監督下に置き、直接管理することはできない。

指令系統の中には、警備業者の代表者が含まれていなければならない。警備業者が複数存在する場合は、可能ならば、主要一社を指令系統の中に入れることが望ましい。

下請が受注した業務をどのように達成するかは下請の責任であり、元請は下請の業務をモニタリングし、必要に応じ、上の組織（発注者、シニアマネージャー等）に報告する。

また、異なる機関と自由に連絡が取れるように、無線システムを一本化するという工夫も行っている。

#### (2) ドイツ

再委託を行う場合は、元請が必要人員を精査した上で下請を選定し、警備対象となるエリアを区域で分担し、各々がその責任において業務を行う。適正な警備実行のため、元請と顧客が話し合い、元請は下請とミーティングを開くなどして連絡調整を行う。

顧客と警備業者間の協議は、元請の幹部が担当する。また、各業務エリアの検分は、元請の幹部とそのエリアを担当する下請とで行う。それぞれのエリアで警備業務を行う企業は、デジタル無線機を使って、各警備業者を統括する指揮所と連絡を取り合う。

また、元請が設置する警備指揮所では、警察の指揮所と電話やデジタル無線を使って連絡しあうことができるようになっている。

イベント主催者側から見れば、警察は民間指揮所に参加する機関の一つに過ぎず、警察が担当する種々の分野における情報、助言を提供する立場にある。

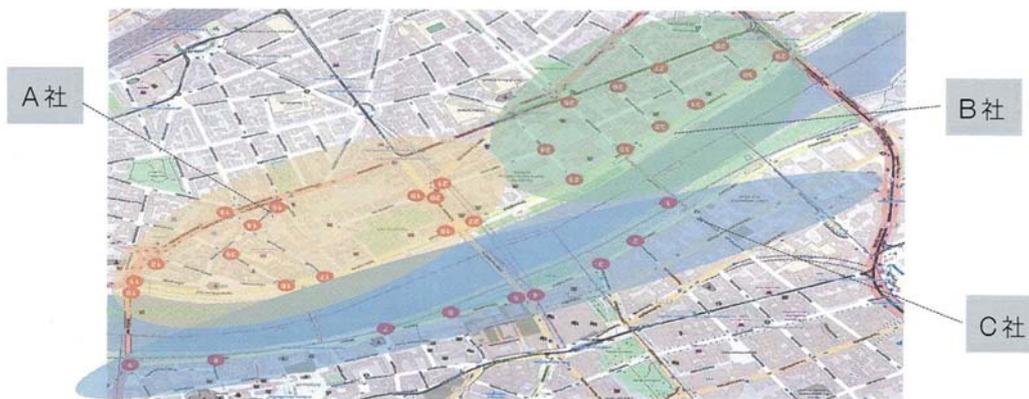


図 4-2 マイン川博物館祭りにおける複数警備業者による担当エリア分担イメージ

資料：WISAG

#### 4.4 大規模警備実施時の一時的な警備員の大量動員に係る人員の募集方法

##### (1) イギリス

ロンドン 2012 大会では、2010 年 12 月に LOCOG と G4S 社が警備契約を締結した。G4S 社は当初 10,000 人の警備員のマネジメントを請け負い、2,000 人を新規雇用、ブリッジングギャッププログラムを通じて 8,000 人を調達する計画であった。その後の大会警備の詳細が明らかとなっていく、2011 年 12 月、必要な警備要員は 23,700 人に増員され、10,400 人を G4S 社、5,000 人を軍、3,000 人を大会ボランティア、3,700 人をブリッジングギャッププログラムにより募集する学生、1000 人を他の警備業者で賄うなどとする契約変更がなされた。

欧米では、中等教育修了後、直ちに高等教育学校へ進学せず、旅行や実務を経験して見聞を広めることを目的としたギャップイヤー (Gap Year) を取り入れている国が多い。

ブリッジングギャッププログラムとは、これを活用した制度で、ギャップイヤー期間中の学生を専用ウェブサイト等で募集<sup>43</sup>して確保したものであった。

ブリッジングギャッププログラムでは、オリンピックに特化して、2 か年に渡り、計 6,374 人を対象にドア・スーパーバイザー基準に完全に準拠した訓練を行った。

ロンドン 2012 大会の成功のため、大会警備は非常に重要な業務であったが、開会式の約 2 週間前、G4S 社は人員確保の失敗を理由に業務の履行が不可能であると LOCOG に申し入れた。

これは、大会直前に LOCOG が直面する最大の課題であったが、G4S 社による人員不足のギャップを埋めるため、軍による人員調整が迅速に行われ、大会期間中の警備は軍を中心とした人員により問題なく行われた。

ロンドン 2012 大会への軍の動員は最大 18,200 人に上り、また、LOCOG は 70,000 人のボランティアを募集した。軍とボランティアの貢献は広く称賛された。

ピーク日には、52 の警察隊から約 15,000 人の警察官が配備された。追加投入された警察のマンパワーは、G4S 社による計画段階での人員と実際に招集できた人員との間に生じたギャップを埋めるため、これらは警察官らの残業時間を充当することで供給されたものであった。

オリンピックに限らず、イギリスではイベント主催者が警察官に報酬を払って警備を依頼することがある。また、警察官になりたい若者等をボランティアとして動員するケースも多い。



図 4-3 ブリッジングギャッププログラムチラシ

<sup>43</sup>図 4-3 のチラシには、「ロンドン 2012 大会で働くチャンスを見逃さないで 今すぐブリッジングギャッププログラムのサイトに登録し、2012 ロンドンオリンピック・パラリンピック大会の有償警備スタッフへの第一歩を踏み出しましょう。訓練と支援が受けられ、終了後の面接が保証されます。登録は今すぐ [www.bridging-the-gap.co.uk](http://www.bridging-the-gap.co.uk) へ」とある (当該サイトは既に閉鎖されている。)

## (2) ドイツ

大規模イベントにおいて、通常、警備業者は全警備要員の 5%程の予備人員を確保し、余力を残しておくよう警察から求められる。

2006 年 FIFA ワールドカップの際に WISAG 社が作成した警備計画によると、大会に向けた新規雇用を行う一方、臨時社員や下請スタッフによる増員を図るとともに、ボランティアスタッフも活用した体制であった。

新たなスタッフに対しては、同社の訓練センターにおいて警備業法に基づく基礎訓練を始めとする各種教育を実施した上で、現場に投入した。



図 4-4 2006 年 FIFA ワールドカップ時における WISAG 社の増員スタッフ教育体制

資料：WISAG 社

## (3) フランス

2016 年にフランスで開催された UEFA EURO 2016 (UEFA 欧州サッカー連盟欧州選手権) の際には、フランス全国 10 会場で計 51 試合開催されるサッカー競技警備のため、一時的に警備員の増員が必要となった。

2.5 でみたように、フランスでは警備員になるために 140 時間の訓練を修了する必要があるが、この増員に対応するため、内務省、SNES 等関係機関による協議の結果、訓練時間を 77 時間に縮小し、この訓練を修了した者に対し一時的な警備員許可証を発給する方式をとった。

## (4) アメリカ

主として行政機関を対象に作成された司法省の「大規模特別イベントの警備に関する計画と運営—法執行機関向けガイドライン」<sup>44</sup>では、結果的に警備員が不足するより、過大に見積もりすぎる程度が望ましいとしているが、大規模イベントにおける警備必要人員の具体的な積算方法を示しているものではない。

<sup>44</sup> Planning And Managing Security For Major Special Events: Guidelines for Law Enforcement

## 4.5 警察や政府機関等との連携方法

### (1) イギリス

警察と警備業者の二者間の関係を継続させるための法的根拠がないため、両者の関係は非常に複雑である。両者が関係を築くか否かは任意であるが、警察が地元コミュニティとの交流の中から警備業との関係を非公式に作り上げていくことはある。

ロンドン警視庁によると、警察が地域住民と良好な関係を築くように、警察官の負担を減らす面でも、警備業者の人たちと関係を築くメリットはあるが、公共セクタと民間セクタは目標としていることが異なるため、両者間の関係において問題が発生してしまう可能性も否定できないとしている。

警察と警備業者との間で協力体制を築く上で最も重要なことは、役割（責任）の分担を明確にすることである。責任は次の3つに分けることができる（ただし、往々にして責任範囲の重複が発生する。）。

- ・ 地理的→エリアによる責任分担（例：このエリアは警備員Aが担当する、など）。
- ・ 機能的→持ち物・身体検査は警備業の役割であり、警察はこれを実施しない。
- ・ 危機管理→警察の役割・責任範囲であり、原則として警備業者は関与しない（甚大な危機がある場合や空港等では警備業者との間で一部担当業務の分担が行われることもある）。

ロンドン 2012 大会における警察と警備業との連携を振り返るとき、関係した機関がその立場ごとに様々な反省点を挙げたが、多くにおいて共通した点がコミュニケーションの不足であった。

例えば、警備業者がセキュリティポイントのチェックを行うため、偽物の銃の通過を阻止できるかどうかの訓練を行ったことがあった。ところが、そうした訓練を実施することを事前に警察に報告しておらず、現場に居合わせた警察官が本物の銃と勘違いしてしまい、混乱が発生したことがあった。

こうしたコミュニケーション不足による齟齬は、現場レベルに限らず、上層部においても発生していた。

**表 4-1 ロンドン 2012 大会関連組織と G4S 社の関係性**

資料：G4S 社

LOCOG-G4S Senior CEO（最高経営責任者）
ODA <sup>45</sup> -G4S Senior Management（経営最高幹部）
CLM <sup>46</sup> -Day to day interaction（日々の相互作用）

ロンドン 2012 大会の警備契約は LOCOG と G4S 社との間で締結されており、LOCOG、内務省、G4S 社と定期的に打ち合わせが持たれていたようではあるが、警備員の決定的な不足が露見したのは、大会開始直前であり、実質的な連携がうまくできていたとは言い難い。

SIA 非常勤取締役で、元 LOCOG 警備担当理事であったイアン・ジョンストン卿は、ロンドン 2012 大会時における警察との連携に関して、次のように述べている。

「警察との連携は、おおむね良好であった。特に、戦略に関しては共通の認識があった。良好な協力関係の基本となっているのが、トップに政治的な組織があり、その下に内務省、そして LOCOG とピラミッド構造になっていることであり、それが相互のコミュニケーションの助けとなった。指令と管理についても各機関の代表者がそれぞれのコントロールセンターに人員を配置し、常に情報の交換や

<sup>45</sup> ODA：オリンピック会場建設委員会（Olympic Delivery Authority）

<sup>46</sup> CLM：設計会社の CH2M Hill 社、建設会社の Laing O'Rourke 社及び Mace 社の 3 社からなるコンソーシアム（企業共同体）

共有が行われていた。

一方、警察との協力関係でマイナス面であったこととして、私見ではあるが、警察が民間セクタの能力を過大評価していたことである。そして公共セクタと民間セクタとでリスクに対する認識、判断が大きく違っていたことも問題の一つであった。背景として、イベントの主催者がより大きな責任を負うべきという考え方の蔓延があった。」

**表 4-2 ロンドン 2012 大会における警察との連携に係る利点・欠点**

資料：ジョンストン卿（SIA 非常勤取締役）プレゼンテーションに基づく

利点	欠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略に対する共通意識</li> <li>・会議構造の類似性</li> <li>・関係性</li> <li>・指揮統制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察の民間セクタの能力に対する過大評価</li> <li>・リスクに対する姿勢のズレ（LOCOG は高リスク志向/警察は低リスク志向）</li> <li>・イベント主催者責任の背景</li> <li>・LOCOG とオリンピック関連諸団体は一体化に焦点。一方、管理に対する警察の期待</li> </ul>

また、ロンドン 2012 大会の警備では、警察だけでなく軍も投入されることとなったが、軍と警備業それぞれのメリットについて、同様にジョンストン卿の発言を借りると、「軍の場合は階級・命令系統がはっきりしていて、信頼できる。また、表 4-3 のようなメリットが挙げられ、これは民間セクタにはない特徴でもある。民間には民間のメリットがあるが、もしまた同様の警備を実施するのであれば、私個人は軍を選択する。」とのことであった。

**表 4-3 ロンドン 2012 大会警備における軍と警備業それぞれのメリット**

資料：ジョンストン卿（SIA 非常勤取締役）プレゼンテーションに基づく

軍のメリット	警備業のメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>①独自の交通手段、宿舎を擁しており、食事についても心配をする必要がないこと。</li> <li>②既存の戦略や政策がはっきりしていること。</li> <li>③機材、研修、訓練の全てにおいて完成したものを持っていること。</li> <li>④すぐに投入可能な大量の人員体制が確保されていること。</li> <li>⑤国民からの信頼も絶大であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①軍の人員配置に影響を与えないこと。</li> <li>②実コスト面で軍より安いこと。</li> <li>③現場のオペレータレベルでは、軍と同等のパフォーマンスを持つこと。</li> <li>④指揮系統に関しても軍と大差はないこと。</li> </ul>

ロンドン 2012 大会時における警備員に係るライセンスに関してもまた問題があった。

会場の多くでアルコール類が販売されることを受け、政府は「警備員はドア・スーパーバイザーのライセンスを必須とする。」との通達を出したが、これは大会開催の 8～9 か月前のことであり、結果としては期日までにライセンスを発行できず、これがマスコミ等で大きく報じられ、国の準備不足等が露呈することとなった。

## (2) ドイツ

警察が治安維持のために警備業者を使うことはなく、警備業者が提供するサービスは、依頼者が直接委託するものである。

各種イベントや会場の安全に係る責任は主催者にあり、警備が必要なイベントの場合には、主催者がその責任において直接警備業者に依頼する。したがって、例えば、ドイツ鉄道（Deutsche Bahn）の駅における警備は、ドイツ鉄道が警備業者に依頼して実施している。ただし、VIP が列席するなど、国家が保護すべき対象者が含まれる場合には、警察が警備を行う場合もある。また、危険性が高いイベントや、特に犯罪発生の蓋然性が高い大規模イベントの場合は、警察が警備業者をサポートすることがある。

このように、警察と警備業者とが同じイベントで連携して活動することは珍しくないが、この場合重要なのは、役割分担の明確化と情報の共有である。

一般に、会場内での業務（出入管理、観客のサッカーフィールド立入阻止等）は警備員が行い、警察は、それらが見える場所に待機し、犯罪発生の防止、犯罪発生時の逮捕措置等を行う分担関係となっている。

表 4-4 大規模イベントの警備における警察と警備業者の役割分担

資料：フランクフルト市警察本部

警備業者	警察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場検査</li> <li>・ 入場検査場所での検問</li> <li>・ 家宅不可侵権</li> <li>・ 刑事訴訟法第 127 条<sup>47</sup>に基づく私人逮捕権による犯罪者の仮拘束（逮捕・拘束措置を取ることが認められていない。（Maßnahmen über die Festnahme/das Festhalten hinaus sind nicht zulässig.））</li> <li>・ 警備計画案の実施</li> <li>・ 警備対象場所・物の撤去（避難口の開口・確保）</li> <li>・ 委託者と契約による警備対象の保護措置</li> <li>・ 銀行、宝石商、スーパーマーケット等の民間企業のための貴重品輸送</li> <li>・ 限定され、かつ合法的な対人警備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人検問</li> <li>・ 身分証明書等の書類に基づく人物調査</li> <li>・ 妨害を排した行事進行</li> <li>・ 危険物除去による対物保護措置</li> <li>・ 刑事訴追</li> <li>・ 問題のあるグループの割出し</li> <li>・ 犯罪発生時での証拠収集による刑事訴追</li> <li>・ 殊に特殊部隊を通じてのテロ対策</li> <li>・ 除去作業の際の警備活動の支援</li> <li>・ 特別訓練を受けた警察官による、車両に装備した拡声器やメガホンを使用しての行事参加者一般に対する呼びかけやアナウンス</li> <li>・ スタジアムで開催される行事に際し、警察は、行事主催者が提供する携帯式拡声器を、参加者や妨害者に対して使うことができる。</li> <li>・ ドイツ連邦銀行等のような国家機関のための貴重品運搬</li> <li>・ 危険物運搬</li> <li>・ 対人警備（予防・制圧を行う権限に基づく武装）</li> </ul>

ドイツではサッカーの人气が非常に高く、同国を代表するプロサッカーリーグであるブンデスリーガのシーズン戦は、他のサッカー愛好国と比しても観客動員数が多いことで知られている。

表 4-5 プロサッカーリーグの平均観客数比較

国	リーグ	平均観客数	統計年次	出典
ドイツ	ブンデスリーガ	44,916	2015/2016 シーズン	ドイツサッカー連盟 2017 年次報告書
イギリス (イングランド)	プレミアリーグ	36,490	2015/2016 シーズン	プレミアリーグハンドブック 2016/17 シーズン
日本	J 1 リーグ	17,803	2015	日本プロサッカーリーグ 2015 パブリックレポート

<sup>47</sup>第 127 条（身柄の仮拘束）①現に罪を行っている時に捕捉され、又は追跡された者について、逃亡のおそれがあるとき、又はその身元が直ちに確認できないときは、何人も、裁判官の命令なしに、その身柄を仮に拘束する（vorläufig festnehmen）ことができる。検察官又は警察職員による身元の確認は、第 163 条第 1 項の定めるところによる。  
②検察官及び警察職員は、（前項の場合のほか）勾留状又は収容状の要件が存する場合で、緊急を要するときも、仮拘束の権限を有する。  
③告訴を待って訴追する罪について、いまだ告訴がないときであっても、（前 2 項による）仮の拘束をすることができる。授權（Ermächtigung）又は処罰請求（Strafverlangen）を待って訴追する罪についても、同じである。  
「法務資料第 460 号 ドイツ刑事訴訟法典」（法務省大臣官房司法法制部司法法制課、2001 年）

ヘッセン州フランクフルト市では、ドイツ・ブンデスリーガに属するアイントラハト・フランクフルトが本拠を置いており、同市西部地区には、ホームスタジアムであるヴァルトシュタディオン（コメルツバンク・アリーナ）がある。同スタジアムでのアイントラハト・フランクフルト戦開催日には大勢の観客が押し寄せるが、その中には一般にフーリガンと呼ばれる、暴徒化するファンが多数含まれている。

試合中に、フーリガンらが暴徒化し、花火を上げたり、フィールドに降りて暴れまわったりするケースが散見されるため、警備業者や警察は、ブンデスリーガの試合が開催されるたびにその対応に当たっている。



図 4-5 サッカーファンによる暴動の例

資料：フランクフルト市警察本部

こうしたフーリガンによる事案はもとより、サッカースタジアムの安全を確保するため、ヴァルトシュタディオンには、フランクフルト市警専用の部屋が設けられている。図 4-6 に示した会議室は、スタジアム内のフィールド及び客席が見渡せる場所に置かれ、試合開催日には多数の警察官がここに駐在する、市警分室として機能するようになっている。

既に述べたように、会場内の警備は、主催者の委託を受けた警備業者の業務であり、観客が入場する際の荷物検査や、フーリガンのフィールドへの立ち入り阻止等は警備業者が行っている。警察は、有事に備えてこの分室に待機しているが、暴動が発生した場合には直ちに出動し、被疑者らを逮捕、拘束する。このため、同分室には、一時的に被疑者らを拘束するための施設も数室設けられている。

加えて、試合開催日の前日には、毎回必ず主催者、警察、警備業者がこの分室に集まり、翌日の警備体制についての事前打ち合わせを行い、情報の共有を図っている。



図 4-6 フランクフルト市、ヴァルトシュタディオン内に設けられた市警分室の会議室

資料：フランクフルト市警察本部

### (3) アメリカ

司法省の「大規模特別イベントの警備に関する計画と運営 — 法執行機関向けガイドライン」では、会場警備の役割分担について、区画別に外周、中間、内部の3つに区分し、警備業が担当するのは主として中間区画における荷物検査、ボディチェック等による荷物検査であるとしているが、この場合の注意事項として、警察と警備業の役割分担を事前に明確にしておくことを挙げている。

警備業が担当する中間区画では、チケットやパスによる入場資格の確認と、不審物、危険物のチェックをすることとし、爆発物や武器等を隠し得るクーラーバック、バックパック、大きな袋等の持ち込み禁止を推奨するとともに、検査方針や禁止事項を明確にし、事前に告知することを薦めている。

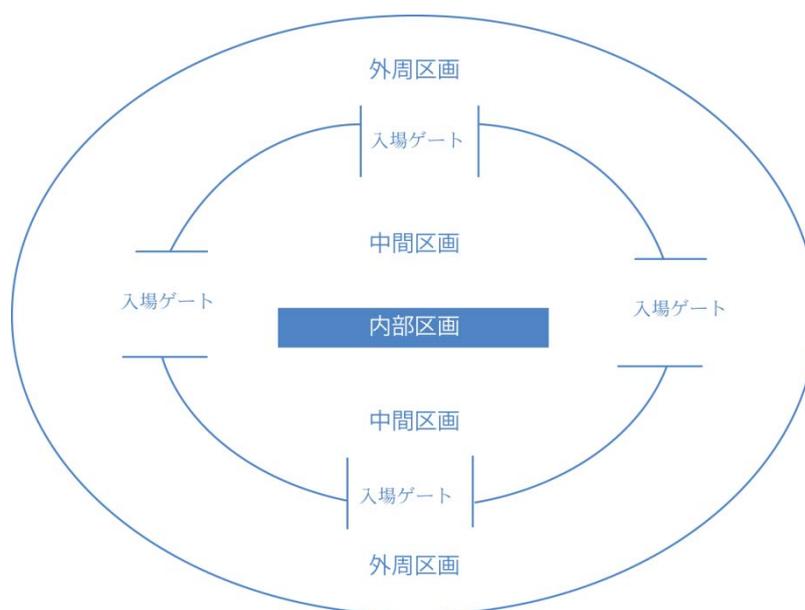
2004年のケンタッキーダービーレースにおいて持ち込み禁止物リストに掲載されたものは以下のとおりであり、中間区画を警備する警備業が荷物検査に従事する場合には、これらの持ち込み阻止もその任務である。

- ・あらゆる種類のアルコール飲料
- ・ガラス、プラスチック、金属製の飲料/化粧品容器を含むあらゆる種類のボトル/缶
- ・魔法瓶
- ・クーラーバック
- ・バーベキューグリル
- ・バックパック、荷物、ダッフルバッグ
- ・乳母車
- ・傘

**表 4-6 境界区分別にみた主たる警備担当機関及び主な警備内容**

資料：「大規模特別イベントの警備に関する計画と運営」をもとに作成

ポジション	主警備担当機関	主な警備内容
外周区画	軍	車両・人の抑止、車載爆発物の検知
中間区画	警備業	目視、磁気検査機、ボディチェック等による手荷物検査
内部区画	警察	VIP、政府要人等の警備



**図 4-7 警備計画における境界区分**

出典：大規模特別イベントの警備に関する計画と運営

## 4.6 ロンドン 2012 大会やワールドカップ等警備を終えた中での反省・教訓事項

### (1) イギリス

ロンドン 2012 大会では、警備上の大きな事件等の発生はなかったが、警備における最大の失敗は、G4S 社が警備員の確保に失敗したことであろう。

開催が決定した 2005 年 7 月 6 日の翌日、ロンドン同時爆破テロ事件が発生し、速やかに警備計画を見直さねばならない事態に陥った。とはいえ、当時、G4S 社ほどの規模の警備業者が人員確保に失敗するとは誰も思っていなかった。

LOCOG や内務省は、大会規模がイギリス国内では前例のないものであったため、G4S 社に対してだけでなく、同社を含め、ボランティア、警察、軍を含めた全体的な警備運営に関する漠然とした懸念を抱いていた。

このため、メイ内務大臣（当時）は、大会実施に向けて警備対策が順調に進行しているかどうかを確認するため、2011 年 8 月 25 日に警察検査局に対して警備体制の再検討を命じた。これに対して警察検査局は、潜在的かつ重篤な問題が幾つかあると結論づけた報告書を同 9 月 30 日に提出したが、この時点で既に大会まで 1 年を切っていた。

LOCOG は警備方針及び標準運営手順書の策定に既に 18 か月を費やしていたが、報告書の内容は今後の会場警備にも影響を及ぼすものであり、必要人員数の詰め直し作業にも遅滞が生じることとなった。

開会の約 2 週間前の 2012 年 7 月 11 日になって、G4S 社は人員の確保が間に合わなくなったことを LOCOG に申し入れた。これを受けて、メディア各社は同社の失態等を連日報じるようになったが、一連の経緯を振り返ると、一概にその責任が全て同社に帰するとは言い難い面もある。

ロンドン 2012 大会閉会后、下院内務委員会は、この人員確保ミスを巡る経緯等を詳細に調査し、報告書<sup>48</sup>に取りまとめている。同報告書によると、G4S 社による人材募集から訓練に至る過程の中で、面接に合格したにも関わらず訓練を受けられない、訓練期間中の給与が支払われない、遠方への勤務を指示されたが、制服が支給されなかったため就業できなかったなど様々な不備等があり、採用した人材がより条件の良い別の仕事に流れてしまったといった経緯があった<sup>49</sup>とされている。また、開会の直前まで、同社幹部でさえ計画が順調に進行していると信じていたと報告されている。

こういった G4S 社における対応の不備が人員確保ミスにつながった側面は否定できないものの、LOCOG 等が考える必要要員数は当初の見込みを大幅に超えて順次拡大していき、G4S 社はひたすらその需要増に応えようとしたが、結果的にはうまくいかなかったという見方もできよう。

LOCOG 警備担当理事であったジョンストン卿も次のように語っている。

「開催の 3 年前から大会に必要な警備要員の数を算出することは困難だった。この点からも、軍の方がよりメリットが大きいという結論に至った。

確かに G4S 社も難しい立場にあったとは思う。G4S 社が直面していた仕事の規模の大きさと複雑さは誰も予想だにしていなかったことであり、そのことに関しては本心からねぎらう気持ちもある。

当時としては、オリンピックの規模、そして複雑さの 2 つに対応できる企業に依頼するしかなかった。」

最終的に軍を投入することで、ロンドン 2012 大会そのものは目立った事故もなく、安全裏に幕を閉じたが、軍の展開もまた別の課題を残した。軍の大会警備担当者は、「短期間に大量の隊員を投入したことにより、皆通常任務を奪われることになった。大会の影響から元に戻るのには 2 年ほどかか

<sup>48</sup> *Olympics security Seventh Report of Session 2012–13*, House of Commons Home Affairs Committee, London, 2012（当該報告書の主要部である Volume. 1 については、資料編に掲載した全訳を参照されたい）

<sup>49</sup> 報告書によると、「2012 年 4 月時点において、面接、適性試験に合格し、訓練に移行する準備ができていた「完全合格者」の全体的な離職率は 71%であった。この段階における G4S 社の予測値では、離職予想はわずか 31%であった。」

るだろう」と発言している（2012年8月13日ガーディアン紙<sup>50</sup>）。

加えて、前項で述べたように、会場の警備員に対してドア・スーパーバイザーのライセンスを必須とする旨を政府が決定したのは大会開催の僅か8～9か月前のことであり、訓練やライセンスの発行が間に合わない事態となった。この点の責任は、主に政府に帰属するものとも考えられる。

本調査研究内で実施した現地調査では、SIA、BSIA、ロンドン警視庁、LOCOG 元理事、G4S 社等、ロンドン 2012 大会に様々な立場で関与した機関から直接話を聞く機会を得たが、これらを総括すると、ロンドン 2012 大会を巡る反省点と教訓は、次のようにまとめることができる。

◆主な反省点

- ・これまでイギリス国内で誰も経験したことのないスケールの警備を、世界的な規模を有する企業とはいえ、1社に委ねるべきではなかったこと。
- ・必要人員規模の予測が甘く、開催直前まで上方修正が続いたこと。
- ・開催まで1年を切ってから警備体制の再検討が実施され、様々な課題が浮上したものの、その解決までに十分な時間がなかったこと。
- ・警備員のライセンス要件に関する国の指示が遅れ、訓練やライセンス発給が間に合わなかったこと。
- ・LOCOG と G4S 社、G4S 社と新規雇用予定者、G4S 社内等様々なところでコミュニケーションが不足しており、問題意識や課題が共有されなかったこと。

◆教訓

- ・リスク分散の側面からも、大規模イベントの警備は例え大手警備業者であっても1社に委ねるのではなく、複数企業による分散委託とすること（2014年コモンウェルスゲームズに反映された。）。
- ・必要な警備員数の見込みは、過大となるほどでよいこと（米司法省のガイドライン。）。
- ・準備はできるだけ早く始めること（米司法省ガイドラインでは、国レベルのイベントならば2～3年は必要。）。
- ・関係機関内でのコミュニケーションを強化し、情報共有を図ることが重要であるが、他方、関係機関があまりに多いため、最終的な意思決定の権限を可能な限り現場に委譲すること（ジョンストン卿の考えに基づく。）。

とはいえ、オリンピックという極めて規模の大きいイベントに際し、計画段階から警備業者が参画することで、メインスタジアム等の新設会場では、会場設計の段階から警備のしやすさ、効率性を視野に入れた取組がなされていたことはここで特筆しておきたい。

図 4-8 に示すように、ロンドン 2012 大会のメインスタジアムが立地する場所は、四方を河川や運河で完全に囲まれているため、敷地内に入る車両、人のチェックが容易になっている。

LOCOG ではこれをアイランド・プリンシプル (Island Principle) と呼んでおり、メインスタジアムだけではなく、多くの会場で決められた区域を島のように分離し、交通を管理し、エリア内に入る人を確実にチェックできるようにした。

こうした会場設計は、計画の初期段階から警備業者も加わった検討がなされたために可能となったものであり、そういう意味においては、ロンドン 2012 大会においても、警備業と関係機関の連携の効果が

<sup>50</sup> Army wants Olympic Games recovery will take two years, N. Hopkins, the Guardian, London, 2012

表れた場面である。

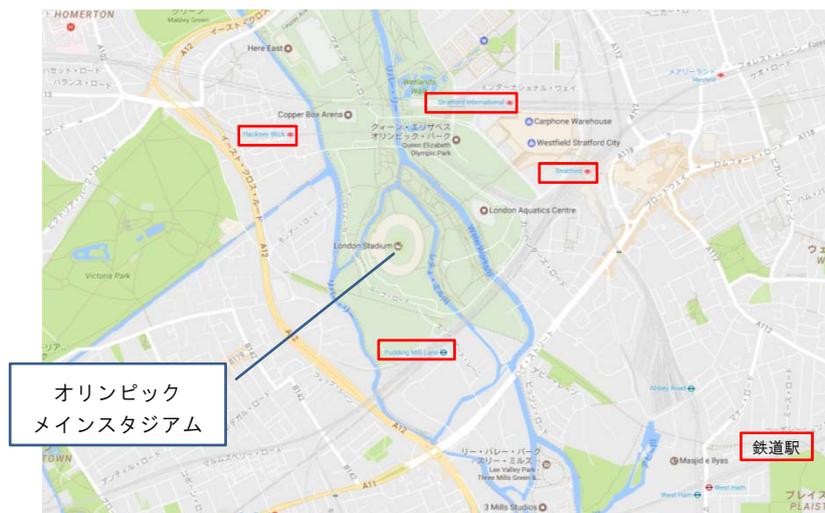


図 4-8 ロンドン 2012 大会・メインスタジアムの“アイランド・プリンシプル”

資料：Google Map に加筆

また、ロンドン 2012 大会のメインスタジアムは、周囲に地下鉄等の駅が 4 駅あり、観客らの多くがこれら近隣の駅から徒歩で会場入りをするが、会場内に入る際は、チケットの確認とともに荷物、ボディチェックがあり、これらの警備を徹底することにより会場内の安全が保たれる。しかし、駅から会場までのアプローチについては特段の制限がなく、非常に多くの人が一気に集中するため、テロ等のリスクを考慮すると、最も危険な場所であった。会場内については警備業者に警備を一任できるが、会場の外は中に比べて数倍から数十倍の面積があり、警備強化が難しいだけでなく、ともすれば警察と警備業者との役割分担が曖昧になってしまうエリアでもある。

オリンピック警備においては、こうした駅等から会場までのアプローチを「ラストマイル」と呼び、特に注意が払われていたといい、BSIA 及び SIA によると、ラストマイル警備における警察、警備業者の役割分担は、今後なお検討を重ねる余地のある事項だとのことであった。

現在、メインスタジアムに近い地下鉄等のストラトフォード駅は、駅とスタジアムの間に位置するようにウェストフィールドショッピングセンター等の複合商業施設が立地しているが、オリンピック当時はそういった施設がなく完全なアクセス路であったことから、各所に図 4-9 のようなゴミ箱が置かれている。このゴミ箱は高度の防爆性を有しており、当該エリアを担当する警備員や警察官らは、万一爆弾を発見したら、直ちにこのゴミ箱へ投入するよう教育、訓練を受けていたとのことであった。

周囲に大規模なショッピングセンターが立地した今日でも、この防爆性を有するゴミ箱は稼働中である。



図 4-9 ウェストフィールドショッピングセンターに置かれた防爆性を持つゴミ箱

## (2) ドイツ

ドイツサッカー連盟と警察や警備業者は以前から枠組み契約を締結していたため、警備業者の役割とその他の関係者の役割が明確であった。このため 2006 年 FIFA ワールドカップにおいても各関係者との連携は良好であり、円滑な警備が実施可能であった。

また、オリンピックの場合は選手、大会関係者、メディア、観客等あらゆる人が開催都市に集中するが、FIFA ワールドカップの場合は会場が 10 か所以上に分散していたこともあって、オリンピックに比べれば警備が容易であったという特徴がある。

このように、ドイツでは大規模イベントの警備に関しても比較的円滑に実施されている感があるが、その背景の一つには、警備業の認可制度開始から既に 90 年近くが経過しており、制度として成熟している側面があるという点が挙げられるだろう。

とはいえ、問題や課題が全くない訳ではない。

BDSW は、大規模イベントの警備に関し、次のような課題を掲げている。

### ◆課題

- ・ 早期段階で警備業者に委託することにより費用が増加する。
- ・ 全ての警備員がイベントに動員されないようにするため、警備業者はイベント前からの既存の顧客とのバランスを取ろうとする。

また、BDSW は大規模イベントの警備を行う上で警備業者に対して指示をする際、次の各点が重要事項であると指摘している。

### ◆警備業者に指示をする際の重要事項

- ・ 業務内容を明確に提示すること。
- ・ スタッフの教育訓練はどういったものを求めるかを明確にすること。
- ・ 指示の確認と管理をすること。

大規模イベントの警備に関しては、サッカーの試合におけるフーリガンの暴動のように、ドイツに顕著な要因も含まれる一方で、諸外国と同様に、テロの危険性が高まりつつある面もある。また、入場口におけるボディチェックや荷物検査等に際して、一部観客とのトラブルが生じることもある。

2016 年の警備業法改正により、大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者は、新たに法に定める専門知識試験への合格が必須となったが、これも大規模イベントにおける警備業の重要性が認識された結果であるといえることができる。

## (3) その他

今回の調査研究において、オリンピック等大規模警備に関係した様々な機関の人々が口を揃えて言うのは、「とにかく準備をすぐ始めること」である。ロンドン 2012 大会警備担当理事であったジョンストン卿は、「大会の準備は、いくら予定よりも早く着手しても、早すぎることはない。」と述べている。

東京 2020 大会まで残り 3 年間の中に解決しておくべき事項を、諸外国の事例、経験を踏まえて以下に列記する。

- ・ 警備の準備には極めて時間がかかるため、すぐにでも準備に取り掛かること。
- ・ 準備開始と同時に、警備全体の要となる人員を配置し、知識のギャップを生じさせないようにすること。また、これらの人員は終了まで動かさないこと。
- ・ 東京 2020 大会における安全基本理念を明確にすること。
- ・ ステークホルダーが極めて多く、多岐にわたることから、情報収集と提供の一元化に努めること。
- ・ 準備段階から大会本番まで状況は時々刻々と変化していくため、それに対して柔軟な対応が取れ

る組織づくりをすること。

- ・必要な人員は過大なほどに見積もりをするとともに、質の高いスタッフをできるだけ多く集められるよう、募集側の体制づくりを進めること。
- ・準備段階から閉会までの期間に辞めていくであろう人員の数も考慮に入れた人員計画とすること。
- ・警察、警備業者その他関係するあらゆる機関の役割分担を、業務内容、担当地区も含めて明確にしておくこと。
- ・テロに限らず交通渋滞、窃盗等に至るまであらゆる事象を想定したリスク対策を検討するとともに、それぞれの事態を想定したシナリオを作成し、これにのっとった訓練をしておくこと。
- ・警備員や機材の配置を合理化するシステムを構築し、事前に十分な運用訓練をしておくこと。

## 第5章 まとめと今後の課題

### 5.1 法制度

各国における警備業法制定の背景には、共通して警備員性悪説があると言え、法の制定時期は、警備員や警備業者が犯罪組織の隠れ蓑になるといった質の悪さが当該社会で顕在化し、社会問題と化した時期と一致する。

警備員に対し当該国における私人以上の権限を与えている国は、2.3 で触れたイギリスの「コミュニティの安全認定システム」を除き見られなかった。警察と警備業との機能分担を考え、かつ警備業法成立の背景を鑑みるに、警備員に私人以上の権限を与えることは望ましいことではないとの判断によるものであろう。

したがって、警備員の武器所持等の可否も、原則として当該国における私人のそれと一致しており、銃火器の所持等が可能な場合でも、現金輸送等特定の警備業務に限定するケース（フランス）、銃火器の所持等は特別な許可証を保有する警備員に限定するケース（アメリカ・ニューヨーク州）等があり、当該国における私人の銃火器の所持等に係る規則以上の規制を設けている場合が多い。

これに対して、フランスのように近年テロ事件が頻発し、公共の場で警備に当たる警備員の護身や武装の必要性が訴えられている例もみられるが、同国における警備業の厳しい経営環境を鑑みたとき、短期的にこれを実現するのは難しいという見解もある（ル・モンド紙。24頁参照）。

なお、我が国の警備業法令でいう交通誘導警備業務を警備業務に加えている国は今回の調査対象国の中には見られず、現地調査を行ったイギリス、ドイツではいずれも警察の所掌事項となっていた。

### 5.2 経済的状況

我が国では、警備員の労働環境や作業内容をして、しばしば「きつい(Kitsui)」「汚い(Kitanai)」「危険(Kiken)」の日本語の頭文字から 3K 職場と侮蔑気味に言うことがあり、加えて低賃金であることから、警備員の社会的地位は低く捉えられがちである。

本調査研究において現地調査を行ったイギリス、ドイツにおける警備員の状況を尋ねたところ、両国ともおおむね 3K 的な状況にあることが確認された（ドイツの「汚い」は業務内容によるとのことであった）。

警備員の置かれた状況の厳しさは、なによりも賃金水準の低さから如実に読み取ることができる。

本調査研究で対象とした 4 国の産業全体における平均賃金は、いずれも我が国のそれを上回っていて、世界的にみても相応に所得水準の高い国ばかりであるが、警備員の賃金は、平均賃金のおおむね 6 割程度で、アメリカでは州により平均賃金の 4 割強という低さである。

各国とも通常の施設、対人警備等に加え、大規模イベントの警備、さらにはテロ対策分野への進出等、警備業に対する需要は今後ますます増加していくと思われるが、その一方で警備業の賃金水準は、各国とも一律に低いままに抑えられている。警備需要の増加に対しては、単に警備員の数さえ満たされればそれで良いのではなく、より複雑かつ高度な事案にも対応できる、質の需要も高まっていくものと想定され、警備員の待遇改善や質の向上は、各国に共通する当面の課題である。

各国の警備員の待遇や質については、賃金を始め、勤務時間の改善等解決すべき課題があると思われるが、業界団体等国等へ働き掛けを行っているほか、例えば、ドイツでは、業界団体である BDSW が警備業の広報に係る冊子の作成、元兵士に対する警備業への採用勧奨活動、優秀な警備員に対する表彰等を行っており、また、WISAG 社が行う、社内アンケートによる労働環境等に係る社員満足度の把握、社

内研修の充実、上司から部下への公私にわたる適切な指導、適正な人事評価等、参考となる取組も確認できた。

### 5.3 オリンピックを始めとした大規模警備における警備業

イギリス及びドイツにおける大規模警備の方法は、我が国のものと似ている。

すなわち、警察は、テロ対策や犯罪抑止活動により、広く国民の生命・身体等を守るという業務を担い、警備業は、発注者との契約に基づき、特定の場所における巡回や手荷物検査等を行うことを任務とする。

イギリスでは、警備員の育成を図り、警察の目や耳となる人材を育成するテロ対策「プロジェクト・グリフィン」が警察主導で行われている。また、警察、警備業者その他の関係するあらゆる機関の役割分担、業務内容、担当地区も含めて明確にしておくことは、良好な協力体制を維持する上でも極めて重要であることが改めて確認できた。ただし、役割は異なっても情報共有を行うため、無線を一本化したり、指揮所同士で連絡を取り合うなどの措置は講じている。

ロンドン 2012 大会に備えた訓練では、警察と警備業者とのコミュニケーション不足により、現場が混乱した事例もあったそうである。

再委託については、イギリス、ドイツとも、個々の契約で禁止・制限される場合はあるものの、法的規制はなく、また、元請から下請への指揮命令は法により認められていないようである。これに対して、G4S 社は、詳細な作業指示書を作成し、この中で下請の業務内容と責任範囲を明確にしておけば、下請に指示を出す必要はないと述べており、また、BDSW によると、ドイツでは、警備対象エリアが広範囲であれば区域分けし、一区域一業者で業務を行う方法を取っているという。

イギリス、ドイツとも警備員不足が懸念される場合には、学生やボランティアを確保し、業務に従事させた。SIA によると、ロンドン 2012 大会の警備に従事する学生に対しては、訓練後直ちに警備に就かせ、ライセンスの発行は大会後とする特例措置を講じたとのことであった。また、2016 年フランスで開催された UEFA EURO 2016 (UEFA 欧州サッカー連盟欧州選手権) の際には、一時的に警備員の増員が必要となり、内務省、SNES 等関係機関の協議の結果、140 時間の法定訓練時間を 77 時間に短縮した事実も確認できた。

### 5.4 今後の課題

我が国の警備業界は、現在、約 54 万人の警備員がその業務を通じて犯罪や事故の未然防止等に取り組んでおり、国民の自主防犯活動を補完・代行する生活安全産業として、国民生活に不可欠な存在となっている。

他方で、こうした中、例えば、発注者等からの不当な取扱いや人手不足、労災の増加、社会保険未加入者の存在、警備員の処遇の低さといった様々な課題が挙げられており、これを看過すれば、警備業がその社会的使命を果たすことが困難となる可能性があるところ、東京 2020 大会における警備員の大量動員を見据えると、その充実に向けた取組を更に推進していく必要がある。

今回、イギリス、ドイツを中心とした外国の警備業の実態について調査を行ったが、いずれの国においても、警備員は、危険を伴う厳しい労働環境にありながら、その賃金は平均を下回り、社会的地位は高くなく、人手不足に陥っている状況が認められることを鑑みると、警備員の待遇改善や質の向上は各国に共通する当面の課題であるといえよう。

このような中、例えば、イギリスでは、警察主導で行われるプロジェクト・グリフィンの成果もあり、

警備員が下見中のテロリストを発見するなど、治安の確保に貢献している事例を把握できたほか、民間リサーチ会社のパーペチュイティ・リサーチ社では、警備業界の価格競争の弊害や高度な研修を受けた警備員の高い付加価値に関する研究が行われていることが確認できた。

また、ドイツでは、業界団体である BDSW が警備業の広報に係る冊子の作成、元兵士に対する警備業への採用勧奨活動、優秀な警備員に対する表彰を行っているほか、WISAG 社では、社内アンケートによる労働環境等の社員満足度の把握、警備員に対する社内研修の充実、上司から部下への公私にわたる適切な指導（例えば、誕生日プレゼントにより心理的つながりを強固なものにする。）、適正な人事評価の影響もあり、同社の離職率や欠勤率は業界平均を下回っているという参考となる取組も確認できた。

本調査研究で明らかとなった外国の警備業の実態、警備業界を取り巻く課題への各国の対応状況を参考として、我が国の警備業界は、東京 2020 大会を見据え、人手不足等の課題に対応しつつ、警備業界を一層充実、発展させていく必要がある。

## 主要参考文献

### (1) 日本国内文献

- 安全・安心な社会の実現に向けて，全国警備業協会，2010
- 警備業の社会学，田中智仁，明石書店，2009
- 雑踏警備業務の手引，立花書房，2006
- 他人の財産管理（慶応法学第23巻），R. シュレーダー/原恵美訳，慶應義塾大学大学院法務研究科，2012
- ロンドンオリンピックと下院決算委員会による行政監視（レファレンス2016.2），山口和之，国立国会図書館調査及び立法考査局，2016

### (2) ヨーロッパ（EU等）

- Private Security services in Europe CoESS Facts and Figures 2013*, CoESS, 2013, Belgium
- Private security and its role in European security*, CoESS, 2008, Belgium

### (3) イギリス

- Private security, the corporate sector and the police: opportunities and barriers to partnership working*, M. Gill et al., PRCI Ltd., Kent, 2010
- Olympics security Seventh Report of Session 2012–13*, House of Commons Home Affairs Committee, London, 2012
- Approved Contractor Scheme Terms & Conditions of Approval*, Security Industry Authority, London, 2012
- Get Licensed SIA licensing criteria*, Security Industry Authority, London, 2012
- Bridging the Gap The London Olympics 2012 and South Asian-owned Businesses in Brick Lane and Green Street*, S. Carey et al., The Young Foundation, London, 2006
- Introduction to Purchasing Security*,

### (4) ドイツ

- “Civil Security” and the Private Security Industry in Germany*, S. Gummer & Stuchtey, BIGS, Potsdam, 2014
- PARTNER FÜR Aus- und Weiterbildung*, BUNDESVERBAND DER SICHERHEITSWIRTSCHAFT, Bad Homburg, 2016
- Sicherheit studieren. Studienangebote in Deutschland*, Dr. L. Gerhold et al., Bundesministerium für Bildung und Forschung, Bonn,

### (5) フランス

- RAPPORT ANNUEL 2015 CONSEIL NATIONAL DES ACTIVITÉS PRIVÉES DE SÉCURITÉ*, CNAPS, Paris

### (6) アメリカ

- Planning And Managing Security For Major Special Events: Guidelines for Law Enforcement*, E. Connors, U.S. Department of Justice Office of Community Oriented Policing Services, Virginia, 2007
- The Private Security Industry: A Review of the Definitions, Available Data Sources, and Paths Moving Forward*, Dr. K. Strom et al., RTI International, North Carolina, 2010